

令和7年度第4回袖ヶ浦市廃棄物減量等推進審議会議事録

1 開催日時 令和8年3月24日 午前9時58分開会、午前10時42分閉会

2 開催場所 袖ヶ浦クリーンセンター 2階研修室

3 出席委員

会 長	工藤 智子	委 員	苅込 祥智
副会長	大橋 正明	委 員	戸枝 聖子
委 員	尾高 悟	委 員	木村 幸男
委 員	大熊 賢滋	委 員	猿渡 由枝
委 員	浅田 安則	委 員	中山 朝子
委 員	鈴木 英一	委 員	西山 朋子

(欠席委員)

委 員	齋藤 麻依子
-----	--------

4 出席職員

市 長	粕谷 智浩	廃棄物対策課長	飯野 芳樹
環境経済部長	平野 剛志	廃棄物対策課副課長 [一般廃棄物班長]	根本 吉晴
環境経済部次長 [環境管理課長]	神子 正利	廃棄物対策課 一般廃棄物班 主査	重城 一輝

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	3人	傍聴人数	0人
------	----	------	----

6 次第

(1) 開会

(2) 市長挨拶

(3) 会長挨拶

(4) 諮問書交付

(5) 議事

①袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画（案）について（諮問）

②令和8年度袖ヶ浦市一般廃棄物処理実施計画（案）について（諮問）

③その他

(6) 閉会

工藤会長 それでは、私のほうから質問させていただきます。
資料78ページに記載されている次期広域廃棄物処理施設の概要
について説明をお願いいたします。

根本副課長 次期広域廃棄物処理施設（以下「KACS」）でございますが、令
和6年2月から富津市新富地先で整備を進めております。
君津地域4市と安房地域の2市1町（鴨川市、南房総市及び鋸南
町）の7自治体で整備を進めているもので、工事のほうは順調に進
捗しており、本年8月から試運転を開始し、令和9年4月から稼働
予定となっております。
議題（2）資料の25ページに施設概要を掲載しておりますが、
日量162トンの炉を3炉整備する計画であり、管理主体は株式会
社上総安房クリーンシステムとなっております。

工藤会長 続いて、資料74ページのプラスチックリサイクルの関係ですが、
昨年6月にモデル実証事業を実施したところですが、その後の検討
状況についてお伺いします。

根本副課長 昨年6月の1ヶ月間、市内3地区・615世帯を対象にプラスチ
ックリサイクルのモデル実証事業を実施し、その結果につきまして
は、昨年12月に開催された第3回審議会でご報告をさせていただ
いたところでございます。
その後の検討状況とのことでございますが、令和8年度当初予算
にプラスチックリサイクルを含むごみ処理の総合的な見直しに係る
検討委託の費用を計上しているところであり、来年度から具体的な
検討を進めてまいりたいと考えております。

工藤会長 その他、皆様からご質問等はございませんでしょうか。

木村委員 先ほどのKACSの関係ですが、富津市に整備をしているという
ことで、今よりも搬送距離が延びることになるかと思えます。
ごみステーションでのごみ収集や費用面への影響はあるのでしょ
うか。

根本副課長 現在、市内のごみステーションから回収した可燃系ごみは袖ヶ浦
クリーンセンター内のごみピットに一時的に貯留し、大型パッカー
車2台で木更津市内にあるかずさクリーンシステム（以下「KCS」）

に搬出しております。

今後は富津市内のKACSまで搬出することになるため、大型パッカーを1台増車して3台体制にする予定としており、車両購入費や燃料費等が上昇するため、委託業者に支払う委託料が増額となる見込みとなっております。

なお、KCSからKACSへの変更に伴う、ごみステーションでのごみ収集に変更はございません。

工藤会長 他にご質問・ご意見はございませんでしょうか。

大橋副会長 KCSは令和8年度末をもって操業を終了するとのことですが、その後はどのようなようになるのでしょうか（資料34ページ）。

根本副課長 建物を取り壊した後、土地を売却する計画であると伺っております。

大橋副会長 KACSについてもKCS同様、終期が設定されているのでしょうか（資料35ページ）。

根本副課長 KACSの操業期間は、令和9年度から令和29年度までの20年間の予定となっております。

大熊委員 資料96ページに記載されている生ごみ肥料化容器等購入設置助成制度は、事業者も助成の対象となるのでしょうか。

根本副課長 生ごみ肥料化容器等購入設置助成制度は一般家庭から廃棄される生ごみの減量化促進を目的として実施しているものであり、事業者の方については対象外となっております。

大熊委員 飲食店など事業者向けの制度もあるとよいなと思った次第です。

根本副課長 現時点において事業者向けの制度の創設については検討しておりません。

工藤会長 大熊委員からのご意見も踏まえ、今後検討していただければと思います。

他に質問、ご意見等はございますでしょうか。

～ 発言者なし ～

工藤会長 質疑等はないようですので、次の議題に移らせていただきます。
次に、議題（２）の令和８年度袖ヶ浦市一般廃棄物処理実施計画（案）について、事務局から説明をお願いいたします。

根本副課長 （議題（２）資料に基づき説明）

工藤会長 事務局の説明が終了いたしました。
令和８年度袖ヶ浦市一般廃棄物処理実施計画（案）について、ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

大橋副会長 資料２６ページの最終処分計画についてお伺いします。
ＫＣＳ等で発生する溶融飛灰は全て埋立処分となっておりますが、その他の用途は今のところないということでしょうか。

根本副課長 中間処理の過程で発生する溶融飛灰につきましては全量埋立処分をする予定としております。副生成物であるスラグ等は資源として売却をいたします。

大橋副会長 スラグ等はリサイクルし、有効利用できないものは埋立処分することによってよろしいですね。

根本副課長 おっしゃるとおりでございます。

飯野課長 補足でございますが、資料３ページの表の下から５行目に記載のある「ＫＣＳ排出（溶融スラグ・メタル） １，９３７トン」は資源化量でカウントしております。下から２行目の「最終処分量 ６６６トン」が埋立処分するものとなります。

工藤会長 他にご質問、ご意見はございませんでしょうか。

浅田委員 資料３ページの表に「リサイクル率 ２４．５％」とありますが、リサイクルに回らないものにはどのようなものがあるのでしょうか。

飯野課長 溶融飛灰、ばいじんが主なものとなります。

工藤会長 他にございませんでしょうか。

～ 発言者なし ～

工藤会長 質疑はないようですので、議題（２）については以上とさせていただきます。

議題（１）及び議題（２）は、先ほど市長から諮問書をいただきましたが、諮問案件となっておりますので、審議会としての意見を取りまとめ、答申書を作成する必要がございます。

まず初めに、議題（１）及び議題（２）ともに、原案のとおり承認することとしてよろしいか、お諮りしたいと思います。

いかがでしょうか。

～ 「異議なし」の発言あり ～

工藤会長 それでは議題（１）及び議題（２）ともに原案のとおり承認とさせていただきます。

答申書の内容については、私と大橋副会長に一任させていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

～ 「異議なし」の発言あり ～

工藤会長 ありがとうございます。

それでは、大橋副会長と相談の上、答申書を作成させていただきます。

最後に議題（３）のその他でございますが、初めに委員の皆様から何かございますでしょうか。

～ 発言者なし ～

工藤会長 では、次に事務局から連絡等がありましたらお願いいたします。

根本副課長 （木村委員が令和８年３月末をもって退任されることを報告）

工藤会長 木村委員、お世話になりました。ありがとうございます。

それでは、本日本日予定していた議案の審議は、全て終了いたしました。

議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

以上で、議長の任を解かせていただき、事務局にお返しいたします。

(6) 閉会

以上をもちまして、令和7年度第4回袖ヶ浦市廃棄物減量等推進審議会を閉会いたします。

ありがとうございました。

令和7年度第4回袖ヶ浦市廃棄物減量等推進審議会

日 時：令和8年3月24日（火）

午前10時00分～

場 所：袖ヶ浦クリーンセンター

2階研修室

次 第

1 開 会

2 市長あいさつ

3 会長あいさつ

4 諮問書の交付

5 議 事

議題（1）袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画（案）について（諮問）

議題（2）令和8年度袖ヶ浦市一般廃棄物処理実施計画（案）について（諮問）

議題（3）その他

6 閉 会

袖ヶ浦市
一般廃棄物処理基本計画
（袖ヶ浦市食品ロス削減推進計画）
（案）

令和 年 月

袖ヶ浦市

卷頭言揭載

目次

第 1 章 計画の基本事項.....	1
1. 計画改定の趣旨.....	1
2. 計画の位置付け.....	2
(1) ごみ処理行政に係る国や県の動向.....	2
(2) 本市における関連計画の動向.....	11
(3) 本計画の位置付けと他の計画等との関係.....	12
3. 計画期間.....	13
4. 計画の範囲.....	13
5. 計画の対象とする廃棄物.....	14
第 2 章 一般廃棄物処理を取り巻く環境.....	15
1. 本市の自然環境.....	15
(1) 本市の位置及び地勢.....	15
(2) 気象.....	16
2. 本市の社会環境.....	17
(1) 本市の人口.....	17
(2) 土地利用.....	21
(3) 産業の動向.....	22
第 3 章 ごみ処理基本計画.....	25
1. ごみ処理の現状.....	25
(1) ごみの処理形態.....	25
(2) 収集運搬.....	30
(3) 中間処理.....	32
(4) 最終処分.....	35
(5) 本市のごみ処理行政における主なできごと.....	37

2.	ごみ処理の実績.....	38
	(1) ごみ量	38
	(2) ごみの性状.....	45
	(3) ごみ処理経費.....	47
3.	ごみ処理の評価.....	48
	(1) 類似市町村との比較	48
	(2) 現計画の目標の達成状況及び評価.....	49
	(3) 現計画における取組の評価.....	51
4.	ごみ処理の課題.....	65
5.	ごみ処理の基本方針	66
6.	ごみ処理基本計画の施策.....	67
	(1) 施策の体系	67
	(2) 基本方針に基づく取組.....	69
7.	ごみ処理基本計画の目標.....	80
	(1) ごみ排出量及び処理・処分量の見通し	80
	(2) ごみ処理基本計画の目標.....	89
8.	ごみ処理の取組の進展に向けた役割.....	90
第4章	食品ロス削減推進計画.....	93
1.	食品ロスの現状.....	93
2.	食品ロスの課題.....	97
3.	食品ロス削減の基本方針.....	98
4.	食品ロス削減推進計画の施策.....	99
	(1) 施策の体系.....	99
	(2) 基本方針に基づく取組.....	100
5.	食品ロス削減推進計画の目標.....	102
	(1) 食品ロス排出量の見通し.....	102

(2) 食品ロス削減推進計画の目標	104
6. 食品ロス削減の取組の進展に向けた役割	105
第5章 生活排水処理基本計画	107
1. 生活排水処理の現状	107
(1) 処理形態別人口の推移	107
2. 生活排水の処理形態	108
(1) 生活排水の処理フロー	108
(2) 収集運搬	109
(3) 中間処理	109
(4) 最終処分	110
3. 生活排水処理の実績	111
(1) 生活排水処理量	111
(2) 生活排水処理経費	111
4. 生活排水処理の評価及び課題	112
(1) 生活排水処理の評価	112
(2) 生活排水処理の課題	113
5. 生活排水処理の基本方針	114
6. 生活排水処理計画の施策	115
(1) 施策の体系	115
(2) 基本方針に基づく取組	116
7. 生活排水処理の取組の進展に向けた役割	120
第6章 計画の進行管理	121
1. P D C A サイクルによる進行管理	121

- 注1) 図や表等の数値は、端数処理のため、合計値が一致しない場合があります。
また、ごみ処理実績表等においては、前年度からのピット残量の繰り越し、前年度からのストックヤード残量の繰り越し、保管に伴う水分量の変化などが影響し、合計値が一致しない場合があります。
- 注2) 本計画改定時の最新実績年度は、令和6年度（2024年度）となります。
例えば「過去5年間」と記載されている場合、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）の期間を指します。

第1章 計画の基本事項

1. 計画改定の趣旨

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条の規定に基づいて、市町村が定める一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針であり、循環型社会の構築を目指して、今後のごみ処理及び生活排水処理のあり方を示し、総合的な廃棄物対策を推進しようとするものです。

本市は、平成6年（1994年）3月に袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画を策定し、社会情勢の変化や新たな法律の制定・施行などを踏まえて、これまで5回の改定を行っています。最近では令和2年（2020年）3月に見直しを行い（以下「現計画」という。）、ごみについては、環境学習やごみ減量化・資源化のリーフレット作成など、啓発に関する施策を強化しました。生活排水については、主に合併処理浄化槽の普及に取り組み、生活排水の適正な処理に継続的に努めました。これを受けて、本市のごみ総排出量は減少し、また、生活排水処理率も着実に向上するなど、一定の成果がみられています。一方で、ごみについてはリサイクル率の伸び悩み、生活排水については浄化槽汚泥量の増加など新たな課題が生じているため、現計画を見直す必要が生じています。

近年の社会情勢の変化としては、平成27年（2015年）に国連総会で採択された「持続可能な開発目標」、いわゆるSDGs（Sustainable Development Goals）の重要性が高まっていることが挙げられます。SDGsには、ごみや生活排水の安定的な処理、食品ロスの削減、リサイクルの推進など、ごみ処理行政と密接に関係する内容が含まれており、一般廃棄物処理基本計画でもこれを十分に考慮する必要があります。また、令和元年（2019年）10月に食品ロスの削減の推進に関する法律（以下「食品ロス削減推進法」という。）、令和4年（2022年）4月にはプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）が施行されるなど、新たなごみ問題への対応が社会全体で求められています。

このような社会情勢の変化を踏まえ、現計画を見直し、市・市民・地域・事業者の協働によって循環型社会の構築を目指すとともに、適正な生活排水処理を推進して水環境を保全するため、袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画を改定（以下「本計画」という。）するものです。



図 1.1-1 SDGs の 17 の目標

2. 計画の位置付け

(1) ごみ処理行政に係る国や県の動向

① 法律・国の計画等

【廃棄物処理施設整備計画】

令和5年（2023年）6月に閣議決定された廃棄物処理施設整備計画（計画期間：令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度））では、2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化、循環型社会の実現に向けた資源循環の強化が新たに盛り込まれたほか、災害時も含めた3R・適正処理の推進など、廃棄物処理施設の整備における基本的な方向が示されています。

表 1.2-1 廃棄物処理施設整備計画における基本的理念及び方針

基本的理念
(1) 基本原則に基づいた3Rの推進と循環型社会の実現に向けた資源循環の強化
(2) 災害時も含めた持続可能な適正処理の確保
(3) 脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取組
廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施及び運営
(1) 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進と資源循環の強化
(2) 持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営
(3) 廃棄物処理・資源循環の脱炭素化の推進
(4) 地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設の整備
(5) 災害対策の強化
(6) 地域住民等の理解と協力・参画の確保
(7) 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化

表 1.2-2 廃棄物処理施設整備計画における重点目標

主な項目	実績値 (2020年度)	目標値 (2027年度)
ごみのリサイクル率 (一般廃棄物の出口側の循環利用率)	20%	28%
一般廃棄物最終処分場の残余年数	22年分	2020年度の水準を維持
期間中に整備された ごみ焼却施設の発電効率の平均値	20%	22%
廃棄物エネルギーを 地域を含めた外部に供給している施設の割合	41%	46%
浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率	58%	76%以上
先進的省エネ型浄化槽導入基数	家庭用 33万基 中・大型 9千基	家庭用 75万基 中・大型 27千基

【第五次循環型社会形成推進基本計画】

令和6年(2024年)8月に閣議決定された第五次循環型社会形成推進基本計画(目標年度:令和12年度(2030年度))では、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行を推進することを念頭に、循環型社会形成に向けた国家戦略が位置付けられています。

表 1.2-3 第五次循環型社会形成推進基本計画における指標及び数値目標
(廃棄物処理に関するものを抜粋)

指標	数値目標(目標年次)
循環型社会の全体像	
資源生産性	約60万円/t(2030年度)
1人当たり天然資源消費量	約11t/人(2030年度)
再生可能資源及び循環資源の投入割合	約34%(2030年度)
入口側の循環利用率	約19%(2030年度)
出口側の循環利用率	約44%(2030年度)
最終処分量	約1,100万t(2030年度)
循環型社会形成に関する国民の意識・行動	
廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識	90%(2030年度)
具体的な3R行動の実施率	50%(2030年度)
重点分野1. 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり	
重点分野2. 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環	
重点分野3. 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現	
地域特性を活かした廃棄物の排出抑制・循環利用の状況	
1人1日当たりごみ焼却量	約580g(2030年度)
廃棄物エネルギーを外部に供給している施設の割合	46%(2027年度)
長期広域化・集約化計画を策定した都道府県の割合	100%(2027年度)
重点分野4. 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行	
最終処分場の残余容量・残余年数	
一般廃棄物最終処分場	2020年度の水準(22年分)を維持(2030年度)
災害廃棄物対策の備えに関する指標	
災害廃棄物処理計画策定率	都道府県100%、市町村100%(2030年度)
災害廃棄物に係る教育・訓練の実施率	都道府県100%、市町村60%(2030年度)
災害廃棄物処理計画における水害の想定率	市町村60%(2030年度)
重点分野5. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進	

【廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針】

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき、令和7年（2025年）2月に策定された「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「廃棄物処理法に基づく基本方針」という。）では、廃棄物の排出抑制及び適正な循環利用を徹底するとともに、円滑かつ迅速な処理を確保するための基本方針が定められています。

表 1.2-4 廃棄物処理法に基づく基本方針における数値目標
（一般廃棄物に関するものを抜粋）

指 標	目標値（目標年度）
一般廃棄物の排出量	令和4年度比約9%削減（令和12年度）
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	約478g（令和12年度）
一般廃棄物の出口側循環利用率	約26%（令和12年度）
1人1日当たりのごみ焼却量	約580g（令和12年度）
一般廃棄物の最終処分量	令和4年度比約5%削減（令和12年度）
廃棄物エネルギーを 地域を含めた外部に供給している施設の割合	46%（令和9年度）
一般廃棄物の最終処分場の残余年数	22.4年分を維持（令和12年度）

【プラスチック資源循環戦略】

プラスチックごみ由来のマイクロプラスチックによる海洋汚染、気候変動に加え、諸外国の廃棄物輸入規制強化等といった課題に対応するため、令和元年（2019年）5月、政府では、省庁横断的なプラスチックリサイクルの国家戦略として「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。

表 1.2-5 プラスチック資源循環戦略における基本原則及び重点戦略

基本原則	
3R+Renewable（リニューアブル）	
重点戦略	
（1）プラスチック資源循環	
①	リデュース等の徹底
②	効果的・効率的で持続可能なリサイクル
③	再生材・バイオプラスチックの利用促進
（2）海洋プラスチック対策	
①	ポイ捨て・不法投棄の撲滅
②	マイクロプラスチックの海洋流出抑制
③	海岸漂着物等の回収処理
④	海洋生分解性プラスチック等の開発・利用促進
⑤	海洋ごみの実態把握
（3）国際展開	
①	地球規模での実効性のある対策支援
②	地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築
（4）基盤整備	
①	社会システムの確立
②	資源循環関連産業の振興
③	技術開発
④	調査研究
⑤	連携協働
⑥	情報基盤
⑦	海外展開基盤

用語説明 3R+Renewable とは、以下の総称です。

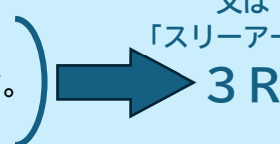
リデュース
Reduce: ごみの発生量を「減らす」ことです。

リユース
Reuse: ごみとして捨てる前に「もう一度使う」ことです。

リサイクル
Recycle: 発生したごみを「資源化する」ことです。

リニューアブル
Renewable: 製品の原材料を再生材や再生可能資源に「切り替える」ことです。

「さんアール」
又は
「スリーアール」



【プラスチック資源循環促進法】

令和4年（2022年）4月に施行されたプラスチック資源循環促進法は、プラスチック使用製品のライフサイクルに関わる全ての主体に対し、プラスチックの資源循環の取組を促す措置を規定した法律です。

設計・製造から、回収・リサイクルの各段階に至るまで、プラスチックの資源循環を促進する取組が示されています。

表 1.2-6 プラスチック資源循環促進法における各主体の役割（国、都道府県を除く）

各主体の役割	
市町村の役割	
①	家庭から排出されるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化 その他の国の施策に準じた資源循環の促進
消費者の役割	
①	プラスチック使用製品の使用の合理化により排出を抑制する
②	事業者及び市町村双方の回収ルートに適した分別排出をする
③	認定プラスチック使用製品の使用に努める
事業者の役割	
①	プラスチック使用製品設計指針に即して製品を設計する
②	プラスチック使用製品の使用の合理化のため、業種や業態の実態に応じた有効な取組を選択し、当該取組を実施することで排出を抑制する
③	自ら製造・販売したプラスチック使用製品の自主回収・再資源化を率先して行う
④	排出事業者として、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化を実施する

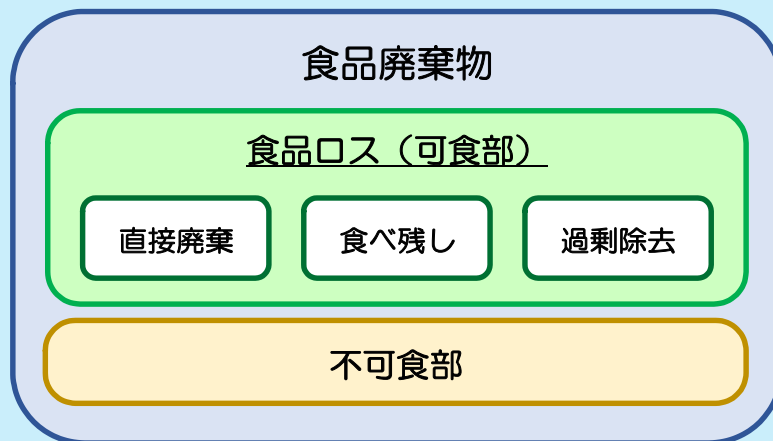
【食品ロス削減推進法】

平成 13 年（2001 年）5 月に施行された食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律では、食品関連事業者に対し、食品廃棄物等の再生利用等に努めることが義務付けられています。

一方、令和元年（2019 年）10 月に施行された食品ロス削減推進法は、より食品ロスに特化し、食品ロスの削減を総合的に推進するため、国、地方公共団体等の責務等を明らかにし、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項等を定めた法律です。

用語説明

食品ロス：「まだ食べられるにもかかわらず捨てられてしまった食品」のことです。
「直接廃棄」「食べ残し」「過剰除去」の 3 種類があります。



資料：環境省「家庭系食品ロスの発生状況の把握のためのごみ袋開袋調査手順書」に基づき、一部を修正して掲載

直接廃棄：調理されなかった食材や、開封・提供されずにそのまま捨てられた食べ物。手付かず食品とも呼ばれます。

食べ残し：食卓に上った料理や提供された食品が、食べきれずに捨てられたもの。

過剰除去：厚くむき過ぎた野菜の皮など、可食部でありながら除去してしまったもの。

不可食部：野菜の皮や魚の骨など、食べられない部分。食品ロスではありません。

【食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針】

食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針は、食品ロス削減推進法第 11 条の規定に基づき令和 2 年（2020 年）3 月に閣議決定されたもので、我が国全体の食品ロス削減の推進に係る方向性等について定めています。令和 7 年（2025 年）3 月の変更では、食品ロスの削減の推進に関する基本的施策の拡充が行われたほか、新たな数値目標が示されました。

表 1.2-7 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針における施策項目

食品ロスの削減の推進に関する基本的施策
(1) 教育及び学習の振興、普及啓発等
(2) 食品関連事業者等の取組に対する支援
(3) 表彰
(4) 実態調査及び調査・研究の推進
(5) 情報の収集及び提供
(6) 未利用食品等を提供するための活動（食品寄附）の支援等

表 1.2-8 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針における目標値

項目	実績値（実績年度）	目標値（目標年度）
家庭系食品ロス量の削減	433 万 t（2000 年度）	216 万 t（2030 年度）
事業系食品ロス量の削減	547 万 t（2000 年度）	219 万 t（2030 年度）
食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合	74.9%（2024 年度）	80%（-）

【市町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策について（通知）】

令和 7 年（2025 年）4 月、環境省から「市町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策について（通知）」が発出されました。これは近年頻発している廃棄物処理施設や収集運搬車両等におけるリチウム蓄電池等による火災事故を踏まえ、リチウム蓄電池等の適正処理を徹底するための方針と対策を示したものです。

本市においてもリチウム蓄電池等によるものと思われる火災の発生が確認されていることから、適正な処理に向けた対策を進める必要があります。

② 千葉県の計画

【第 10 次千葉県廃棄物処理計画（千葉県食品ロス削減推進計画）】

廃棄物処理法第 5 条の 5 の規定に基づき、令和 3 年（2021 年）3 月に策定された「第 10 次千葉県廃棄物処理計画（千葉県食品ロス削減推進計画）」（計画期間：令和 3 年度（2021 年度）～令和 7 年度（2025 年度））では、3 R の推進や地域循環共生圏といった視点に立脚し、千葉県内の廃棄物に関する施策の基本方針が示されています。

表 1.2-9 第 10 次千葉県廃棄物処理計画（千葉県食品ロス削減推進計画）
における目標値（一般廃棄物に関するものを抜粋）

項 目	目標値（令和 7 年度）
一般廃棄物の排出量	183 万 t 以下
1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量	440g 以下
出口側の循環利用率	30%以上
一般廃棄物の最終処分量	12 万 t 以下

【千葉県食品ロス削減推進計画】

千葉県では、食品ロス削減推進法第 12 条の規定に基づいて、第 10 次千葉県廃棄物処理計画に内包する形で、千葉県食品ロス削減推進計画を策定しました。この計画では、食品ロスの削減に係る施策として、7 つの施策が位置付けられています。

表 1.2-10 千葉県食品ロス削減推進計画における施策

食品ロスの削減に係る施策
○「ちば食べきりエコスタイル」の展開
○教育・学習の振興、普及啓発等
○食品関連事業者等における取組の支援
○食品ロスの発生実態や取組状況の把握
○情報の収集及び提供
○未利用食品の有効活用や再生利用の推進
○各主体の相互連携の推進

【千葉県全県域污水適正処理構想】

千葉県では、県全域を対象とした総合的な污水処理の構想として千葉県全県域污水適正処理構想を策定し、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等の各種污水処理施設の整備を推進しています。構想は7年おきに見直されており、令和5年度（2023年度）における見直しでは、将来の人口減少に伴う下水道収入の減少や施設の老朽化による施設更新の費用増などを踏まえ、持続的かつ効率的な污水処理システムの構築を目指した取組の方針等が位置付けられました。

表 1.2-11 千葉県全県域污水適正処理構想における目標値

指 標	目標値（目標年度）
污水処理人口普及率	96.8%（令和16年度末） 100.0%（令和31年度末）

(2) 本市における関連計画の動向

【第2次袖ヶ浦市環境基本計画】

第2次袖ヶ浦市環境基本計画は、袖ヶ浦市環境条例第8条の規定に基づき、本市における環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、令和2年（2020年）3月に策定したものです。この計画では、本市が目指す環境像と5つの基本目標を定め、これらを実現するために各種の施策が位置付けられています。

表 1.2-12 第2次袖ヶ浦市環境基本計画における目指す環境像と基本目標

目指す環境像	
みんなでつくる 豊かな自然と快適な暮らしが調和したまち 袖ヶ浦	
基本目標	
1	豊かな自然と共生するまち
2	快適で安全に生活できるまち
	(2) 水質・土壌・地盤環境の保全
3	地球環境を思いやるまち
4	環境にやさしい循環型社会を形成するまち
	(1) 3R活動等による廃棄物の減量化・資源化
	(2) 廃棄物等の適正処理の推進
	(3) 廃棄物等の不法投棄・ポイ捨てへの対策
5	市民参加による環境保全活動を推進するまち

【袖ヶ浦市污水適正処理構想】

本市では、市域全域を対象とした総合的な污水処理の構想として、袖ヶ浦市污水適正処理構想を令和4年度（2022年度）に策定し、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等の各種污水処理施設の整備を推進しています。

(3) 本計画の位置付けと他の計画等との関係

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項及び廃棄物処理法施行規則第1条の3の規定に基づいて、本市における一般廃棄物の処理に係る基本的な事項を定めるものです。

また、本計画に内包される袖ヶ浦市食品ロス削減推進計画は、食品ロス削減推進法第13条第1項の規定に基づいて、本市の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画として位置付けられるものです。

計画の策定に当たっては、法令、条例、国や千葉県定める上位計画等との整合を図ります。本計画の位置付けを図 1.2-1 に示します。

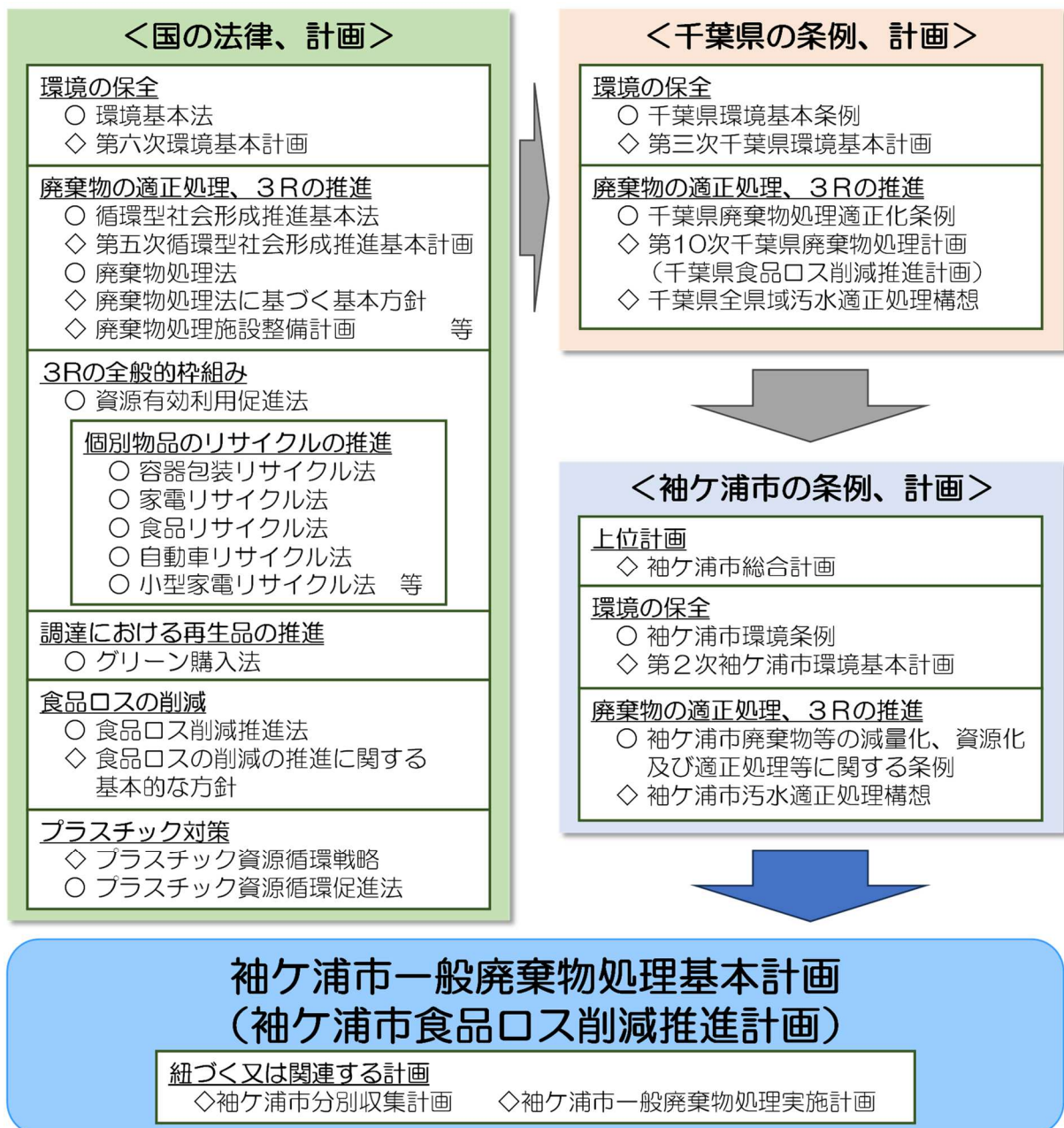


図 1.2-1 本計画の位置付け

○:法令又は条例
◇:計画又は方針

3. 計画期間

一般廃棄物処理基本計画の目標年次は、おおむね10年から15年先に設定し、おおむね5年ごとに改定することが適当であるとされています。また、市町村合併など、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった際には、改定を行うことが適当とされています。

本計画では、令和8年度（2026年度）を計画初年度とし、令和19年度（2037年度）を計画目標年度とします。また、施策の具体的な評価や見直しを行うため、令和13年度（2031年度）を中間目標年度とします。

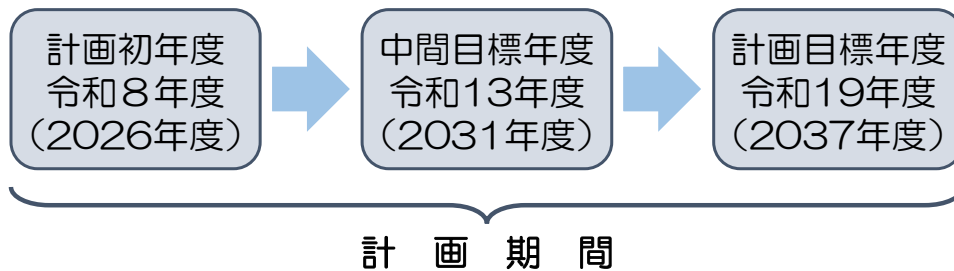


図 1.3-1 計画期間

4. 計画の範囲

本計画の対象区域は、本市の行政区域内全域とします。

5. 計画の対象とする廃棄物

廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に大別されます。本計画の対象は、本市で発生する一般廃棄物（ごみ、生活排水）とします。

廃棄物の分類と本計画の対象とする廃棄物を図 1.5-1 に示します。

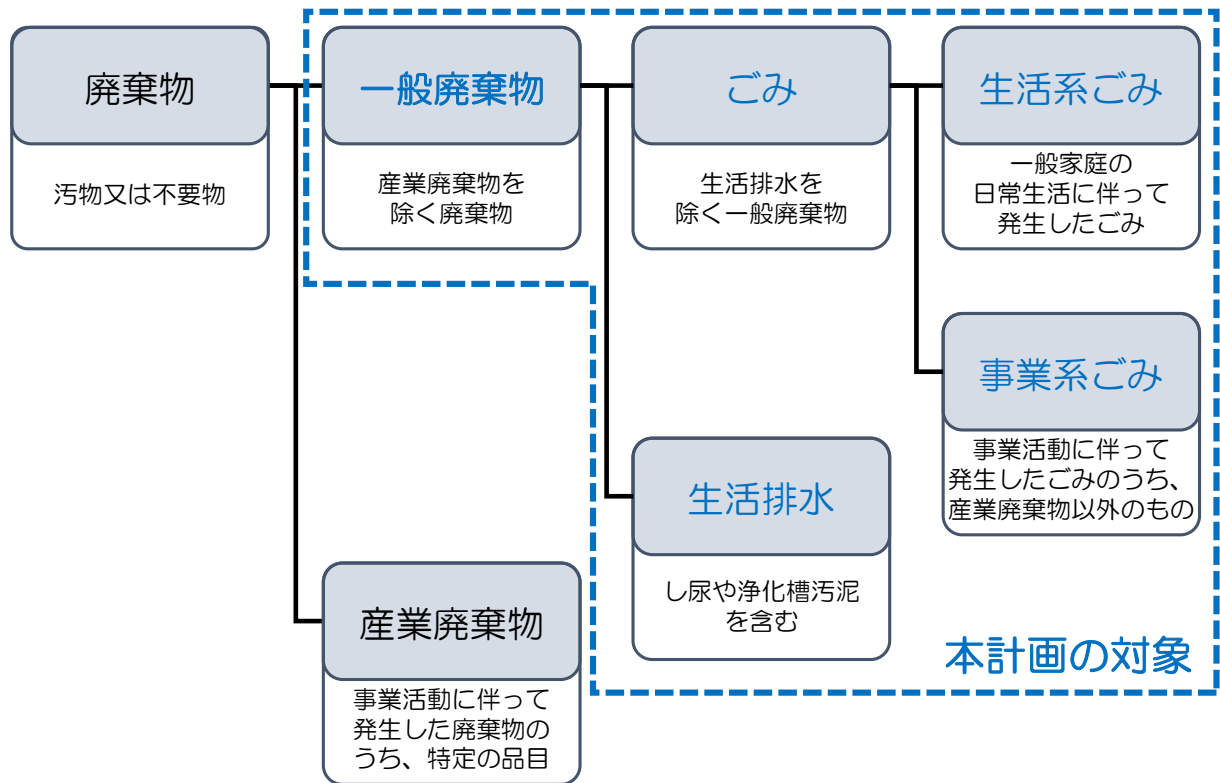


図 1.5-1 廃棄物の分類と本計画の対象とする廃棄物

第 2 章 一般廃棄物処理を取り巻く環境

1. 本市の自然環境

(1) 本市の位置及び地勢

本市は、千葉県の中西部に位置し、北は東京湾、東は市原市、南・西は木更津市に接しています。総面積は 94.82 平方キロメートル、周囲は 84.5 キロメートルで、東西 14.0 キロメートル、南北 13.5 キロメートルに広がっています。

また、本市の臨海部は、京葉工業地域を形成し、石油化学・エネルギー関連企業が多く立地しているほか、内陸部の主に北西部から東部にかけては平坦な丘陵地帯に開けた畑地、南西部から南部にかけては肥沃な水田地帯が広がっています。

さらに、市内では、清澄山系に源を発し市を東西に流れ東京湾に注ぐ小櫃川やその支流である松川、槍水川、武田川のほか、浮戸川、蔵波川等が流れています。

本市及び関連施設の位置を図 2.1-1 に示します。

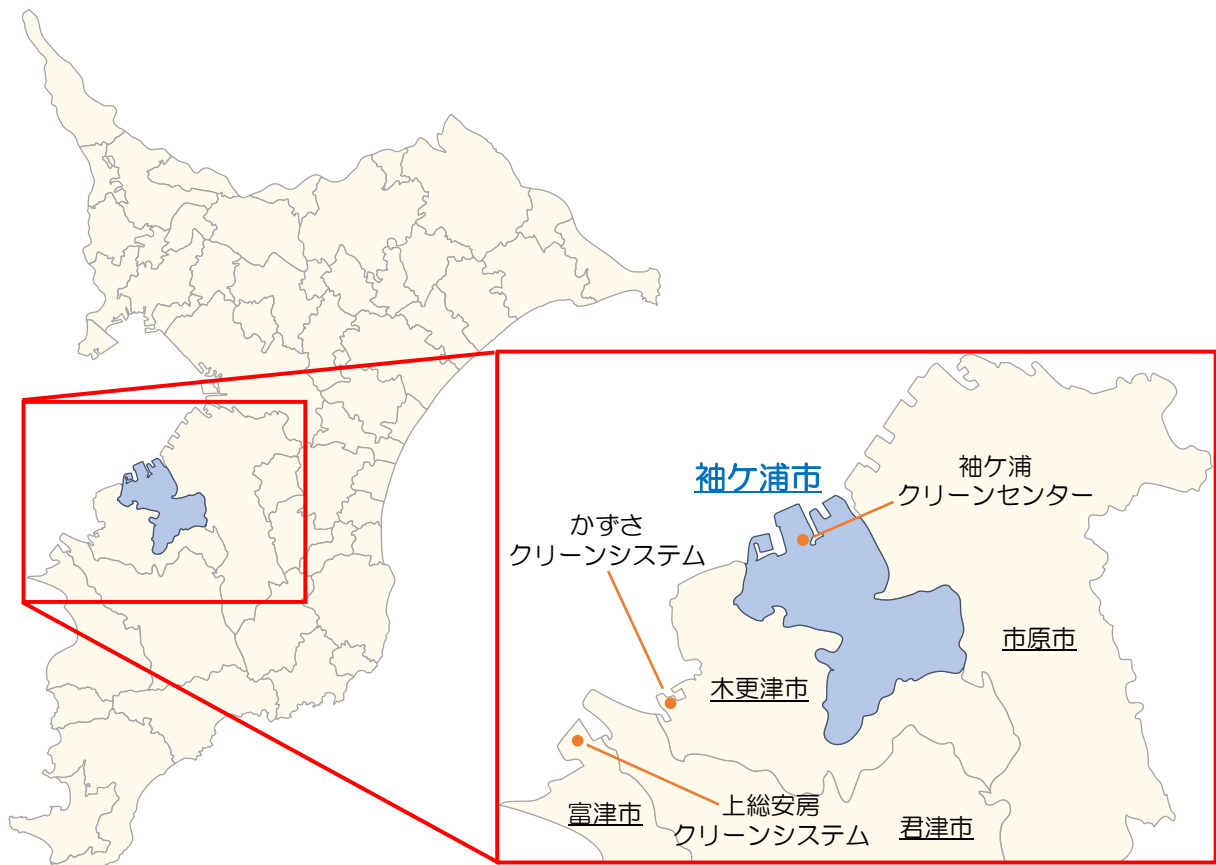


図 2.1-1 本市及び関連施設の位置

(2) 気象

令和6年(2024年)における月別の気温及び降水量を表 2.1-1 及び図 2.1-2 に示します。平均気温は17.4℃、平均降水量は139.7mmであり、比較的温暖な気候であるといえます。

表 2.1-1 令和6年(2024年)における月別の気温及び降水量

	気 温 (°C)			降水量 (mm)
	平均気温	最高気温	最低気温	
1月	7.5	11.8	2.9	32.0
2月	7.8	11.8	4.1	88.5
3月	9.6	13.9	5.4	207.0
4月	16.2	21.0	12.3	119.5
5月	19.2	24.2	14.8	252.0
6月	22.4	27.7	18.6	314.0
7月	28.1	33.3	24.8	59.5
8月	28.6	33.9	25.3	144.0
9月	26.2	30.5	23.4	130.0
10月	20.4	24.4	17.2	187.5
11月	13.8	17.7	10.1	142.0
12月	8.6	13.3	3.8	0.5
平均	17.4	22.0	13.6	139.7
最高	28.6	33.9	25.3	314.0
最低	7.5	11.8	2.9	0.5

資料：気象庁アメダス(木更津観測所)データ

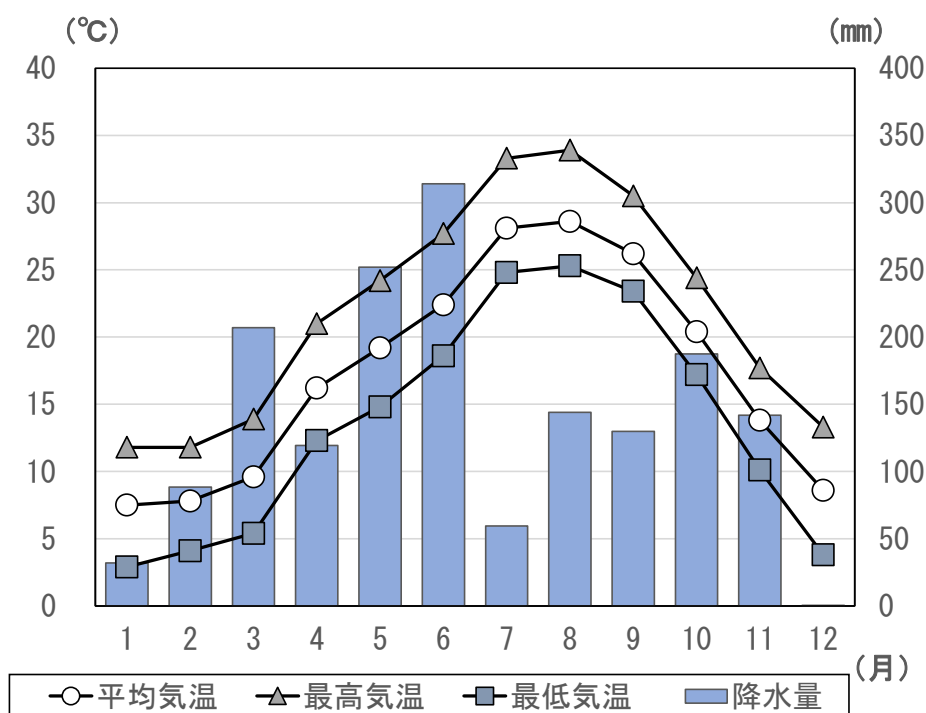


図 2.1-2 令和6年(2024年)における月別の気温及び降水量

2. 本市の社会環境

(1) 本市の人口

① 人口及び世帯数

本市の人口及び世帯数の推移を表 2.2-1 及び図 2.2-1 に示します。人口は、平成 27 年度（2015 年度）から令和 5 年度（2023 年度）まで緩やかな増加傾向を示し、令和 6 年度（2024 年度）に若干減少しています。また、世帯数については増加傾向が継続しています。一方、1 世帯当たりの人口は漸減傾向を示していることから、核家族化の進行や単身世帯の増加が考えられます。

表 2.2-1 人口及び世帯数の推移

項目	年度 単位	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
		2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
人口	人	62,147	62,390	63,251	63,704	64,519	65,075	65,415	65,777	66,041	65,980
世帯数	世帯	25,689	26,038	26,716	27,136	27,826	28,389	28,799	29,276	29,697	30,040
1 世帯当たりの人口	人/世帯	2.42	2.40	2.37	2.35	2.32	2.29	2.27	2.25	2.22	2.20

資料：袖ヶ浦市住民基本台帳（3月31日時点、外国人登録を含む）

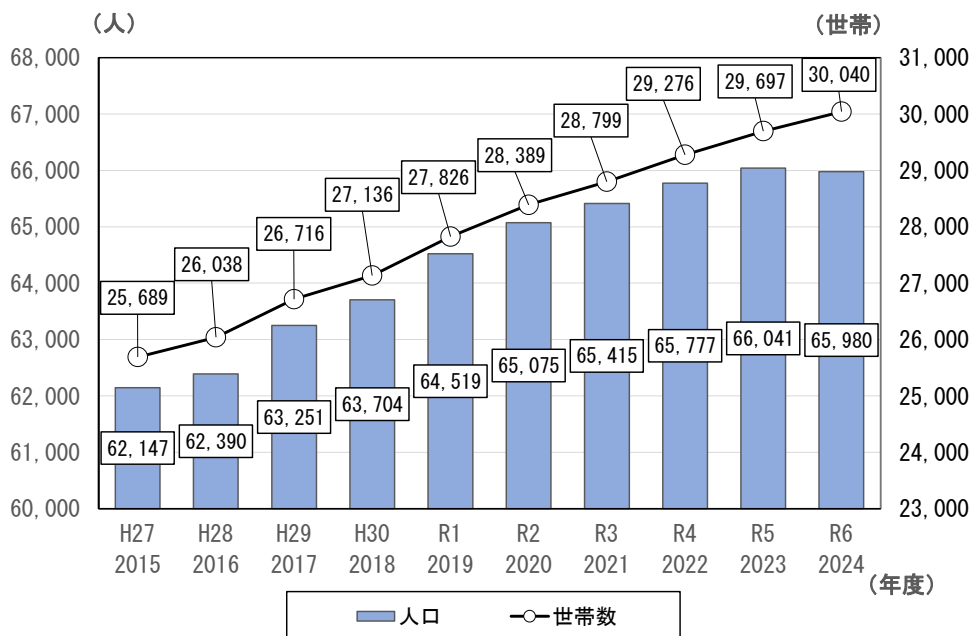


図 2.2-1 人口及び世帯数の推移

10年前と比較した本市の年齢別人口を表 2.2-2 及び図 2.2-2 に示します。
65歳以上の老年人口が2,990人増加して17,894人となっており、高齢化が進行しています。

表 2.2-2 年齢別人口の推移

年 齢 (歳)	年 度		年 齢 (歳)	年 度	
	H26 2014 (人)	R6 2024 (人)		H26 2014 (人)	R6 2024 (人)
0 ~ 4	2,622	2,676	50 ~ 54	3,512	5,221
5 ~ 9	2,792	3,249	55 ~ 59	3,757	4,133
10 ~ 14	2,994	3,037	60 ~ 64	4,846	3,524
15 ~ 19	3,036	2,882	65 ~ 69	4,943	3,631
20 ~ 24	2,976	2,912	70 ~ 74	3,898	4,451
25 ~ 29	3,317	3,109	75 ~ 79	2,515	4,317
30 ~ 34	3,754	3,865	80 ~ 84	1,830	3,022
35 ~ 39	4,328	4,310	85 ~ 89	1,083	1,527
40 ~ 44	5,008	4,473	90 ~ 94	481	730
45 ~ 49	4,081	4,695	95 ~	154	216
合 計				61,927	65,980

資料：袖ヶ浦市住民基本台帳（3月31日時点、外国人登録を含む）

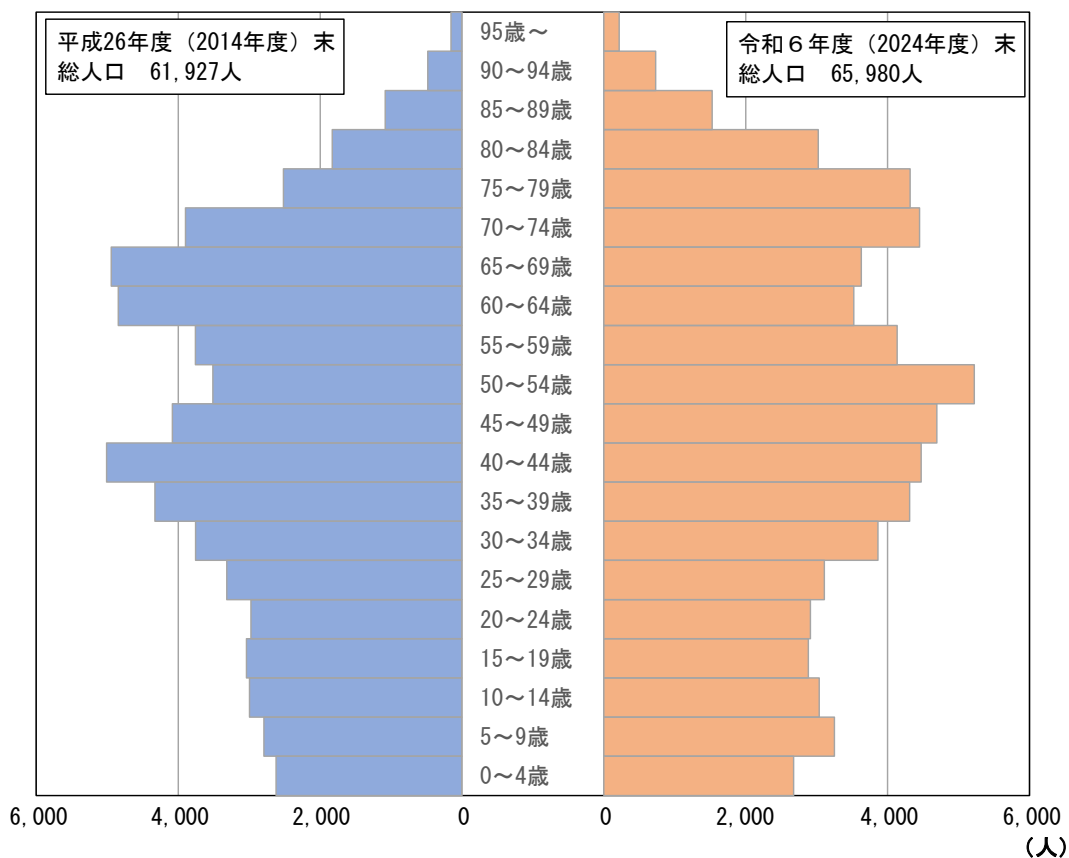


図 2.2-2 年齢別人口の推移

② 人口動態

本市の自然動態の推移を表 2.2-3 に、社会動態の推移を表 2.2-4 にそれぞれ示します。

自然増減では、いずれの年度においても、死亡数が出生数を上回っており、その減少の程度は年々大きくなっています。一方の社会増減では、いずれの年度においても、転入数が転出数を上回っていますが、その増加の程度は年々少なくなっています。

表 2.2-3 自然動態の推移

(単位:人)

項目 年度	出生			死亡			自然増減		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
H27 2015	501	255	246	591	323	268	▲90	▲68	▲22
H28 2016	510	269	241	571	292	279	▲61	▲23	▲38
H29 2017	520	267	253	574	295	279	▲54	▲28	▲26
H30 2018	540	280	260	614	311	303	▲74	▲31	▲43
R1 2019	474	230	244	625	340	285	▲151	▲110	▲41
R2 2020	543	265	278	615	325	290	▲72	▲60	▲12
R3 2021	488	251	237	663	350	313	▲175	▲99	▲76
R4 2022	521	265	256	729	395	334	▲208	▲130	▲78
R5 2023	467	234	233	703	362	341	▲236	▲128	▲108
R6 2024	476	243	233	781	431	350	▲305	▲188	▲117
合計	5,040	2,559	2,481	6,466	3,424	3,042	▲1,426	▲865	▲561

資料：袖ヶ浦市住民基本台帳

表 2.2-4 社会動態の推移

(単位:人)

項目 年度	転入			転出			社会増減		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
H27 2015	2,469	1,303	1,166	2,159	1,197	962	310	106	204
H28 2016	2,419	1,311	1,108	2,115	1,142	973	304	169	135
H29 2017	3,030	1,628	1,402	2,115	1,145	970	915	483	432
H30 2018	2,894	1,593	1,301	2,367	1,292	1,075	527	301	226
R1 2019	3,167	1,780	1,387	2,201	1,192	1,009	966	588	378
R2 2020	2,916	1,648	1,268	2,288	1,279	1,009	628	369	259
R3 2021	2,805	1,564	1,241	2,290	1,301	989	515	263	252
R4 2022	3,009	1,708	1,301	2,439	1,382	1,057	570	326	244
R5 2023	2,915	1,670	1,245	2,415	1,334	1,081	500	336	164
R6 2024	2,792	1,565	1,227	2,548	1,458	1,090	244	107	137
合計	28,416	15,770	12,646	22,937	12,722	10,215	5,479	3,048	2,431

資料：袖ヶ浦市住民基本台帳

(2) 土地利用

令和6年（2024年）における地目別土地面積及び構成比を表 2.2-5 及び図 2.2-3 にそれぞれ示します。

土地利用は宅地の 22.1%が最も多く、次いで田の 18.1%、山林の 15.0%となっています。

表 2.2-5 令和6年（2024年）における地目別土地面積及び構成比

項目	区分	総数	田	畑	宅地	池沼
	単位					
面積	千㎡	94,819	17,119	11,426	20,922	122
構成比	%	100.0	18.1	12.1	22.1	0.1
項目	区分	山林	牧場	原野	雑種地	その他
	単位					
面積	千㎡	14,197	24	703	9,271	21,035
構成比	%	15.0	0.0	0.7	9.8	22.2

資料：千葉県統計年鑑

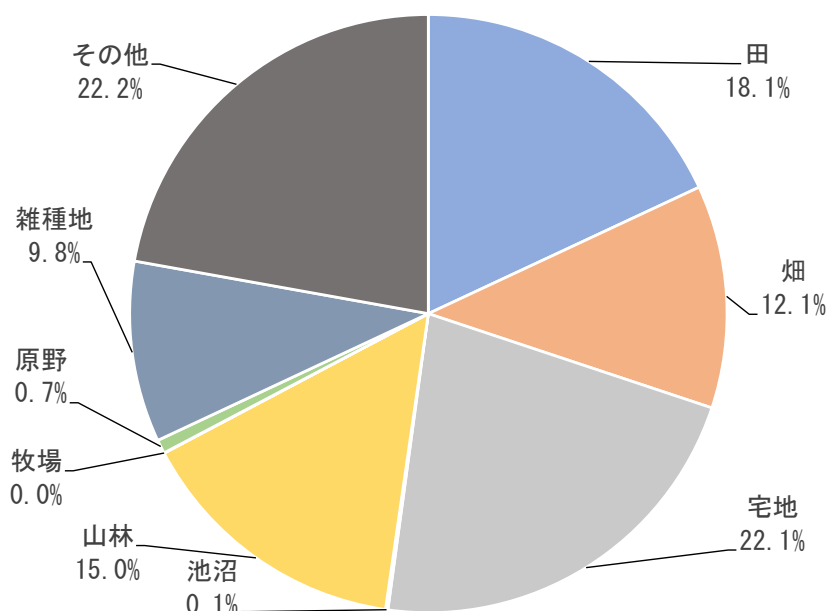


図 2.2-3 令和6年（2024年）における地目別土地面積構成比

(3) 産業の動向

事業所数及び従業者数の推移を表 2.2-6 に、令和3年（2021年）における産業別従業者数割合を図 2.2-4 にそれぞれ示します。事業所数及び従業者数ともに第三次産業の割合が最も多くなっています。なかでも「卸売業、小売業」や「医療、福祉」の割合が多くなっており、本市における主要な産業といえます。

表 2.2-6 事業所数及び従業者数の推移

産業区分	業種	H24 2012		H28 2016		R3 2021	
		事業所数 (ヶ所)	従業者数 (人)	事業所数 (ヶ所)	従業者数 (人)	事業所数 (ヶ所)	従業者数 (人)
第一次産業	農林漁業	17	190	15	206	19	282
第二次産業	鉱業	1	6	1	12	1	12
	建設業	324	2,860	303	2,521	320	2,580
	製造業	146	4,979	147	6,246	147	6,605
	小計	471	7,845	451	8,779	468	9,197
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	5	332	6	380	10	365
	情報通信業	10	43	6	20	8	32
	運輸業、郵便業	100	2,074	115	2,243	122	2,088
	卸売業、小売業	367	3,068	348	3,066	341	2,979
	金融業、保険業	23	221	23	245	21	219
	不動産業、物品賃貸業	106	275	94	280	111	301
	学術研究、専門・技術サービス業	71	2,208	77	2,000	97	2,482
	宿泊業、飲食サービス業	244	1,705	227	1,647	195	1,483
	生活関連サービス業、娯楽業	186	1,087	166	1,110	156	1,223
	教育、学習支援業	37	346	41	211	44	257
	医療、福祉	165	2,827	198	3,497	193	3,719
	複合サービス事業	8	64	9	201	9	193
	サービス業	148	1,199	136	1,138	158	1,426
	小計	1,470	15,449	1,446	16,038	1,465	16,767
合計	1,958	23,484	1,912	25,023	1,952	26,246	

資料：総務省 経済センサス

注1) 事業内容不詳の事業所は含みません。

注2) 「国、地方公共団体の事業所」「農業、林業に属する個人経営の事業所」「漁業に属する個人経営の事業所」「生活関連サービス業、娯楽業のうち、家事サービス業に属する事業所」「サービス業のうち、外国公務に属する事業所」は含みません。

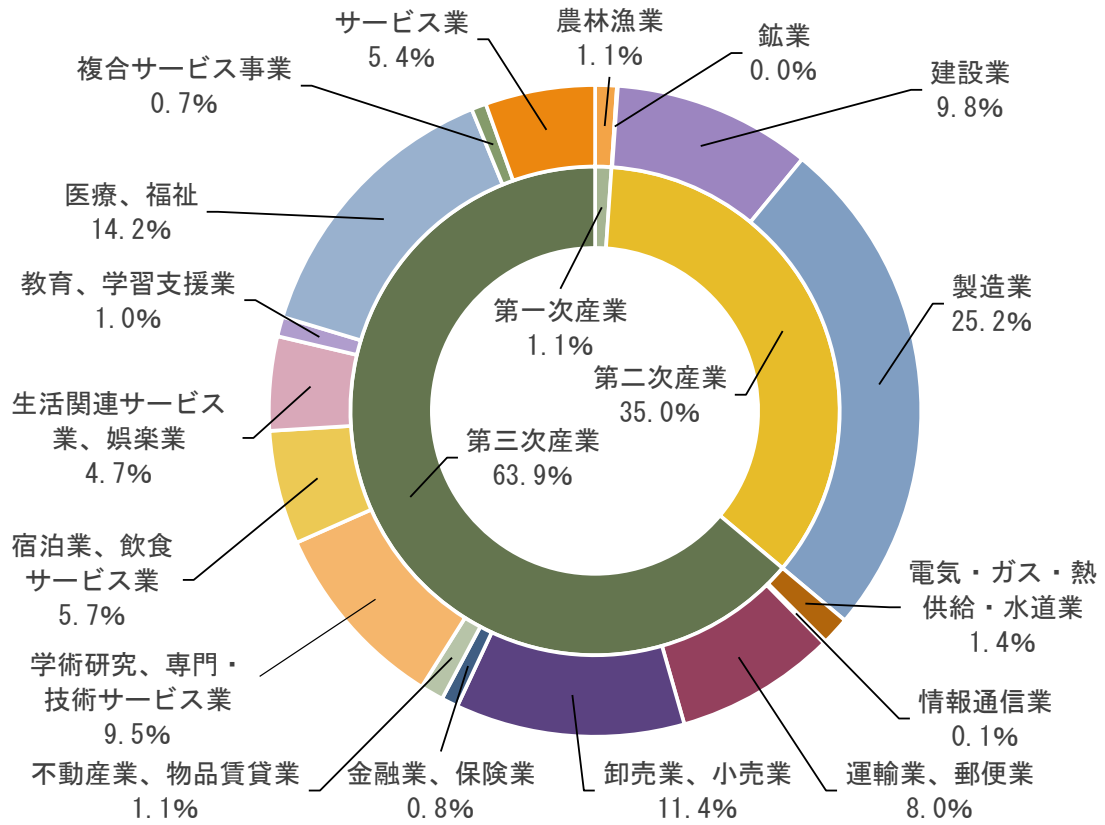


図 2.2-4 令和3年（2021年）における産業別従業者数割合

第3章 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の現状

(1) ごみの処理形態

① 一般廃棄物の処理フロー

本市において発生した一般廃棄物は、図 3.1-1 に示す流れのとおり、収集運搬・中間処理・最終処分しています。

ごみステーションから収集したごみ(収集ごみ)、事業者が許可業者に委託したごみ、市民・事業者が自ら搬入したごみ(直接搬入ごみ)及び自治会回収で回収したビン・ペットボトルは、袖ヶ浦クリーンセンター内の施設において積替え又は選別しています。選別後、資源化が可能なものについては、再資源化業者に引き渡し、適正に資源化しています。また、自治会回収及び団体回収において回収した資源物も、同様に資源化しています。一方、資源化が困難なものについては、かずさクリーンシステム(以下「KCS」という。)において溶融処理しています。溶融処理後、溶融スラグ及びメタルについては、資源物として再利用しています。溶融飛灰については、民間最終処分場に運搬し、適正に埋立処分しています。

し尿・浄化槽汚泥は、袖ヶ浦クリーンセンター内の積替え施設において前処理・積替えたのち、沈砂等は埋立、し尿汚泥はKCSにおいて溶融処理、希釈処理水は袖ヶ浦終末処理場において下水とともに処理しています。

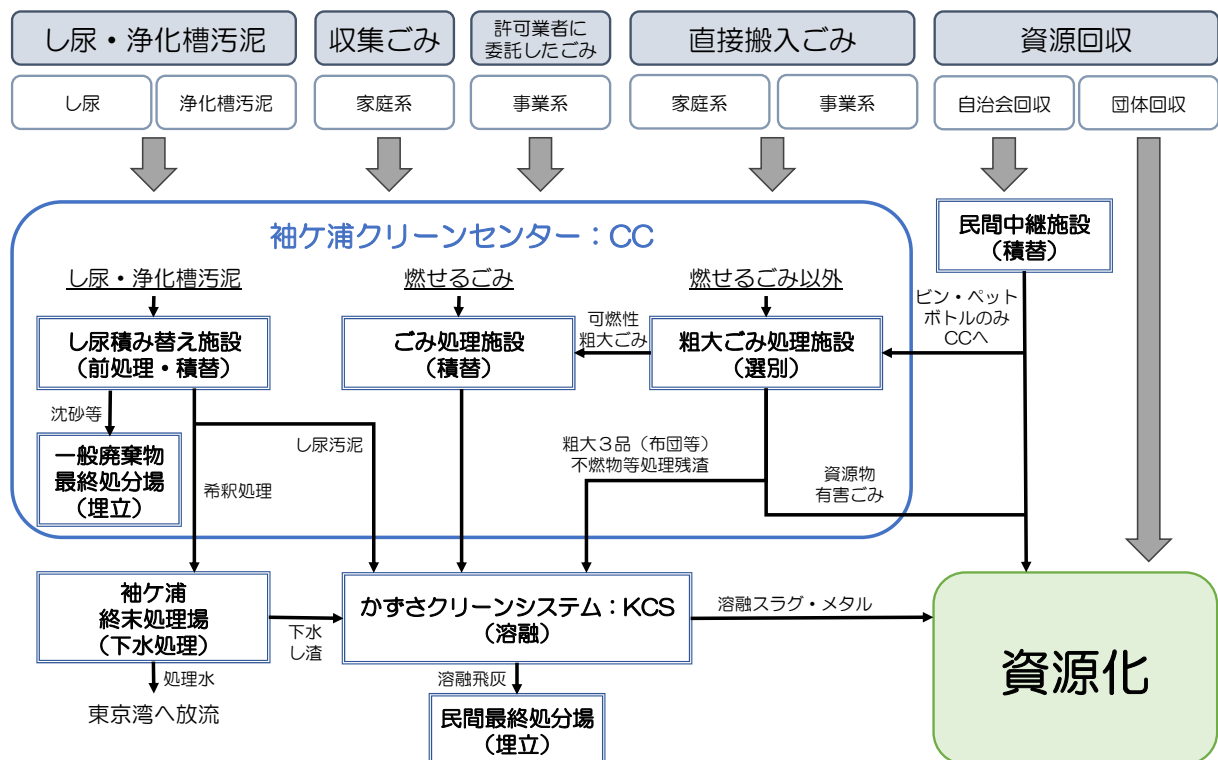





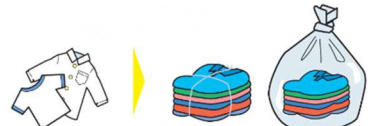


図 3.1-1 一般廃棄物の処理フロー (令和6年度(2024年度)現在)

② 本市におけるごみの分類

本市におけるごみの分類（分別収集区分）は、表 3.1-1 に示すとおりです。また、市で処理できない家庭ごみの種類及び処分方法を表 3.1-2 に示します。

表 3.1-1 令和6年度（2024年度）におけるごみの分類（分別収集区分）

分別区分	主なごみの種類
(1) 家庭系一般廃棄物	
燃せるごみ	紙くず、繊維類、プラスチック類、ビニール類、ゴム類、皮革類、台所ごみ、草葉類、光学ディスク、内側がアルミの紙パック など 
燃せないごみ	金属類、せともの・陶器類、刃物類、ガラス・鏡類、指定袋に入る電気機器 など 
有害ごみ	エアゾール缶（スプレー缶）、カセットボンベ、ライター、水銀を使用しているもの（温度計・体温計・血圧計など）、乾電池類（アルカリ乾電池・マンガン乾電池・リチウム電池・コイン型リチウム電池）、蛍光灯・蛍光管・電球・豆電球・グローランプ、磁気テープ類（カセットテープ・ビデオテープなど） 
資源物	ガラスびん・空き缶類 飲み物・食品・調味料・飲み薬が入っていたガラスびん 飲み物・食料・食品・ペットフードが入っていた空き缶 
	PETボトル 飲料・調味料が入っていたPETボトル 
	古布類 古着・古布 

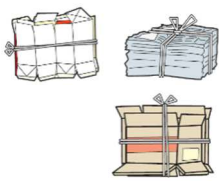

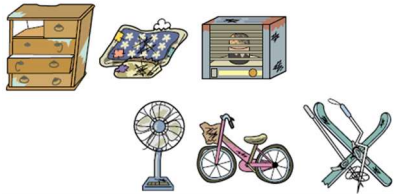
資源物	古紙	新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック、雑がみ（ミックスペーパー）	
	使用済 小型家電	携帯電話端末・PHS端末、パソコン（モニター含む）、電話機・ファクシミリ、ラジオ、デジタルカメラ・ビデオカメラ・フィルムカメラ、映像用機器、音響機器、補助記憶装置、電子書籍端末、電子辞書・電卓、理容用機器、ゲーム機、カー用品、これらの付属品	
	粗大ごみ	家具類、寝具・敷物類、生活用品類、電気製品類、趣味・遊具類、長尺類	
(2) 事業系一般廃棄物			
	事業系一般廃棄物	事業活動に伴い発生する一般廃棄物で、市がやむを得ない事情があると認め、かつ、処分が可能な範囲。	
	資源物		
(3) 動物の死体			
	動物の死体	犬、猫等の死体	
(4) 市長が認めた産業廃棄物			
	農業用ビニール (マルチ)	農業用ビニール (マルチ)	

表 3.1-2 市で処理できない家庭ごみの種類と処分の方法

分類	品目名	処分の方法
(1) 指定のリサイクル方法により処分するごみ		
家電リサイクル対象品	エアコン、テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	家電小売店に依頼する →リサイクル料金及び収集運搬料金が必要 自ら指定引取場所に持ち込む →予め郵便局でリサイクル料金を振り込んでから持ち込む
自動車 (部品を含む)	自動車（部品を含む）	新車・中古車販売店、整備業者、解体業者などの登録引取業者に引き渡す
オートバイ (部品を含む)	オートバイ (部品を含む)	廃棄二輪車取扱店又は指定引取場所に引き渡す
消火器	消火器	中身はそのまま、(株)消火器リサイクル推進センターに問合せ
小型充電式電池 ^{注)}	ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池	機器から取り外して、リサイクルマークを確認後、金属端子部を絶縁してリサイクル協力店に引き渡す
ボタン電池	酸化銀電池、空気電池、アルカリボタン電池	機器から取り外して、セロハンテープで絶縁後、回収協力店に設置されたボタン電池回収缶に入れる
(2) 有害・有毒性のごみ、危険性のあるごみ		
薬品など	有毒性のある薬品及びその容器、殺虫剤・農薬	購入店・メーカーに問合せ
在宅医療用器具	在宅医療用の注射器・注射針	処方された薬局に問合せ
引火の危険性があるもの	ガソリン・軽油・灯油・混合オイル	ガソリンスタンドに問合せ
	ガスボンベ	LPガス販売店に問合せ ※カセットボンベは有害ごみ
	花火・固形燃料・着火剤・発煙筒	未使用品は処理不可

(3) 市の施設で処理できないごみ		
液体状のもの	ペンキなど	購入店、メーカー、処理業者に問合せ又は布などに染み込ませて「燃せるごみ」として排出
木の根・大型の木の幹	木の根、太さ 15cm 又は長さ 2m を超える木の幹	造園業者等に問合せ
大型・堅牢な金属類・機械類	耐火金庫、ワイヤーロープ、鉄アレイ・バーベル、ボーリング球、ドラム缶、エンジン式の機械類、電動車いす、電動カート、大型の物置、井戸用ポンプ など	購入店、メーカー、処理業者に問合せ
粉状のもの	石灰など	購入店、メーカー、処理業者に問合せ又は水で固めて「燃せるごみ」として排出
石・砂・コンクリートなど	土、砂、石、砂利、漬物石、瓦、レンガ、セメント・コンクリート製品、鉱物性のペットトイレ用の砂	購入店、メーカー、処理業者に問合せ
その他	FRP、カーボン製品(サーフボード等)、ピアノ	購入店、メーカー、処理業者に問合せ

注) 令和7年(2025年)10月から昭和交流センターを除く各交流センターと市役所本庁舎において、小型充電式電池の拠点回収を開始しました。

(2) 収集運搬

① ごみの排出方法

本市におけるごみの排出方法を表 3.1-3 に示します。また、指定ごみ袋及び粗大ごみの手数料の状況を表 3.1-4 に示します。

表 3.1-3 令和6年度（2024年度）におけるごみの排出方法

分別区分	排出容器等の指定	収集頻度	収集場所 外	
(1) 家庭系一般廃棄物				
燃せるごみ	指定ごみ袋	3回/週	ごみステーション	
燃せないごみ	指定ごみ袋	1回/週	ごみステーション	
有害ごみ	透明又は半透明の袋	1回/月	ごみステーション	
資源物	ガラスびん・ 空き缶類	透明又は半透明の袋	1回/週	ごみステーション
	PETボトル	透明又は半透明の袋	1回/週	ごみステーション
	古布類	ひもで縛る又は 透明、半透明の袋	1回/週	ごみステーション
	古紙	ひもで縛る	1回/週	ごみステーション
	使用済 小型家電	指定ごみ袋（燃せないご み）	1回/週	ごみステーション
		—	随時	自己搬入
	—	随時	拠点回収	
粗大ごみ	粗大ごみ処理券	都度	戸別収集	
	手数料	都度	自己搬入	
(2) 事業系一般廃棄物				
事業系一般廃棄物	—	随時	自己搬入又は許可業者	
資源物	—	随時	自己搬入又は許可業者	
(3) 動物の死体				
動物の死体	布、ビニール袋等	随時	自己搬入又は許可業者	
(4) 市長が認めた産業廃棄物				
農業用ビニール (マルチ)	—	随時	自己搬入	
(5) その他				
引越しや大掃除な どにより一時的に 出る多量のごみ	指定ごみ袋 手数料（粗大ごみの場合）	随時	自己搬入又は許可業者	

表 3.1-4 令和6年度（2024年度）における指定ごみ袋及び粗大ごみの手数料の状況

	区 分	手数料
燃せるごみ	20 リットル	11 円/枚
	30 リットル	13 円/枚
	40 リットル	16 円/枚
燃せないごみ	20 リットル	11 円/枚
	30 リットル	13 円/枚
	40 リットル	16 円/枚
粗大ごみ	自己搬入	手数料 10kg 当たり 100 円
	戸別収集	500 円、1,000 円/1 点 粗大ごみ処理券を購入

② 収集運搬の方法

【家庭系一般廃棄物（ごみステーション）】

ごみステーションに排出された家庭系一般廃棄物は、市が委託した収集運搬業者によって収集され、袖ヶ浦クリーンセンターに搬入されます。

【家庭系一般廃棄物（資源回収自治会事業）】

資源回収自治会事業を実施している地区については、資源物を資源回収自治会事業において定めた集積場所に排出することとしています。市が委託した収集運搬業者によって収集され、ガラスびん及びPETボトルについては袖ヶ浦クリーンセンターに搬入、それ以外は再資源化業者に直接引き渡されます。

【事業系一般廃棄物】

事業活動に伴い発生する一般廃棄物は自己処理を原則としていますが、市がやむを得ない事情があると認め、かつ、処分が可能な範囲内において、自己搬入又は一般廃棄物収集運搬許可業者による収集運搬により、袖ヶ浦クリーンセンターに搬入するものとします。

③ 一般廃棄物収集運搬許可業者の現状と許可の方針

本市における一般廃棄物収集運搬許可業者は、令和7年（2025年）3月31日現在、7社となっています。ごみ排出量の将来見通しを踏まえると、既存の許可業者により適正な収集運搬が確保されていることから、現在は新規の収集運搬業は許可していません。

ただし、一般廃棄物の広域的な処理、リサイクルの促進、ごみの減量化の観点から必要と認められる場合は、この限りではありません。

(3) 中間処理

① 中間処理の方法

本市におけるごみ種ごとの中間処理の方法を図 3.1-2 に示します。

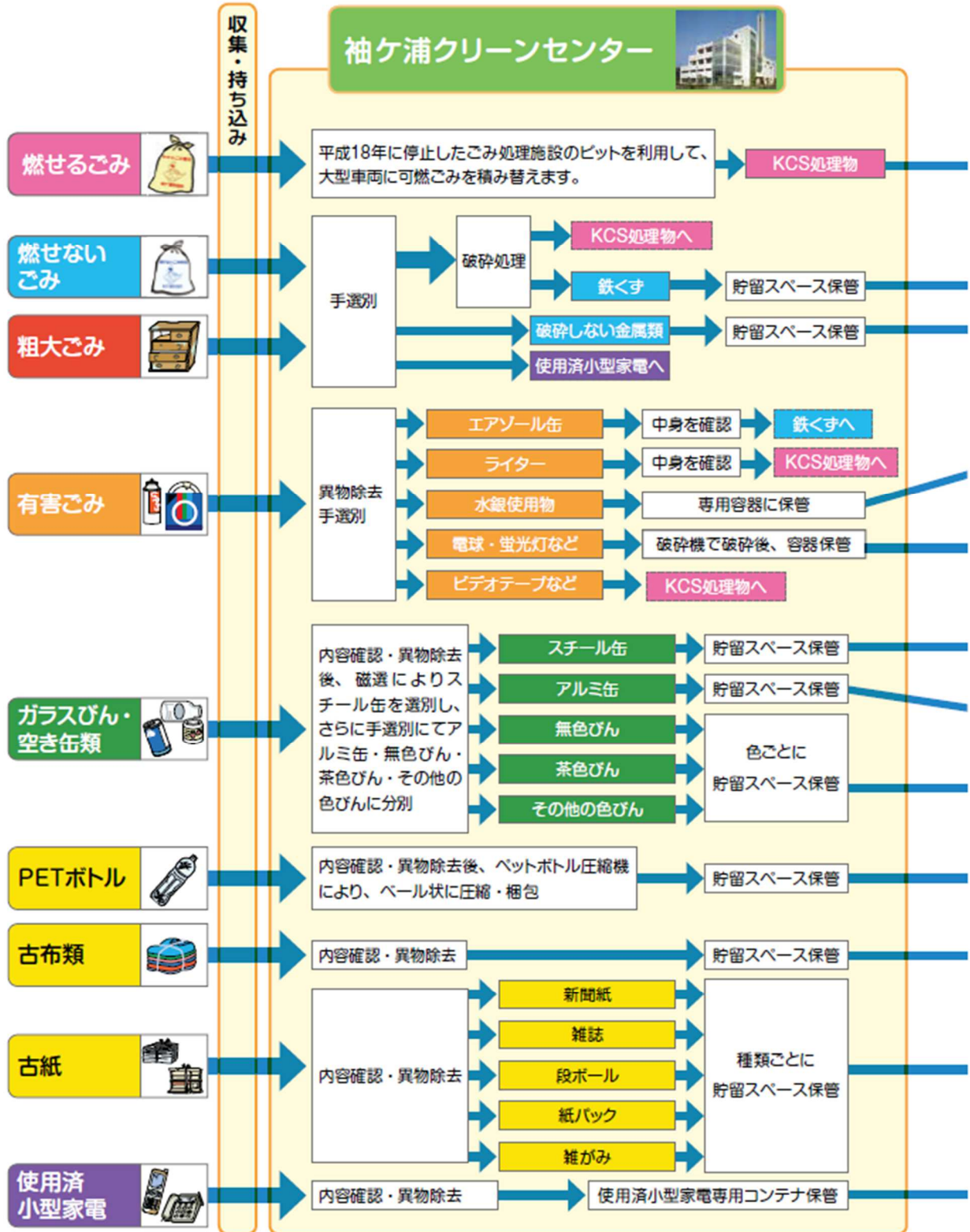
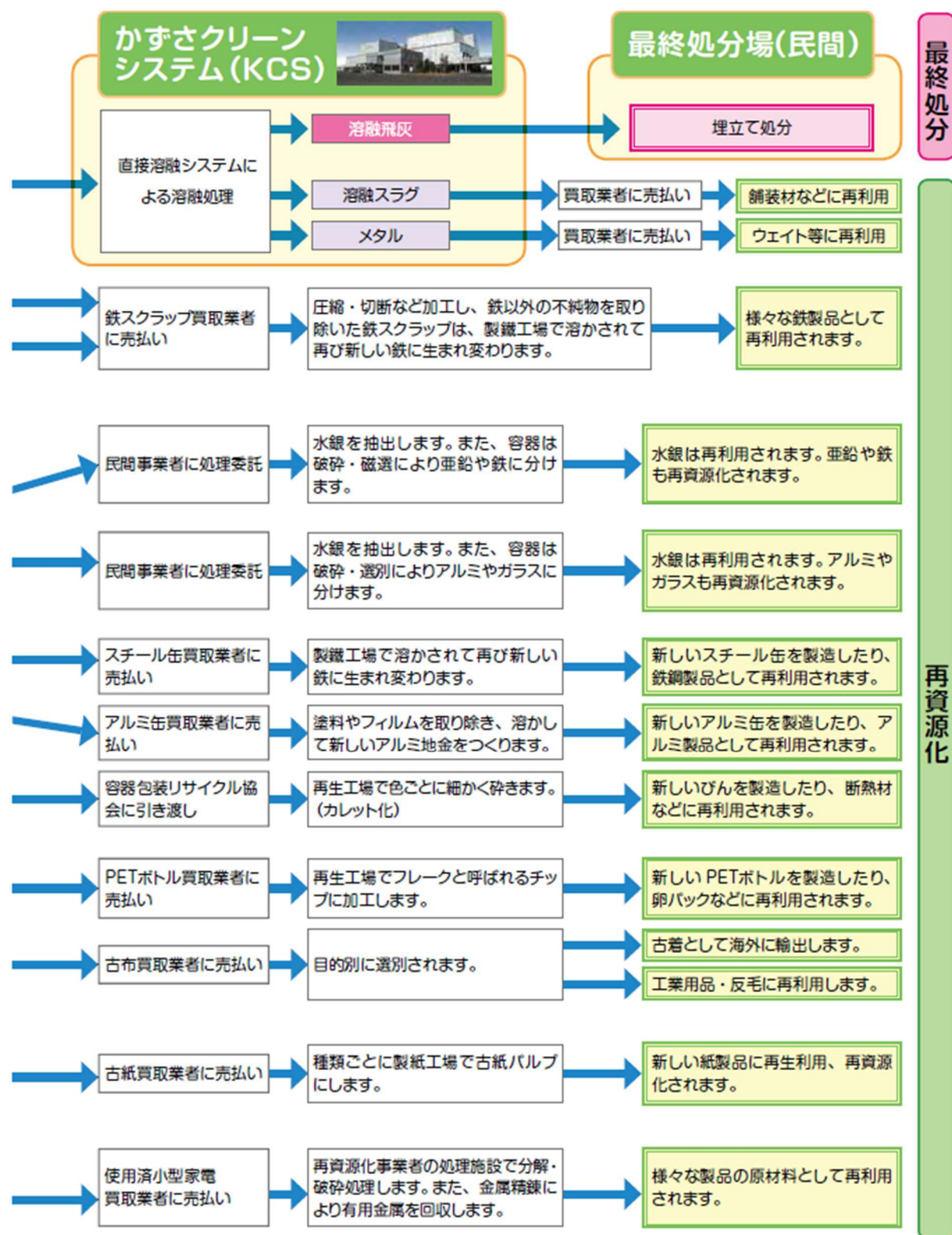


図 3.1-2 ごみ種ごとの中間処理の方法（令和6年度（2024年度）現在）

資料：袖ヶ浦市ごみと資源物ガイドブック



② 中間処理施設の概要

袖ヶ浦クリーンセンター内の施設

袖ヶ浦クリーンセンター内の中間処理施設の概要を表 3.1-5 及び表 3.1-6 に示します。

表 3.1-5 袖ヶ浦クリーンセンター ごみ処理施設の概要

施設名	袖ヶ浦クリーンセンター ごみ処理施設	
所在地	袖ヶ浦市長浦 580-5	
処理方式	流動床・全連続燃焼式	
処理能力	120 t/日	
稼働年月日等	平成元年（1989年）4月1日 平成18年（2006年）3月末	稼働 焼却処理を休止 現在は中継施設として利用
管理主体	市（委託）	

表 3.1-6 袖ヶ浦クリーンセンター 粗大ごみ処理施設の概要

施設名	袖ヶ浦クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	
所在地	袖ヶ浦市長浦 580-249	
処理方式・内容	二軸剪断式破砕機・回転式破砕機による破砕、磁選機等による分別、手選別ラインによる分別	
処理能力	16 t/日（うち資源物 7.5 t/日、粗大ごみ等 8.5 t/日）	
稼働年月日	平成元年（1989年）4月1日	
管理主体	市（委託）	

KCS

KCSの概要を表 3.1-7 に示します。

表 3.1-7 KCSの概要

施設名	かずさクリーンシステム	
所在地	木更津市新港 17-2	
処理方式	シャフト炉式ガス化溶融・全連続燃焼式	
処理能力	450 t/日 第1工場 100 t/日×2炉 第2工場 125 t/日×2炉	
稼働年月日等	第1工場 平成14年（2002年）4月1日稼働 第2工場 平成18年（2006年）4月1日稼働 令和9年（2027年）3月末 操業終了予定	
管理主体	KCS	

上総安房クリーンシステム

令和9年（2027年）4月1日に稼働予定の上総安房クリーンシステム（以下「KACS」という。）の概要を表 3.1-8 に示します。

表 3.1-8 KACSの概要

施設名	上総安房クリーンシステム
所在地	富津市新富 21-3
処理方式	シャフト炉式ガス化溶融方式
処理能力	486 t/日 162 t/日×3炉
稼働年月日等	令和9年（2027年）4月1日 稼働予定
管理主体	KACS

（4） 最終処分

① 最終処分の方法

燃せるごみ等をKACSで溶融処理することで発生する溶融飛灰について、本市分は民間最終処分場にて埋立処分しています。

市が保有する最終処分場は、浸出液や発生ガスを適正に処理するなど、周辺環境に配慮して適正に維持管理しています。

② 市が保有する最終処分場の概要

市が保有する最終処分場の概要を表 3.1-9 及び表 3.1-10 に示します。

表 3.1-9 袖ヶ浦クリーンセンター 一般廃棄物最終処分場の概要

施設名	袖ヶ浦クリーンセンター 一般廃棄物最終処分場
所在地	袖ヶ浦市長浦 580-250
埋立方法	サンドイッチ方式による準好気性埋立
敷地面積	12,288 m ²
埋立地面積	6,010 m ²
埋立容量	22,500 m ³
埋立残余容量	18.6 m ³ 令和7年(2025年)1月測定
埋立開始年月	平成元年(1989年)4月
埋立終了年月	未定
埋立対象廃棄物	不燃ごみ、資源ごみ、焼却残渣(燃え殻) 現在はし尿処理に伴う沈砂のみ埋立
浸出液の処理方法	浸出液処理施設にて生物処理+物理化学処理(高度処理)
処理水の放流先	東京湾
管理主体	市(委託)

表 3.1-10 久保田最終処分場の概要

施設名	久保田最終処分場
所在地	袖ヶ浦市久保田 1489
埋立方法	サンドイッチ埋立工法
敷地面積	13,908 m ²
埋立地面積	7,809 m ²
埋立容量	38,400 m ³
埋立残余容量	-
埋立開始年月	昭和46年(1971年)7月
埋立終了年月	平成10年(1998年)1月 埋立処分終了 平成15年(2003年)3月 埋立処分終了報告
閉鎖年月	平成31年(2019年)3月
埋立対象廃棄物	可燃ごみ、不燃ごみ、破碎ごみ、焼却残渣(燃え殻)
浸出液の処理方法	浸出液処理設備による処理
処理水の放流先	久保田川~東京湾
管理主体	市(委託)

(5) 本市のごみ処理行政における主なできごと

本市のごみ処理行政における主なできごとを表 3.1-11 に示します。

表 3.1-11 本市のごみ処理行政における主なできごと

年 度	内 容
昭和46年度（1971年度）	久保田最終処分場 埋立開始
昭和61年度（1986年度）	資源回収活動推進助成制度 開始
平成元年度（1989年度）	袖ヶ浦クリーンセンターごみ処理施設 稼働 袖ヶ浦クリーンセンター粗大ごみ処理施設 稼働 袖ヶ浦クリーンセンター一般廃棄物最終処分場 埋立開始
平成3年度（1991年度）	生ごみ肥料化容器等購入設置助成制度 開始 合併処理浄化槽設置事業補助制度 開始
平成4年度（1992年度）	袖ヶ浦クリーンセンターし尿処理施設 稼働 生活排水処理施設設置事業補助制度 開始
平成5年度（1993年度）	資源回収自治会事業 開始
平成7年度（1995年度）	ごみ減量化・資源化協力店制度 開始
平成9年度（1997年度）	久保田最終処分場 埋立処分終了
平成13年度（2001年度）	ごみ指定袋制度 開始
平成14年度（2002年度）	袖ヶ浦クリーンセンターし尿等積み替え施設 稼働
平成17年度（2005年度）	袖ヶ浦クリーンセンターごみ処理施設 焼却処理休止 以降、現在まで中継施設として利用
平成18年度（2006年度）	KCSにおける燃せるごみの熔融処理 開始
平成19年度（2007年度）	剪定枝粉碎機の貸出し 開始
平成25年度（2013年度）	粗大ごみ有料化制度 開始 「ごみと資源物の正しい分け方・出し方ガイドブック」 作成
平成26年度（2014年度）	使用済小型家電リサイクル 開始
平成30年度（2018年度）	袖ヶ浦クリーンセンター 資源物等の一時保管施設の整備 枝草類の資源化事業 開始 久保田最終処分場 閉鎖
令和3年度（2021年度）	広報そでがうらごみ減量特集号 発行開始 子ども服のリユース企画「ガウラの古着屋さん」 開始
令和4年度（2022年度）	フードドライブ 実施
令和7年度（2025年度）	小型充電式電池の拠点回収 開始

2. ごみ処理の実績

(1) ごみ量

① ごみ総排出量及び1人1日当たりのごみ総排出量

過去5年間のごみ総排出量及び1人1日当たりのごみ総排出量の推移を図 3.2-1 に示します。ごみ総排出量は、全体的に減少傾向を示しています。

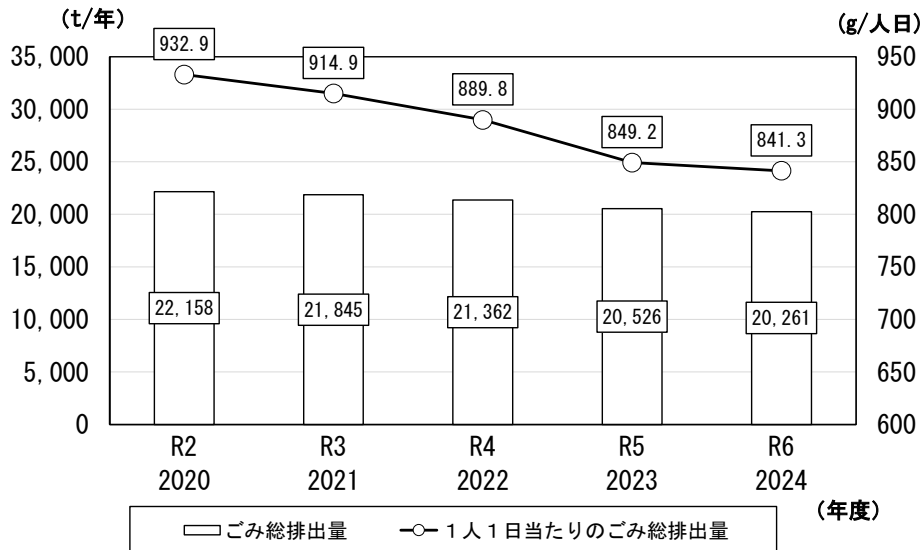


図 3.2-1 ごみ総排出量及び1人1日当たりのごみ総排出量の推移

② 形態別排出量

過去5年間の形態別排出量の推移を図 3.2-2 に示します。家庭系ごみは、事業系ごみの3倍程度多く排出されていますが、減少傾向を示しています。一方、事業系ごみ及び団体回収は、ほぼ横ばいで推移しています。

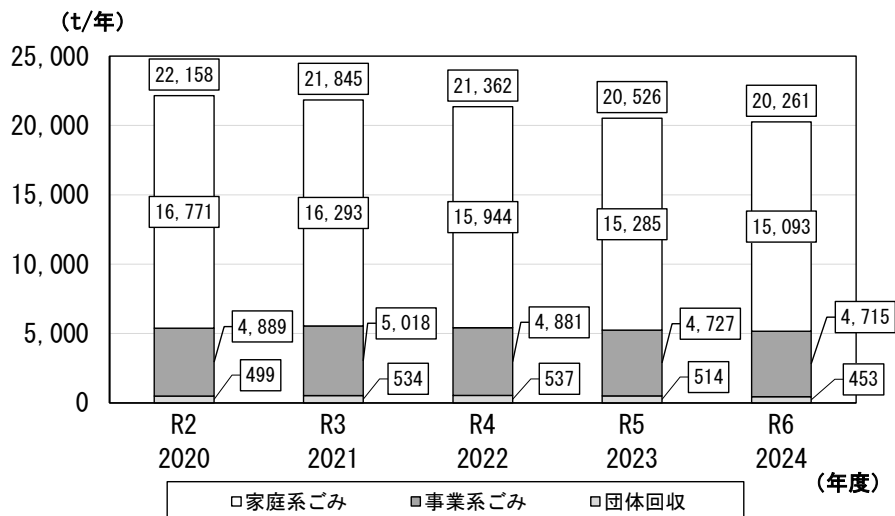


図 3.2-2 形態別排出量の推移

③ ごみ種別排出量

ごみ種別排出量の推移を図 3.2-3 に示します。粗大ごみ以外のごみ種については、全体的に減少傾向を示しています。粗大ごみについては、増減を繰り返しながら推移しています。また、本市におけるごみの約 80%を燃せるごみが占めています。

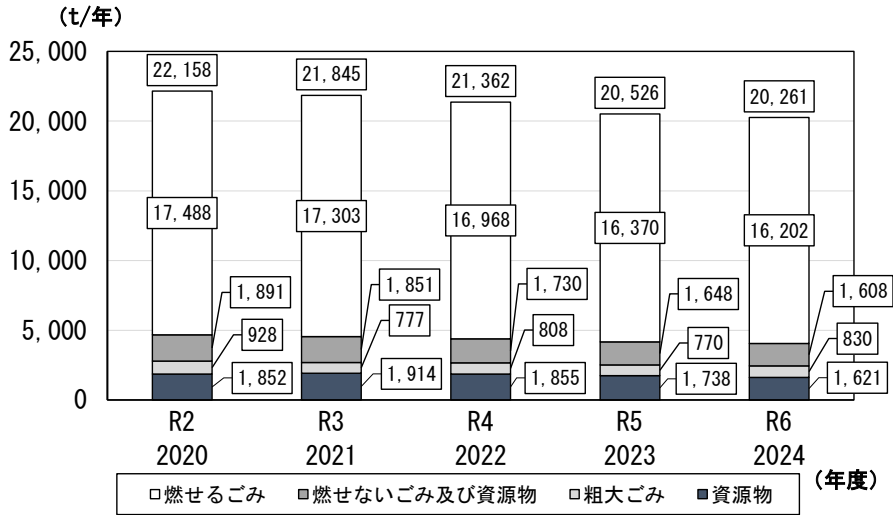


図 3.2-3 ごみ種別排出量の推移

注)「燃せないごみ及び資源物」に含まれる資源物は、資源回収自治会事業及び団体回収以外の方法で収集した資源物であり、ごみステーションから収集した資源物を指します。

④ 家庭系ごみ種別排出量及び1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の推移

家庭系ごみ種別排出量及び1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の推移を図 3.2-4 に示します。粗大ごみ以外のごみ種については、全体的に減少傾向を示しています。粗大ごみについては、増減を繰り返しながら推移しています。

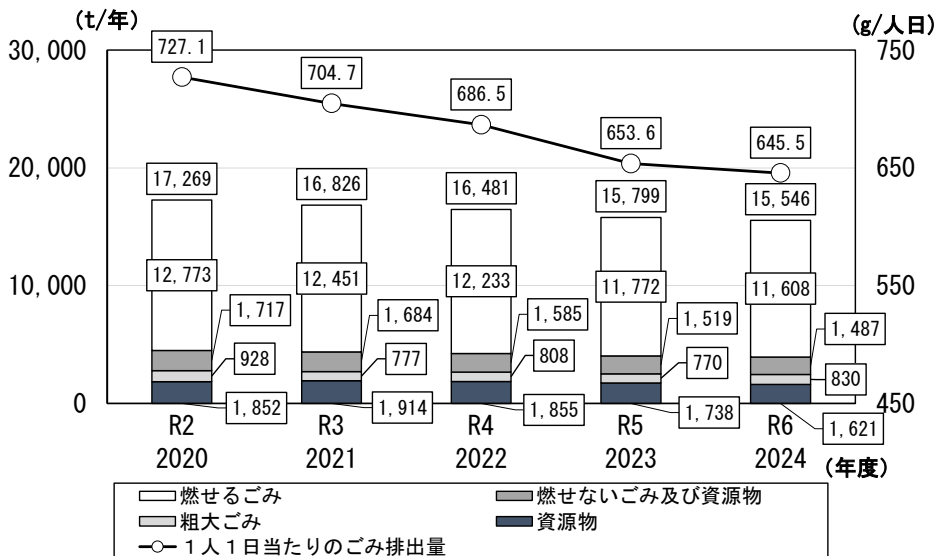


図 3.2-4 家庭系ごみ種別排出量及び1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の推移

⑤ 1人1日当たりの家庭系ごみ（資源物を除く）排出量の推移

1人1日当たりの家庭系ごみ（資源物を除く）排出量の推移を図 3.2-5 に示します。令和2年度（2020年度）以降、減少傾向を示しています。

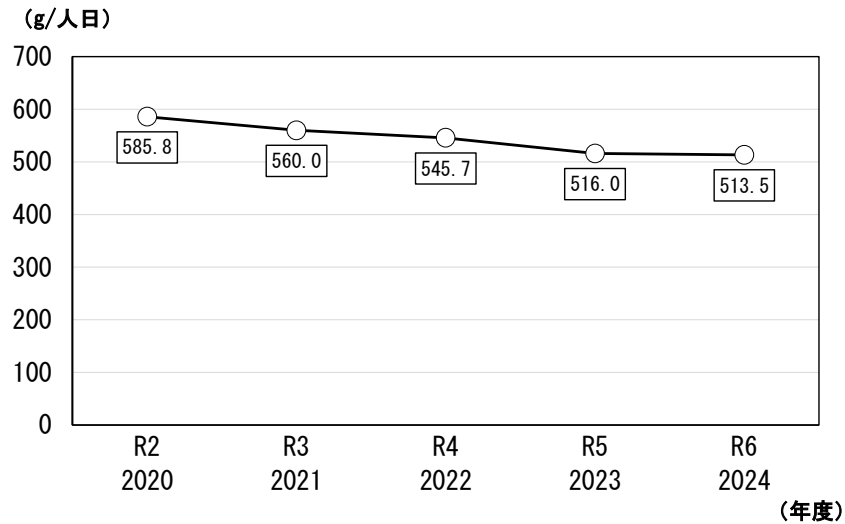


図 3.2-5 1人1日当たりの家庭系ごみ（資源物を除く）排出量の推移

⑥ 事業系ごみ種別排出量及び1人1日当たりの事業系ごみ排出量の推移

事業系ごみ種別排出量及び1人1日当たりの事業系ごみ排出量の推移を図 3.2-6 に示します。令和3年度（2021年度）以降、全体的に減少傾向を示しています。

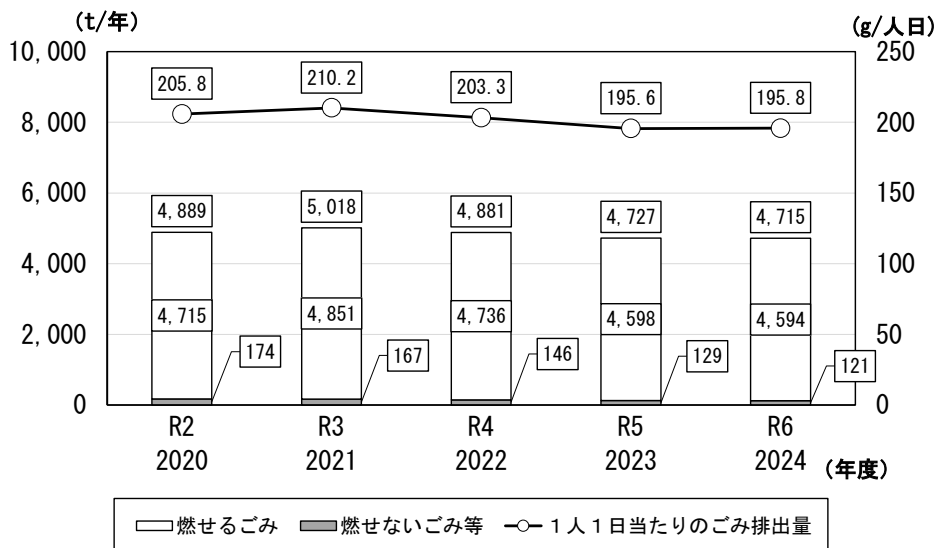


図 3.2-6 事業系ごみ種別排出量及び1人1日当たりの事業系ごみ排出量の推移

⑦ 資源回収量

資源回収自治会事業及び団体回収における資源回収量の推移を図 3.2-7 に、回収した資源物の内訳を図 3.2-8 にそれぞれ示します。自治会回収が団体回収の 2 倍以上の回収量を占めていますが、令和 3 年度（2021 年度）以降減少傾向を示しています。一方の団体回収についても、令和 4 年度（2022 年度）以降減少傾向を示しています。また、資源物として最も多く回収されているのは古紙、次に多く回収されているのはガラスびんですが、いずれについても全体的に減少傾向を示しています。

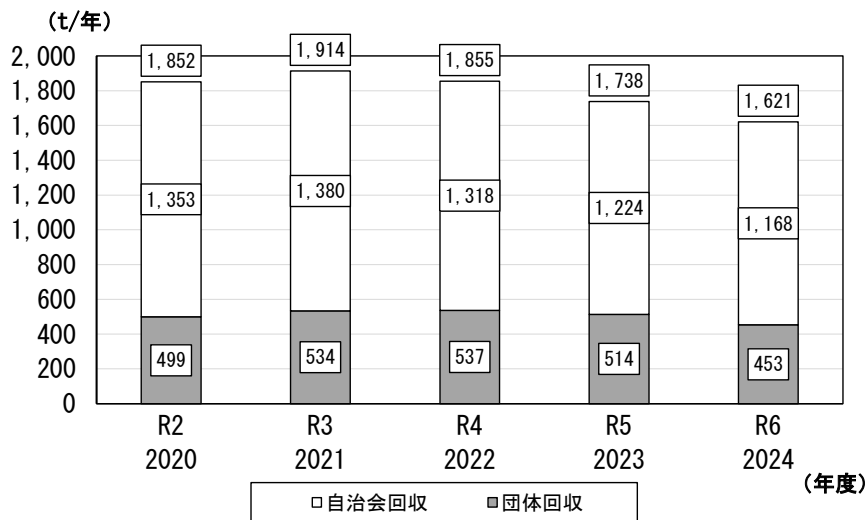


図 3.2-7 資源回収自治会事業及び団体回収における資源回収量の推移

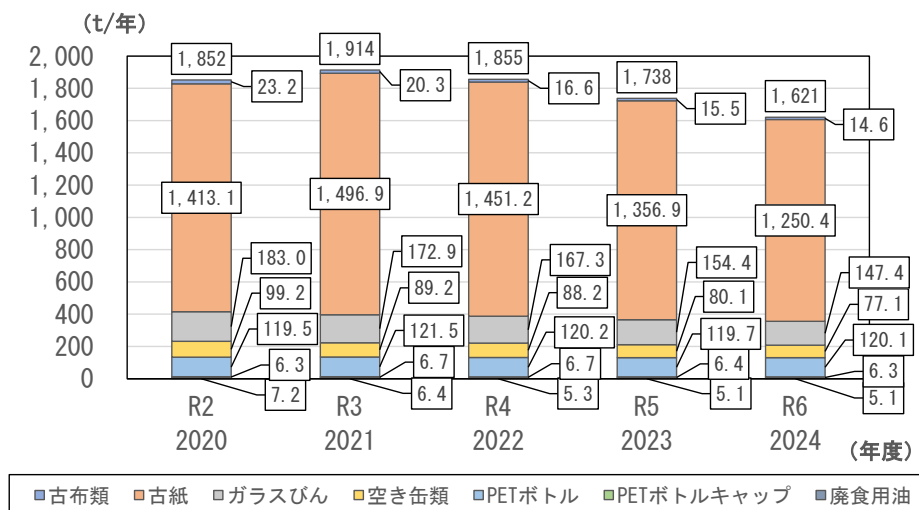


図 3.2-8 資源回収自治会事業及び団体回収における資源物の内訳

⑧ KCSにおける中間処理の実績

KCSにおける中間処理量（本市からの搬入量）の推移を図 3.2-9 に、溶融残渣の内訳を図 3.2-10 にそれぞれ示します。KCSに中間処理を委託している可燃物等の量は、令和3年度（2021年度）以降減少傾向を示しています。溶融残渣については、溶融飛灰がほぼ横ばいとなっている一方、溶融スラグ及び溶融メタルが全体的に減少傾向を示しています。

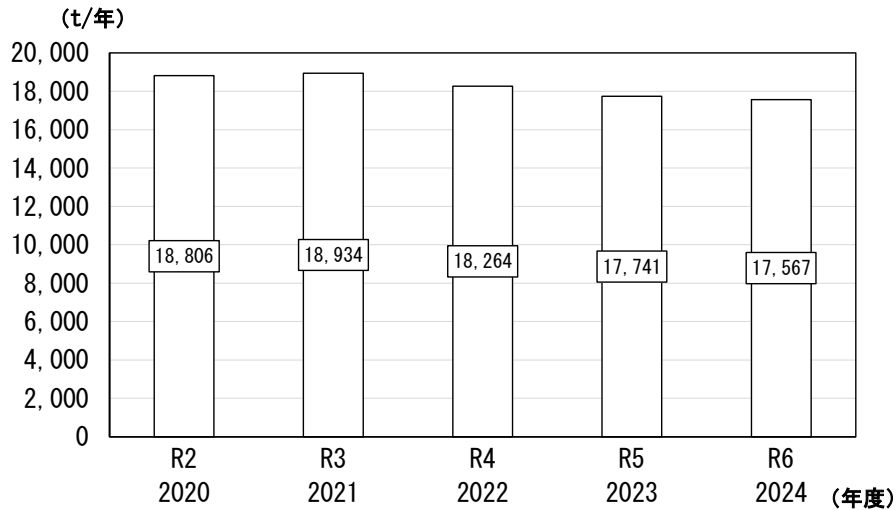


図 3.2-9 KCSにおける中間処理量（本市からの搬入量）の推移

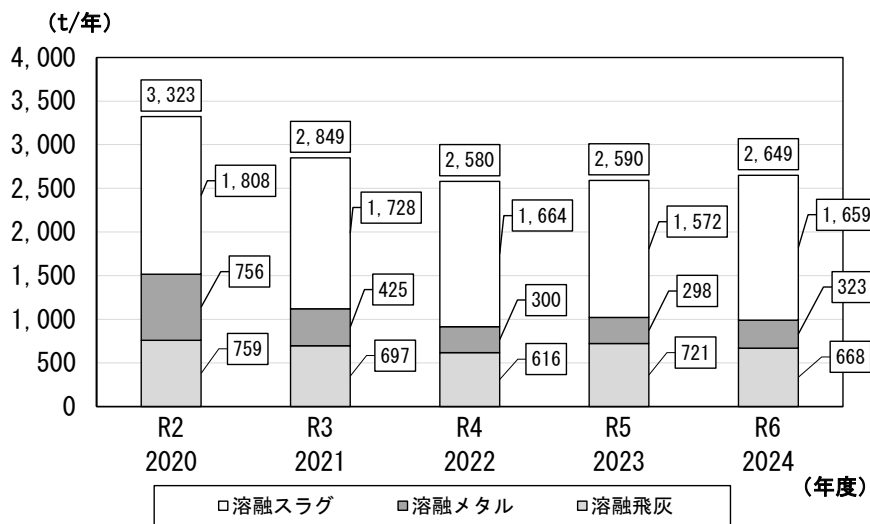


図 3.2-10 溶融残渣の内訳

⑨ 各施設等における資源化量及びリサイクル率

各施設等における資源化量及びリサイクル率の推移を図 3.2-11 に示します。資源化量については、全体的に減少傾向を示しています。また、リサイクル率については、令和4年度（2022年度）以降、ほぼ横ばいとなっています。

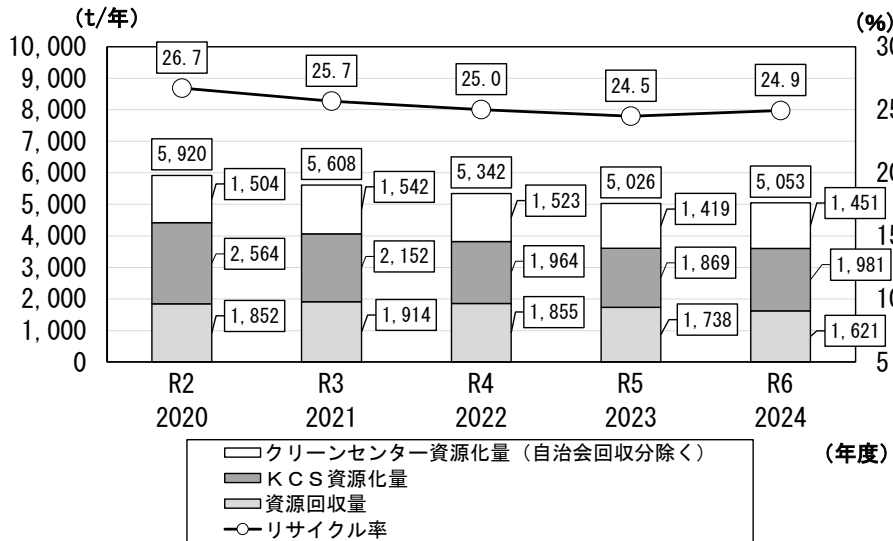


図 3.2-11 各施設等における資源化量及びリサイクル率の推移

⑩ 最終処分量及び最終処分率

最終処分量及び最終処分率の推移を図 3.2-12 に示します。最終処分量、最終処分率ともに増減を繰り返しながら推移しています。

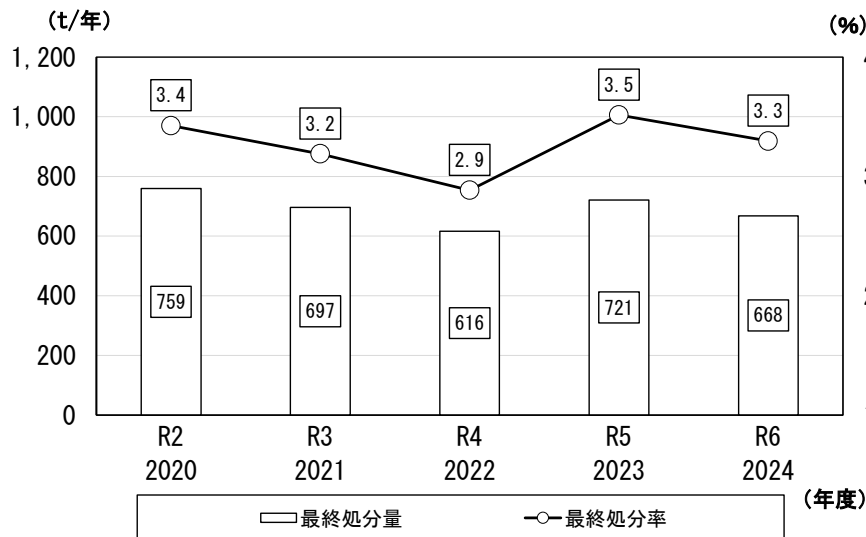


図 3.2-12 最終処分量及び最終処分率の推移

⑪ 過去5年間のごみ処理実績

過去5年間のごみ処理実績を表 3.2-1 に示します。

表 3.2-1 過去5年間のごみ処理実績

項目	年度 単位	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024
年間日数	日	365	365	365	366	365
人口	人	65,075	65,415	65,777	66,041	65,980
ごみの排出量	t/年	20,307	19,931	19,507	18,787	18,640
燃せるごみ合計	t/年	17,488	17,303	16,968	16,370	16,202
燃せないごみ・粗大ごみ等合計	t/年	2,819	2,628	2,539	2,418	2,438
家庭系ごみ排出量	t/年	15,418	14,912	14,626	14,060	13,925
燃せるごみ	t/年	12,773	12,451	12,233	11,772	11,608
燃せないごみ及び資源物	t/年	1,717	1,684	1,585	1,519	1,487
粗大ごみ	t/年	928	777	808	770	830
事業系ごみ排出量	t/年	4,889	5,018	4,881	4,727	4,715
燃せるごみ	t/年	4,715	4,851	4,736	4,598	4,594
その他	t/年	174	167	146	129	121
資源回収量	t/年	1,852	1,914	1,855	1,738	1,621
自治会回収	t/年	1,353	1,380	1,318	1,224	1,168
団体回収	t/年	499	534	537	514	453
ごみの総排出量	t/年	22,158	21,845	21,362	20,526	20,261
1人1日当たりのごみの排出量	g/人日	855	835	812	777	774
家庭系ごみ排出量	g/人日	649	625	609	582	578
燃せるごみ	g/人日	538	521	510	487	482
燃せないごみ及び資源物	g/人日	72	71	66	63	62
粗大ごみ	g/人日	39	33	34	32	34
家庭系ごみ排出量（資源物を除く）	g/人日	586	560	546	516	513
事業系ごみ排出量	g/人日	206	210	203	196	196
1人1日当たりの資源回収量	g/人日	78	80	77	72	67
自治会回収	g/人日	57	58	55	51	49
団体回収	g/人日	21	22	22	21	19
1人1日当たりのごみの総排出量	g/人日	933	915	890	849	841
KCS中間処理量	t/年	18,806	18,934	18,264	17,741	17,567
溶融残渣	t/年	3,323	2,849	2,580	2,590	2,649
溶融スラグ	t/年	1,808	1,728	1,664	1,572	1,659
溶融メタル	t/年	756	425	300	298	323
溶融飛灰	t/年	759	697	616	721	668
資源化量	t/年	5,920	5,608	5,342	5,026	5,053
資源回収量（再掲）	t/年	1,852	1,914	1,855	1,738	1,621
クリーンセンター資源化量	t/年	1,504	1,542	1,523	1,419	1,451
KCS資源化量	t/年	2,564	2,152	1,964	1,869	1,981
リサイクル率	%	26.7	25.7	25.0	24.5	24.9
最終処分量	t/年	759	697	616	721	668
最終処分率	%	3.4	3.2	2.9	3.5	3.3

(2) ごみの性状

燃せるごみの組成の推移を図 3.2-13 及び図 3.2-14 に示します。湿ベースでは、令和3年度（2021年度）以降、厨芥類が最多を占めています。また、紙やビニールも多く排出されています。

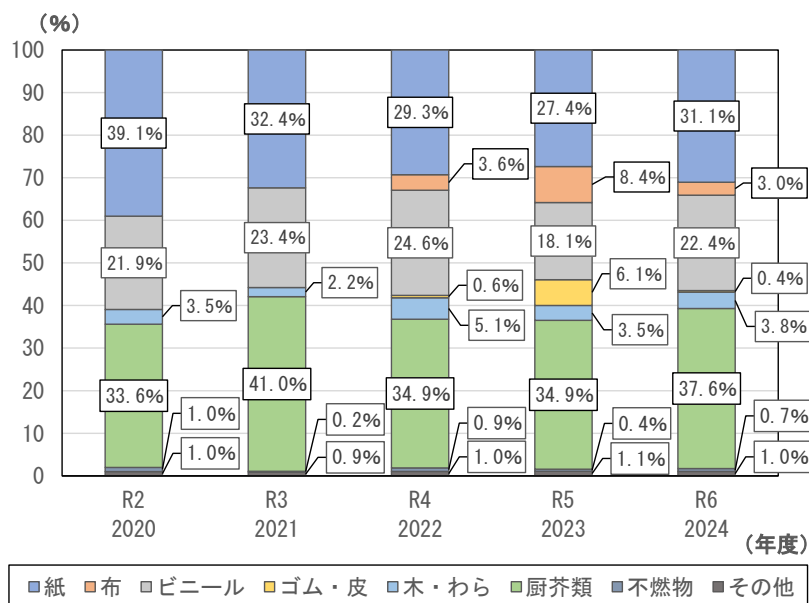


図 3.2-13 燃せるごみの組成の推移（湿ベース）注)

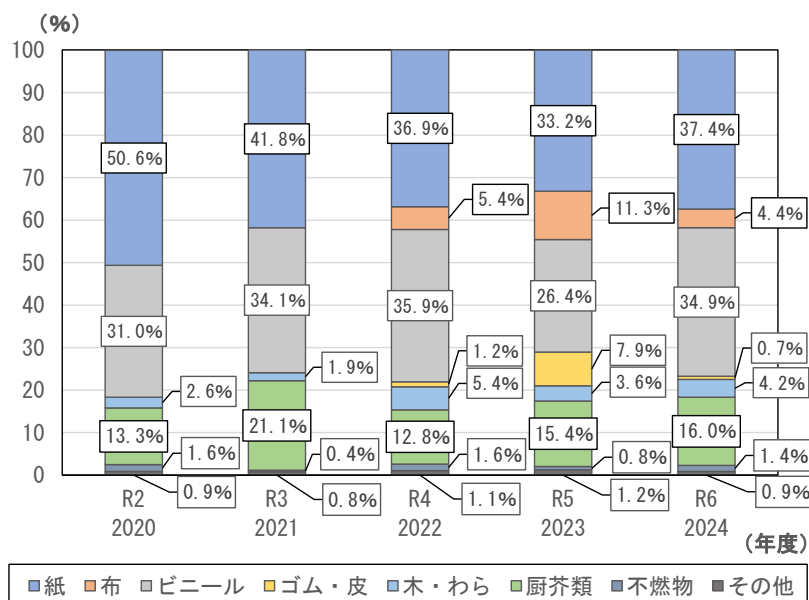


図 3.2-14 燃せるごみの組成の推移（乾ベース）注)

注) 令和2年度（2020年度）及び令和3年度（2021年度）の「紙」は紙と布の合算値を、「ビニール」はビニールとゴム・皮の合算値をそれぞれ記載しています。

燃せるごみの三成分分析値の推移を図 3.2-15 に、低位発熱量の推移を図 3.2-16 にそれぞれ示します。三成分については、可燃分に対して灰分の割合がやや減少傾向にあり、図 3.2-10 に示した熔融スラグ量の減少につながっているものと考えられます。低位発熱量については、令和5年度（2023年度）を除いて全体的に減少傾向を示しています。

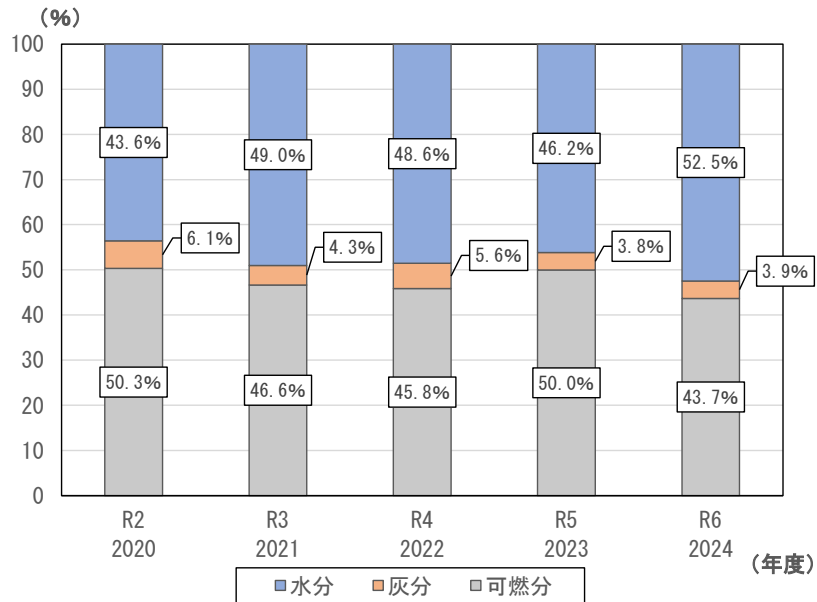


図 3.2-15 燃せるごみの三成分の推移

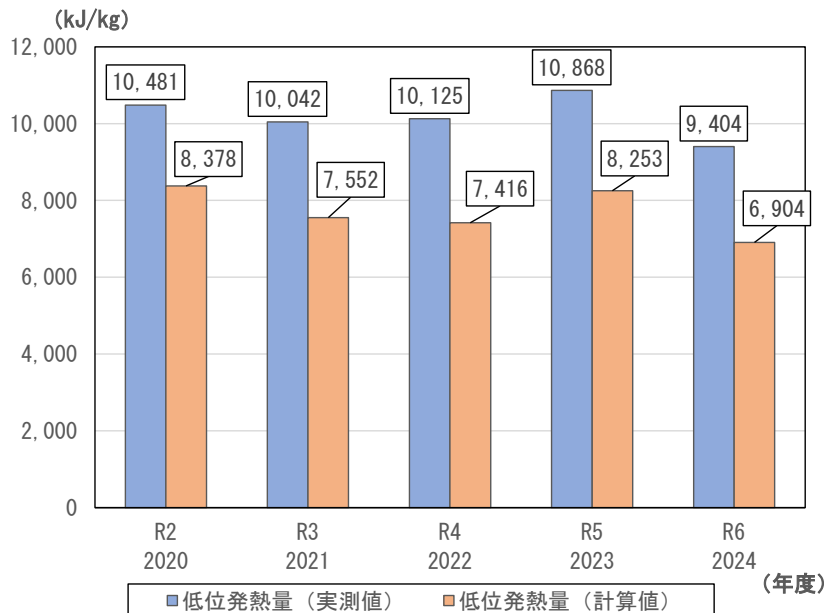


図 3.2-16 低位発熱量の推移

(3) ごみ処理経費

ごみ処理経費の状況及び推移を表 3.2-2 及び図 3.2-17 に示します。ごみ処理経費の合計と1t当たりの処理経費は、令和3年度（2021年度）以降、全体的に増加傾向を示しています。一方、1人当たりの処理経費は、全体的に横ばいとなっています。このほか、ごみ処理経費の約70%がKCSにおける中間処理費となっており、全体的に増加傾向を示しています。

表 3.2-2 ごみ処理経費の状況

項目	年度	R2	R3	R4	R5	R6	
	単位	2020	2021	2022	2023	2024	
人口	人	65,075	65,415	65,777	66,041	65,980	
ごみ総排出量	t	22,158	21,845	21,362	20,526	20,261	
建設改良費	千円	106,700	55,528	30,140	31,240	24,651	
収集運搬費	千円	187,434	187,819	192,579	191,832	198,909	
中間処理費	クリーンセンター	千円	17,878	15,974	14,215	17,472	19,793
	KCS	千円	710,032	719,189	770,201	775,194	792,738
最終処分費	千円	29,663	28,590	25,554	18,079	39,453	
その他	千円	2,001	396	372	252	588	
合計	千円	1,053,708	1,007,496	1,033,061	1,034,069	1,076,132	
1人当たりの処理経費	円/人	16,192	15,402	15,706	15,658	16,310	
1t当たりの処理経費	円/t	47,554	46,121	48,359	50,379	53,113	

資料：環境省 一般廃棄物処理実態調査（ただし、人口は当該年度末時点のものを記載しています。）

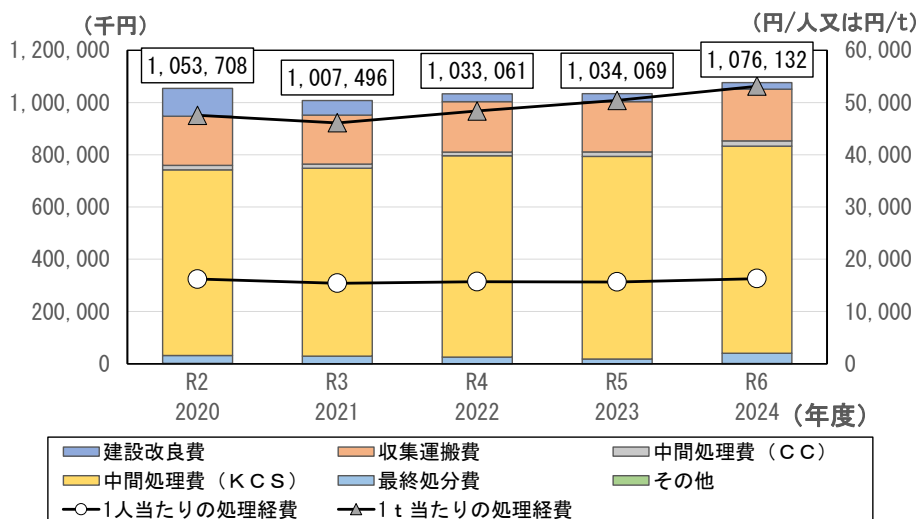


図 3.2-17 ごみ処理経費の推移

3. ごみ処理の評価

(1) 類似市町村との比較

社会環境が類似した市町村は、ごみ処理状況も類似していると考えられます。環境省が公開している「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を利用し、令和5年度（2023年度）の本市のごみ処理状況を、本市と類似した市町村と比較しました。

比較結果を表 3.3-1 及び図 3.3-1 に示します。結果は平均値を 100 とした指数に基づく相対比較であり、本市は資源回収率と最終処分割合の指数が平均より高く、それ以外の指数は平均と同程度かやや下回っている状況です。

表 3.3-1 類似市町村との比較

	人口1人1日当たり ごみ総排出量	廃棄物からの 資源回収率 (RDF・セメント 原料化等除く)	廃棄物のうち 最終処分される割合	人口1人当たり 年間処理経費	最終処分減量に 要する費用
	g/人日	%	%	円/人年	円/t
本市の実績	851	24.5	2.0	15,208	48,970
最大値 (類似市町村)	1,314	44.9	69.7	30,308	99,623
最小値 (類似市町村)	612	5.1	0.0	7,380	22,493
平均値 (類似市町村)	816	17.7	8.1	14,175	48,682
本市の指数	95.7	138.4	175.3	92.7	99.4
指数について	指数が大きいほど 排出量が少ない	指数が大きいほど 回収率が高い	指数が大きいほど 割合が低い	指数が大きいほど 経費が少ない	指数が大きいほど 費用対効果が高い

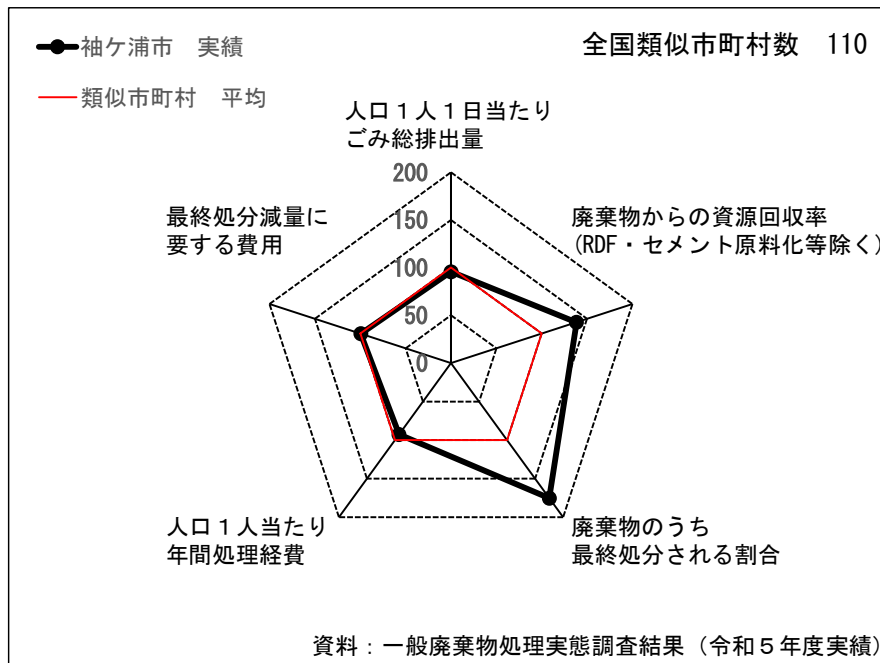


図 3.3-1 類似市町村との比較

注) 類似市町村は、国の分類に基づき、人口規模や産業構造を指標としてツール上で抽出されたものです。

(2) 現計画の目標の達成状況及び評価

① 目標値の達成状況

現計画において設定した5つの数値目標について、令和6年度（2024年度）の実績値と令和7年度（2025年度）の目標値とを比較しました。目標値の達成状況を表3.3-2に示します。

1人1日当たりのごみの排出量については、既に令和7年度（2025年度）目標値を達成しているほか、他の数値指標についても80%以上の達成率となっており、おおむね良好な達成状況となっています。

表 3.3-2 現計画において設定した数値目標の達成状況

数値目標		単 位	令和6年度 (2024年度) 実績値	令和7年度 (2025年度) 目標値	令和13年度 (2031年度) 目標値	評 価
1	1人1日当たりのごみの総排出量	g/人日	841	850以下	830以下	◎
2	1人1日当たりの家庭系ごみ（資源物を除く）排出量	g/人日	513	488以下	440以下	○
3	リサイクル率	%	24.9	27以上	30以上	○
4	年間最終処分量	t	969 ^{注1)} (668)	613以下	575以下	○
5	リサイクルを 実践している 市民の割合 ^{注2)}	%	75.0	90以上	93以上	○

【評価基準】 ◎：令和7年度（2025年度）目標値に対して100%以上の達成率
○：令和7年度（2025年度）目標値に対して80%以上100%未満の達成率
×：令和7年度（2025年度）目標値に対して80%未満の達成率

注1) 令和5年度（2023年度）において、KCSから搬出されたばいじんのダイオキシン類濃度が埋立基準値を超過したことから、最終処分場への搬出を停止し、KCS内で一時保管をしていました。令和6年度（2024年度）に入って最終処分場への搬出が再開されたことから、令和6年度（2024年度）の最終処分量が増加したものです。令和6年度（2024年度）最終処分量969tのうち、令和5年度（2023年度）発生分は301t、令和6年度（2024年度）発生分は668tであることから、評価については668tを用いて行いました。

注2) 令和3年度（2021年度）までは「日ごろからリサイクルを実践していますか」という設問でしたが、令和4年度（2022年度）以降は「日ごろからリデュース、リユース、リサイクルの3Rを実践していますか」に変更となりました。令和3年度（2021年度）から令和4年度（2022年度）にかけて「はい」の回答割合が6.3ポイント減少しました（83.1%→76.8%）。

② 各項目の評価

1人1日当たりのごみの総排出量

令和6年度（2024年度）時点において、令和7年度（2025年度）目標値を下回っており、達成できる見込みです。これは、主に家庭系ごみの総排出量が減少しているためです。ただし、資源回収量も減少していることから、今後も継続して減量化に取り組んでいく必要があります。一方の事業系ごみについては、家庭系ごみと比較して低い水準の排出量ではありますが、全体的に横ばいの傾向となっており、今後も継続して減量化に取り組んでいく必要があります。

1人1日当たりの家庭系ごみ（資源物を除く）排出量

令和6年度（2024年度）時点において、令和7年度（2025年度）目標値を上回っており、達成するためにはさらなるごみの減量化が必要な状況です。資源物を除いた家庭系ごみに該当するのは、燃せるごみ・燃せないごみ・粗大ごみであり、これらの排出量を削減していく必要があります。特に、燃せるごみの減量化の推進が重要です。

リサイクル率

令和6年度（2024年度）時点において、令和7年度（2025年度）目標値を下回っており、令和4年度（2022年度）以降ほぼ横ばい傾向にあることから、達成は困難な状況です。この要因としては、古紙及びガラスびんについて、材料の軽量化や流通量の減少が進んだこと、さらにごみ質の変化によってKCSにおける資源化量が減少したことが挙げられます。排出されるごみの性質の変化の影響が大きいことから、継続して資源化を推進しつつ、実態に即して目標値を見直す必要があります。

年間最終処分量

令和6年度（2024年度）時点において、令和7年度（2025年度）目標値を上回っており、達成するためにはさらなる最終処分量の抑制が必要な状況です。燃せるごみの減量化が進んでいる一方、埋立ての対象である溶融飛灰の量は増減を繰り返しており、リサイクル率と同様に排出されるごみの性質の変化の影響が大きいと考えられます。全国的な最終処分場の容量ひっ迫は深刻な問題であり、燃せるごみの減量化の推進が重要です。

リサイクルを実践している市民の割合

令和6年度（2024年度）時点において、令和7年度（2025年度）目標値を下回っています。令和4年度（2022年度）における質問内容の変更の前後で減少傾向が継続しており、達成は困難な状況です。3Rの実践について、さらに啓発に努める必要があります。

(3) 現計画における取組の評価

① ごみ排出抑制計画

No.	取組内容	実施状況	評価																																																			
1	ごみ減量化・資源化教育、普及啓発の充実 【取組目標 3回/年】																																																					
	<p>ごみの減量やリサイクル意識を生活習慣として定着させるには、幅広い年齢層において一貫した環境学習が必要です。学校や地域社会において、ごみ処理施設の見学や職員出前講座による啓発活動を行い、環境教育に積極的に取り組みます。</p> <p>また、地域や事業者の自主的な取り組みを促します。</p> <p>→実施主体：市、地域、事業者</p>	<p>○職員出前講座の実施</p> <table border="1"> <tr><td>R2</td><td>0回</td></tr> <tr><td colspan="2">(コロナ禍のため)</td></tr> <tr><td>R3</td><td>2回 23人</td></tr> <tr><td>R4</td><td>2回 223人</td></tr> <tr><td>R5</td><td>1回 15人</td></tr> <tr><td>R6</td><td>3回 51人</td></tr> </table> <p>○施設見学の実施</p> <table border="1"> <tr><td>R2</td><td>0回</td></tr> <tr><td colspan="2">(コロナ禍のため)</td></tr> <tr><td>R3</td><td>2団体 93人</td></tr> <tr><td>R4</td><td>8団体 436人</td></tr> <tr><td>R5</td><td>3団体 267人</td></tr> <tr><td>R6</td><td>4団体 239人</td></tr> </table> <p>○広報紙やホームページ、SNS等による定期的な情報提供、啓発</p> <table border="1"> <tr><td colspan="2">広報そでがうら</td></tr> <tr><td colspan="2">ごみ減量特集号の発行</td></tr> <tr><td>R3</td><td>2回(新規に実施)</td></tr> <tr><td>R4</td><td>2回</td></tr> <tr><td>R5</td><td>2回</td></tr> <tr><td>R6</td><td>2回</td></tr> </table> <p>○雑がみ回収ボックス及びインクカートリッジ回収ボックスの設置</p> <p>○子ども服のリユース企画「ガウラの古着屋さん」の開催</p> <table border="1"> <tr><td>R3</td><td>1回(新規に実施)</td></tr> <tr><td>R4</td><td>3回</td></tr> <tr><td>R5</td><td>3回</td></tr> <tr><td>R6</td><td>2回</td></tr> </table> <p>○フードドライブの実施</p> <table border="1"> <tr><td>R4</td><td>1回</td></tr> <tr><td colspan="2">(市として新規に実施)</td></tr> <tr><td>R5</td><td>1回</td></tr> <tr><td>R6</td><td>1回</td></tr> </table>	R2	0回	(コロナ禍のため)		R3	2回 23人	R4	2回 223人	R5	1回 15人	R6	3回 51人	R2	0回	(コロナ禍のため)		R3	2団体 93人	R4	8団体 436人	R5	3団体 267人	R6	4団体 239人	広報そでがうら		ごみ減量特集号の発行		R3	2回(新規に実施)	R4	2回	R5	2回	R6	2回	R3	1回(新規に実施)	R4	3回	R5	3回	R6	2回	R4	1回	(市として新規に実施)		R5	1回	R6	1回
R2	0回																																																					
(コロナ禍のため)																																																						
R3	2回 23人																																																					
R4	2回 223人																																																					
R5	1回 15人																																																					
R6	3回 51人																																																					
R2	0回																																																					
(コロナ禍のため)																																																						
R3	2団体 93人																																																					
R4	8団体 436人																																																					
R5	3団体 267人																																																					
R6	4団体 239人																																																					
広報そでがうら																																																						
ごみ減量特集号の発行																																																						
R3	2回(新規に実施)																																																					
R4	2回																																																					
R5	2回																																																					
R6	2回																																																					
R3	1回(新規に実施)																																																					
R4	3回																																																					
R5	3回																																																					
R6	2回																																																					
R4	1回																																																					
(市として新規に実施)																																																						
R5	1回																																																					
R6	1回																																																					

生ごみの排出抑制 【取組目標 20 件/年】																																				
2	<p>家庭から排出される厨芥類（生ごみ）は、可燃ごみの約 35%を占め、水分も多いことから、水切り等の家庭でできる取り組みの情報提供・啓発を図るとともに、生ごみの減量化・再資源化を推進するため、生ごみ肥料化容器等の購入費用について補助金制度を継続するとともに、地域との協働による普及活動を推進します。</p> <p>→実施主体：市、市民</p>	<p>○生ごみ肥料化容器等購入設置助成金の交付</p> <table border="1"> <tr><td>R2</td><td>29基</td><td>382,000円</td></tr> <tr><td>R3</td><td>71基</td><td>717,400円</td></tr> <tr><td>R4</td><td>55基</td><td>631,500円</td></tr> <tr><td>R5</td><td>57基</td><td>722,900円</td></tr> <tr><td>R6</td><td>46基</td><td>795,200円</td></tr> </table> <p>○広報紙やホームページ、SNS等による定期的な情報提供、啓発</p> <table border="1"> <tr><td colspan="3">生ごみ肥料化容器や段ボールコンポスト等について 広報そでがうら掲載回数</td></tr> <tr><td>R2</td><td>1回</td><td></td></tr> <tr><td>R3</td><td>3回（うち特集号2回）</td><td></td></tr> <tr><td>R4</td><td>3回（うち特集号1回）</td><td></td></tr> <tr><td>R5</td><td>4回（うち特集号2回）</td><td></td></tr> <tr><td>R6</td><td>4回（うち特集号2回）</td><td></td></tr> </table>	R2	29基	382,000円	R3	71基	717,400円	R4	55基	631,500円	R5	57基	722,900円	R6	46基	795,200円	生ごみ肥料化容器や段ボールコンポスト等について 広報そでがうら掲載回数			R2	1回		R3	3回（うち特集号2回）		R4	3回（うち特集号1回）		R5	4回（うち特集号2回）		R6	4回（うち特集号2回）		<p>生ごみ肥料化容器等購入設置助成制度を継続して実施し、取組目標を達成することができました。また、各種媒体を通じて生ごみの排出抑制に関する情報を提供しました。</p> <p>家庭から排出されるごみのうち、厨芥類は大きな割合を占めており、生ごみの排出抑制はごみの減量化・資源化に効果的であることから、今後も継続して実施する必要があります。</p>
R2	29基	382,000円																																		
R3	71基	717,400円																																		
R4	55基	631,500円																																		
R5	57基	722,900円																																		
R6	46基	795,200円																																		
生ごみ肥料化容器や段ボールコンポスト等について 広報そでがうら掲載回数																																				
R2	1回																																			
R3	3回（うち特集号2回）																																			
R4	3回（うち特集号1回）																																			
R5	4回（うち特集号2回）																																			
R6	4回（うち特集号2回）																																			
剪定枝の排出抑制																																				
3	<p>剪定枝は自然に発生するものですが、処分量も少なくありません。剪定枝の排出抑制を図るため、剪定枝のチップ化や堆肥化等、自らできる取り組みの情報提供・啓発を図るとともに、チップ化・堆肥化に必要な剪定枝粉碎機の貸し出しを継続します。</p> <p>→実施主体：市、市民、事業者</p>	<p>○剪定枝粉碎機の貸出し</p> <table border="1"> <tr><td>R2</td><td>59回</td><td>2,748kg</td></tr> <tr><td>R3</td><td>55回</td><td>2,551kg</td></tr> <tr><td>R4</td><td>49回</td><td>1,676kg</td></tr> <tr><td>R5</td><td>45回</td><td>2,331kg</td></tr> <tr><td>R6</td><td>34回</td><td>2,116kg</td></tr> </table> <p>○広報紙やホームページ、SNS等による定期的な情報提供、啓発</p> <table border="1"> <tr><td colspan="3">剪定枝について 広報そでがうら掲載回数</td></tr> <tr><td>R2</td><td>0回</td><td></td></tr> <tr><td>R3</td><td>3回（うち特集号1回）</td><td></td></tr> <tr><td>R4</td><td>1回</td><td></td></tr> <tr><td>R5</td><td>1回</td><td></td></tr> <tr><td>R6</td><td>0回</td><td></td></tr> </table>	R2	59回	2,748kg	R3	55回	2,551kg	R4	49回	1,676kg	R5	45回	2,331kg	R6	34回	2,116kg	剪定枝について 広報そでがうら掲載回数			R2	0回		R3	3回（うち特集号1回）		R4	1回		R5	1回		R6	0回		<p>剪定枝粉碎機の貸出しを継続して実施し、剪定枝のチップ化・堆肥化を促進しました。また、各種媒体を通じて剪定枝の排出抑制に関する情報を提供しました。</p> <p>剪定枝は最も身近なバイオマス資源の一つであり、ごみの減量化・資源化に加えて、CO₂発生量の削減も見込めることから、今後も継続して実施する必要があります。</p>
R2	59回	2,748kg																																		
R3	55回	2,551kg																																		
R4	49回	1,676kg																																		
R5	45回	2,331kg																																		
R6	34回	2,116kg																																		
剪定枝について 広報そでがうら掲載回数																																				
R2	0回																																			
R3	3回（うち特集号1回）																																			
R4	1回																																			
R5	1回																																			
R6	0回																																			

4	<p>家庭系ごみ処理手数料の見直し</p> <p>平成13年(2001年)7月にごみ指定袋制度を導入してから、ごみ排出量は減少していたものの、1人1日当たりごみ総排出量は、全国平均を上回っていることから、一層のごみ排出抑制と分別収集の推進及び再生利用を図る必要があり、ひとつの手段として、経済的な動機を活用した排出抑制効果が期待できるごみ処理手数料の見直しについて、検討するものとします。</p> <p>ただし、ごみ処理手数料の見直しについては、市民説明会の開催等により住民の理解を求めるものとします。</p> <p>→実施主体：市</p>	<p>○令和2年度(2020年度)、廃棄物減量等推進審議会において審議・検討し、「家庭系ごみ処理手数料の見直しの基本的な考え方」を策定。</p> <p>○令和3年度(2021年度)に「家庭系ごみ処理手数料の見直しの基本方針」を取りまとめる予定としていたが、物価上昇等の社会経済情勢や市民生活への影響等を考慮し、審議を行うことは難しいと判断し、以降、審議は実施していない。</p>	<p>家庭系ごみ処理手数料の見直しについて検討を進めました。</p> <p>家庭系ごみ処理手数料の見直し時期については、社会経済情勢や市民生活への影響等を考慮し慎重に判断することとしており、引き続き、検討を進める必要があります。</p>
5	<p>事業系ごみ処理手数料の見直し</p> <p>事業系一般廃棄物については、平成23年度(2001年度)にごみ処理手数料を10kg当たり80円から150円に改定し、ごみ処理費用に対する事業者の負担割合を35%程度としています。事業系一般廃棄物の排出削減が進展していないことから、引き続き、排出量の削減とリサイクルについて啓発するとともにごみ処理経費の適正な負担を目的として、手数料の見直しを検討します。</p> <p>→実施主体：市</p>	<p>○減量化の効果や県内市町村の状況等を調査</p>	<p>ごみ処理経費の負担の適正化に向けて、県内市町村の状況等について調査を進めました。</p> <p>事業系一般廃棄物の排出状況等を踏まえて、引き続き、検討を進める必要があります。</p>
6	<p>ごみ収集日の見直し</p> <p>本市では、可燃ごみを週3回、不燃ごみ・資源物を週1回、有害ごみを月1回収集していますが、近隣市や類似市と比較しても収集回数は多くなっています。</p> <p>特に可燃ごみは、収集回数を減らすことで、ごみを減らそうという動機付けとなり、指定袋の使用量も含めて、ごみ減量化・資源化が期待できますが、利便性の低下やごみステーションの容量不足等が懸念されることから、排出者である市民の意見を踏まえて検討するものとします。</p> <p>→実施主体：市</p>	<p>○他市町村における実施状況等の情報を収集</p>	<p>他市町村の実施状況等について情報収集を実施しました。</p> <p>ごみ収集回数を最適化することで、ごみ減量の動機付けとなるほか、ごみ収集車の稼働状況の最適化によるCO₂削減が期待できる一方で、利便性の低下といった懸念事項もあることから、引き続き、検討を進める必要があります。</p>

一般廃棄物排出事業者への減量化・資源化指導の徹底		
7	<p>事業系ごみの減量化・資源化対策として、事業者に対して、ごみ排出指導や再資源化のPRをより一層徹底するとともに、大規模建築物を所有又は占有する事業者については、引き続き減量化・資源化計画書等の提出を求めます。</p> <p>→実施主体：市</p>	<p>○収集運搬許可業者を通じて、排出事業者へ「事業系ごみ適正処理ガイド」を配布し、ごみの減量化・資源化を依頼</p> <p>排出事業者に対して適正処理による減量化・資源化を徹底するよう指導しました。</p> <p>適正処理の啓発指導や大量排出者に対する減量化・資源化等計画書の提出を求める取組は、他市町村でも広く実施されている効果的な取組であり、今後も継続して実施する必要があります。</p>
ごみガイドブックの作成		
8	<p>「袖ヶ浦市ごみと資源物ガイドブック」について定期的に刊行し、ごみ減量化・資源化の啓発とごみ分別の周知を図ります。</p> <p>→実施主体：市</p>	<p>○令和2年度（2020年度）にガイドブックを改訂</p> <p>○転入者や市民等へ紙面版を配布</p> <p>○市ホームページにてweb版を配信</p> <p>「袖ヶ浦市ごみと資源物ガイドブック」を刊行・配布・配信し、ごみの適正分別の周知に努めました。</p> <p>「袖ヶ浦市ごみと資源物ガイドブック」を配布・web配信することは、ごみの適正分別に効果的であり、今後も継続して実施する必要があります。</p>
ごみ出しルール遵守の指導		
9	<p>市街地や田園地域など地域特性に応じて、地域との協働によりごみの排出抑制・分別排出に関する指導を行い、不適正排出については、的確に対応し、ごみ排出ルールの遵守を推進します。また、市内に居住する外国人に対して、ごみの正しい分別のみならず、排出抑制や再資源化に協力してもらえよう、外国語版リーフレットの配布やホームページでの周知し、目や耳が不自由な方に対して、引き続き、市内障がい者団体への説明や、音読ボランティア等を通じて、ごみ排出ルールの周知を図ります。</p> <p>→実施主体：市、地域</p>	<p>○広報紙やホームページ、SNS等による定期的な情報提供、啓発</p> <p>○音読ボランティアによるCD配布、聴覚障がい者へのFAXによる粗大ごみ受付の実施</p> <p>○外国語版「家庭ごみの分け方と出し方」の配布</p> <p>多様性社会に対応できるように、ごみ出しルールに関する情報提供を様々な手法で実施しました。</p> <p>ごみ出しルールの遵守に向け、今後も継続して実施する必要があります。</p>

環境学習などによる啓発 【新規】 【取組目標 1回/年】																								
10	<p>現在、海洋汚染プラスチックや廃プラスチックが社会問題となっている中で、廃棄物問題に関する講習会等を実施します。</p> <p>→実施主体：市</p>	<p>○環境学習及び職員出前講座の実施</p> <table border="1"> <tr><td>R2</td><td>1回</td><td>27人</td></tr> <tr><td>R3</td><td>0回</td><td>(コロナ禍のため)</td></tr> <tr><td>R4</td><td>1回</td><td>16人</td></tr> <tr><td>R5</td><td>1回</td><td>15人</td></tr> <tr><td>R6</td><td>2回</td><td>46人</td></tr> </table>	R2	1回	27人	R3	0回	(コロナ禍のため)	R4	1回	16人	R5	1回	15人	R6	2回	46人	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和3年度(2021年度)は実施することができませんでしたが、それ以外の年度は取組目標を達成しました。</p> <p>新たな廃棄物問題を啓発し、適正な廃棄物処理を促す点で重要な取組であるため、今後も継続して実施する必要があります。</p>						
R2	1回	27人																						
R3	0回	(コロナ禍のため)																						
R4	1回	16人																						
R5	1回	15人																						
R6	2回	46人																						
食品ロス削減についての啓発 【新規】																								
11	<p>食品ロス削減の推進に関する法律が施行されるなど、食品ロスの関心が高まっていることなどから、市民、事業者に対し、食品ロス削減方法の取り組みや「3010運動」の啓発等を実施し、食品ロス削減を推進していきます。</p> <p>→実施主体：市</p>	<p>○広報紙やホームページ、SNS等による定期的な情報提供、啓発</p> <table border="1"> <tr><td colspan="3">食品ロスについて</td></tr> <tr><td colspan="3">広報そでがうら掲載回数</td></tr> <tr><td>R2</td><td>1回</td><td></td></tr> <tr><td>R3</td><td>3回(うち特集号2回)</td><td></td></tr> <tr><td>R4</td><td>3回(うち特集号2回)</td><td></td></tr> <tr><td>R5</td><td>3回(うち特集号2回)</td><td></td></tr> <tr><td>R6</td><td>2回(うち特集号2回)</td><td></td></tr> </table>	食品ロスについて			広報そでがうら掲載回数			R2	1回		R3	3回(うち特集号2回)		R4	3回(うち特集号2回)		R5	3回(うち特集号2回)		R6	2回(うち特集号2回)		<p>各種媒体を通じて継続的な情報提供を行い、食品ロス削減を推進しました。</p> <p>食品ロスの削減は、ごみの減量化だけでなく、最終的には食品流通の無駄をなくすことにもつながる重要な取組であることから、今後も継続して実施する必要があります。</p> <p>今回、「袖ヶ浦市食品ロス削減推進計画」を策定することから、施策体系を見直します。</p>
食品ロスについて																								
広報そでがうら掲載回数																								
R2	1回																							
R3	3回(うち特集号2回)																							
R4	3回(うち特集号2回)																							
R5	3回(うち特集号2回)																							
R6	2回(うち特集号2回)																							
私にもできる、ごみ減量化・資源化のリーフレット作成 【新規】																								
12	<p>レジ袋の有料化が、法律で義務付けられるなどプラスチックごみ減量化の動きが加速する中で、家庭内でできるごみ減量や資源化の取り組みを掲載したリーフレットを作成し、ごみ減量化・資源化の啓発等を図ります。</p> <p>→実施主体：市</p>	<p>○令和6年(2024年)3月にリーフレットを作成</p> <p>○出前講座や施設見学時に配布</p>	<p>令和6年(2024年)3月にリーフレットを作成・配布し、ごみ減量化・資源化の取組を促進しました。</p> <p>適正な分別は、燃せるごみの減量化と資源化の促進を同時に実現するものであり、今後も継続して実施する必要があります。</p>																					

② ごみ分別排出計画

No.	取組内容	実施状況	評価																				
住民団体による集団回収の促進																							
13	<p>家庭ごみの資源化において自治会等の住民団体による集団回収は、大きな役割を担っています。ごみを出さないライフスタイルへの第一歩として資源回収へ積極的な参加を促します。</p> <p>→実施主体：市、市民、地域</p>	<p>○廃棄物減量等推進員^{注)}を通じた自治会回収の周知 注) 廃棄物処理法に基づき市長が委嘱する「自治会と市の橋渡し役」です。</p> <p>○自治会回収の回収量</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>R2</td><td>1,353t</td></tr> <tr><td>R3</td><td>1,380t</td></tr> <tr><td>R4</td><td>1,318t</td></tr> <tr><td>R5</td><td>1,224t</td></tr> <tr><td>R6</td><td>1,168t</td></tr> </table> <p>○団体回収の回収量</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>R2</td><td>499t</td></tr> <tr><td>R3</td><td>534t</td></tr> <tr><td>R4</td><td>537t</td></tr> <tr><td>R5</td><td>514t</td></tr> <tr><td>R6</td><td>453t</td></tr> </table>	R2	1,353t	R3	1,380t	R4	1,318t	R5	1,224t	R6	1,168t	R2	499t	R3	534t	R4	537t	R5	514t	R6	453t	<p>住民団体による集団回収を継続して支援するとともに、広報等を通じてその促進に努めました。</p> <p>資源回収自治会事業は、本市における資源回収のあり方を特徴付ける独自のものであり、また、団体回収も資源化の促進に重要な役割を担うものであることから、いずれも継続して実施する必要があります。</p>
R2	1,353t																						
R3	1,380t																						
R4	1,318t																						
R5	1,224t																						
R6	1,168t																						
R2	499t																						
R3	534t																						
R4	537t																						
R5	514t																						
R6	453t																						
小型家電リサイクルの推進																							
14	<p>使用済み小型電子機器等の再資源化（小型家電リサイクル）を図るため、平成26年（2014年）度から小型家電の回収を開始しました。引き続き、市民への周知徹底を図るとともに、必要に応じて回収品目の見直しを図ります。</p> <p>→実施主体：市</p>	<p>○ピックアップ回収、持込回収、イベント回収、ボックス回収^{注)}の実施 注) 市役所、平川交流センター、長浦交流センター、根形交流センター、平岡交流センターにて実施</p> <p>○広報紙やホームページによる周知、啓発</p> <p>○使用済み小型家電回収量</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>R2</td><td>41t</td></tr> <tr><td>R3</td><td>42t</td></tr> <tr><td>R4</td><td>36t</td></tr> <tr><td>R5</td><td>30t</td></tr> <tr><td>R6</td><td>32t</td></tr> </table>	R2	41t	R3	42t	R4	36t	R5	30t	R6	32t	<p>様々な形態で使用済み小型家電の回収を行い、リサイクルを推進しました。</p> <p>小型家電のリサイクルは、希少な金属を含んだ都市鉱山を有効活用する重要な取組であることから、今後も継続して実施する必要があります。</p>										
R2	41t																						
R3	42t																						
R4	36t																						
R5	30t																						
R6	32t																						

容器包装プラスチックリサイクルの検討		
15	<p>「容器包装リサイクル法」に基づく容器包装のうち、現在、未収集となっているプラスチック製容器包装の分別収集については、国の動向を注視しながら、引き続き、検討します。</p> <p>→実施主体：市</p>	<p>○プラスチック資源循環促進法の内容の調査や他市町村の実施状況等の情報収集を行い、審議会等の意見を踏まえ、取り組むべき施策を検討</p> <p>○プラスチックリサイクルの本格実施のための基礎資料とするため、令和7年度（2025年度）にモデル実証事業を実施することとしました。</p> <p>令和4年（2022年）4月に施行されたプラスチック資源循環促進法を踏まえ、プラスチックリサイクルの実証事業の実施に向けて準備を進めました。</p> <p>プラスチックリサイクルは、海洋ごみや気候変動の具体的な対策として位置付けられる重要な取組であることから、実施に向けた取組を継続する必要があります。容器包装プラスチックに加え、製品プラスチックも含めて検討します。</p>
生ごみリサイクルの検討		
16	<p>生ごみは、水分量が多く、ごみとして処理するには多くのエネルギーを必要とします。このため、バイオマス資源としての利活用及び生ごみの分別収集について、費用対効果を勘案しながら検討します。</p> <p>→実施主体：市</p>	<p>○他市町村のバイオマスの取組について調査</p> <p>他市町村のバイオマスに関する取組について調査を実施しました。</p> <p>一部の市町村では、生ごみをバイオマス資源と位置付けて利活用しています。再生可能エネルギーである一方、残渣等の利用先確保や処理コストといった課題もあることから、本市のごみ中間処理計画との整合を図りながら、引き続き、検討する必要があります。</p>
ごみカレンダーの配布		
17	<p>広告主の協賛により寄贈されているごみカレンダーについて、引き続き、自治会・賃貸住宅管理会社の協力を得て配布し、ごみ分別及び収集日の周知を図ります。</p> <p>→実施主体：市、自治会</p>	<p>○自治会や賃貸住宅管理会社等を通じて配布</p> <p>○クリーンセンター、市役所及び平川・長浦交流センターで配布</p> <p>○市ホームページにてweb版を配信</p> <p>ごみカレンダーを作成・配布し、ごみの分別と収集日の周知に努めました。</p> <p>ごみの適正な排出に効果的な取組であり、今後も継続する必要があります。</p>

③ ごみ適正処理計画

③-1 ごみ収集・運搬計画

No.	取組内容	実施状況	評価
収集ルートの見直し			
18	<p>家庭ごみの収集・運搬については、適宜収集ルートを見直し、収集運搬費用の抑制を図ります。</p> <p>→実施主体：市</p>	<p>○収集運搬業者と新型コロナウイルス感染症対策について協議（令和2～3年度）</p> <p>○収集の確実な履行を目指し、収集運搬業者と適宜協議</p>	<p>収集運搬業者と適宜協議を実施しました。</p> <p>収集ルートの最適化は、収集運搬費用の抑制のほか、収集作業の効率化や安全の確保にもつながる取組であることから、今後も継続して実施する必要があります。</p>
高齢者等ごみ出し支援サービスの調査検討			
19	<p>高齢化社会に対応した、高齢者・障がい者へのごみ出しサービスについて、調査検討します。</p> <p>→実施主体：市</p>	<p>○他市町村の実施状況等について情報収集を実施</p>	<p>他市町村の実施状況等について情報収集を実施しました。</p> <p>ごみ収集日や収集ルートの見直しにあわせて、引き続き、検討する必要があります。</p>
ごみステーションの管理徹底			
20	<p>本市では、家庭から出る可燃ごみ等は、自治会加入の有無に関わらず、ごみステーションに排出することとなっていますが、ごみステーションの維持管理に参加しない市民が増えており、利用者相互で責任を持って維持管理を行う習慣を定着させるため、地域と協働して啓発活動を展開します。また、引き続き、ごみステーション用のネットの配布を行い、衛生的にごみステーションが維持管理できるよう支援します。</p> <p>→実施主体：市、市民、地域</p>	<p>○広報紙、ホームページによる啓発の実施</p> <p>○ごみステーション用ネットの無償配布</p> <p>○転入者にごみステーションの管理や利用についての啓発チラシを配布</p>	<p>ごみステーションの適切な維持管理に関する啓発活動等を行い、衛生的なごみステーションの管理徹底を支援しました。</p> <p>ごみステーションにおける収集は、ごみを適正に処理する第一歩であり、衛生的かつ継続的なごみ処理のため、今後も継続して実施する必要があります。</p>

事業系ごみ搬入物検査の実施		
21	<p>直接搬入や許可業者を通じて搬入される事業系ごみについて、袖ヶ浦クリーンセンターで搬入物検査を実施し、資源物や受け入れ不適物の混入を防ぐとともに、悪質な場合は事業所に立ち入り検査を行い、ごみ処理の適正化を指導します。</p> <p>→実施主体：市、事業者</p>	<p>○搬入時に不適物があった際には、収集運搬業者に搬出元を確認</p> <p>搬入物を検査し、不適物の混入を防止しました。適正かつ安全なごみ処理の維持を図る上で重要な取組であることから、今後も継続して実施する必要があります。</p>
資源物持ち去り行為対策		
22	<p>有価にて取引される資源物は、持ち去られる可能性があります。ごみステーションのみならず資源回収においても持ち去りが頻発する場合の対策について、調査検討します。</p> <p>→実施主体：市</p>	<p>○通報によりパトロールを実施</p> <p>資源物持ち去り行為への対応を実施しました。持ち去られた資源物は、正しく処理されず、市内外における不法投棄につながるおそれがあることから、適正なごみ処理のため、今後も継続して実施する必要があります。</p>
事業系ごみのごみステーション混入対策		
23	<p>事業系ごみを家庭ごみ用指定袋に入れてごみステーションに排出する事業者もいることから、不適正排出を行った事業者には厳正な指導を行います。</p> <p>→実施主体：市</p>	<p>○排出者が判明した際には、個別に指導を実施</p> <p>○情報覚知の際、当該地区の事業者には「事業系ごみ適正処理ガイド」を配布</p> <p>事業者への指導を継続的に実施しました。事業系ごみをごみステーションに排出することは、不法投棄に当たり、適正なごみ処理のため、今後も継続して実施する必要があります。</p>

③-2 ごみ中間処理計画

No.	取組内容	実施状況	評価
クリーンセンターにおける資源物回収			
24	<p>袖ヶ浦クリーンセンターに搬入される不燃ごみ・粗大ごみについて、粗大ごみ処理施設で使用済み小型家電のピックアップ回収を行うとともに、有害ごみ・不適物等の選別を行い、破碎処理後、金属類の回収を図ります。</p> <p>→実施主体：市</p>	<p>○クリーンセンターにおける資源物回収を実施</p> <p>袖ヶ浦クリーンセンターにおける資源化量</p> <p>R2 1,504t R3 1,542t R4 1,523t R5 1,419t R6 1,451t</p>	<p>クリーンセンターにおける資源物回収を継続して実施し、リサイクルを推進しました。</p> <p>クリーンセンターにおける大規模な選別は、循環型社会の実現に寄与する重要な取組であることから、今後も継続して実施する必要があります。</p>
可燃ごみの資源化			
25	<p>袖ヶ浦クリーンセンターに搬入された可燃ごみ及び粗大ごみ処理施設で発生した可燃ごみは、引き続きKCSで溶融処理及び再資源化（溶融スラグ・メタルの生成）を図ります。</p> <p>→実施主体：市</p>	<p>○可燃ごみ等の適正処理及び資源化を実施</p> <p>溶融スラグ、溶融メタル生成量</p> <p>R2 2,564t R3 2,152t R4 1,964t R5 1,869t R6 1,981t</p>	<p>溶融スラグ・溶融メタルの資源化を継続して実施し、リサイクルを推進しました。</p> <p>可燃ごみの溶融処理に伴って発生する無機物の資源化は、循環型社会の実現に寄与する重要な取組であることから、今後も継続して実施する必要があります。</p>
剪定枝及び刈草の資源化			
26	<p>平成30年（2018年）度から剪定枝等を再資源化業者へ引き渡し、資源化を図っていることから、引き続き、資源化を推進します。</p> <p>→実施主体：市</p>	<p>○剪定枝及び刈草を再資源化業者に引き渡して資源化</p> <p>剪定枝等資源化量</p> <p>R2 123t R3 113t R4 139t R5 102t R6 158t</p>	<p>剪定枝及び刈草の資源化を継続して実施し、リサイクルを推進しました。</p> <p>剪定枝をバイオマス資源として利活用することは、循環型社会の実現に寄与する重要な取組であることから、今後も継続して実施する必要があります。</p>

③-3 ごみ最終処分計画

No.	取組内容	実施状況	評価
最終処分場の確保			
27	<p>最終処分場の安定的な確保について、引き続き、民間事業者及び関係自治体と協議を行います。</p> <p>→実施主体：市</p>	<p>○民間処分場にて最終処分を継続</p>	<p>民間処分場における最終処分を継続しました。</p> <p>中間処理後、これ以上資源化が難しいものについては最終処分することになりますが、適正なごみ処理の最終段階に当たり、非常に重要な事項であることから、今後も継続して実施する必要があります。</p>
市保有最終処分場の管理継続			
28	<p>市の保有する一般廃棄物最終処分場について、引き続き、適正に管理します。</p> <p>→実施主体：市</p>	<p>○適正な維持管理の実施</p>	<p>市が保有する一般廃棄物最終処分場について、定期的に水質検査を行うなど適正な維持管理に努めました。</p> <p>現在、市の保有する一般廃棄物最終処分場には、し尿積み替え施設から発生する沈砂を埋め立てていますが、一般廃棄物の適正な処分のため、今後も継続して実施する必要があります。</p>
市保有最終処分場の拡張検討			
29	<p>平成23年(2011年)の原子力発電所事故の影響により、民間最終処分場への処分委託費が高騰していることから、袖ヶ浦クリーンセンター敷地内での最終処分場拡張の可能性について検討します。</p> <p>→実施主体：市</p>	<p>○袖ヶ浦クリーンセンター一般廃棄物最終処分場の残余容量の算定を実施</p>	<p>最終処分場拡張の可能性の検討における基礎的な情報である残余容量の算定を実施しました。</p> <p>市の保有する最終処分場の残余容量は残りわずかとなっていることから、引き続き、検討する必要があります。</p>

④ ごみ処理施設整備計画

No.	取組内容	実施状況	評価
次期広域廃棄物処理施設の整備検討			
30	<p>現行のKCSの稼働期間は基本協定により令和8年(2026年)度末までとなっており、協定期間終了後の処理について、令和9年(2027年)度より安房地域2市1町も参加した広域廃棄物処理事業において新施設が稼働予定となっております。稼働に向けて、協議会を設置し、事務を共同して執行しています。</p> <p>→実施主体：市</p>	<p>○令和9年(2027年)4月に新施設の完全稼働を目指し、事業者により、以下の施設整備が進められている</p> <p>R3 環境影響評価について、現況調査を実施、準備書作成業務を実施</p> <p>R4 環境影響評価手続の完了</p> <p>R5 一般廃棄物・産業廃棄物処理施設設置許可及び建築基準法第51条許可手続の完了。1月16日に起工式開催、2月より土木建築工事着手</p> <p>R6 12月よりプラント工事着手</p>	<p>令和9年(2027年)4月の稼働に向けて、工事は順調に進捗しています。</p> <p>ごみ処理の広域化は、本市のごみ処理の中核をなす、最も重要な取組の一つであることから、今後も継続して実施する必要があります。</p>
資源物選別・一時保管施設の整備推進			
31	<p>ごみ資源化への対応として、資源物等の一時保管施設の整備を平成30年度に実施しました。選別施設については、容器包装リサイクルの取り組みや広域廃棄物処理事業と整合性を図りながら施設整備の検討をするものとします。</p> <p>→実施主体：市</p>	<p>○平成30年度(2018年度)に整備した資源物等ストックヤードの運用</p>	<p>平成30年度(2018年度)に整備した施設を適切に運用しました。</p> <p>選別施設については、プラスチックリサイクルの取組や広域廃棄物処理事業との整合性を図りながら、施設整備の必要性を検討する必要があります。</p>
既存施設の整備方針の検討			
32	<p>現行のごみ処理施設(中継施設)の再整備は、君津地域広域廃棄物処理事業と整合性を図りながら検討するものとします。なお、旧ごみ処理施設焼却炉設備の解体は、多額の費用がかかるため、交付金制度を活用した解体を検討します。</p> <p>→実施主体：市</p>	<p>○令和2年度(2020年度)に策定した「廃棄物処理施設長寿命化総合計画」に基づき各施設の整備を実施</p>	<p>「No.30 次期広域廃棄物処理施設の整備検討」の状況を踏まえて各施設の整備を実施し、施設の長寿命化とランニングコストの平準化に努めました。</p> <p>既存施設は、中継施設としての役割を担う非常に重要なものであることから、引き続き、検討する必要があります。</p>

注) 施策No.31及び32は、いずれの項目も既存施設の整備に関する事項であり、親和性が高いことから、1つの項目に統合した上で、引き続き、検討を進めます。

⑤ その他ごみ処理に関する計画

No.	取組内容	実施状況	評価										
災害廃棄物処理計画の策定													
33	<p>施設の耐震化や、浸水対策、災害廃棄物の仮置場の確保、広域的処理体制の整備等災害発生時のごみ処理全般に関わる事項として、袖ヶ浦市地域防災計画と連携した「災害廃棄物処理計画」を策定します。</p> <p>→実施主体：市</p>	<p>○災害廃棄物の仮置場を確保するため、関係部署と協議</p> <p>○袖ヶ浦市災害廃棄物処理計画を令和3年(2021年)3月に策定</p>	<p>令和3年(2021年)3月に袖ヶ浦市災害廃棄物処理計画を策定しました。</p> <p>災害廃棄物仮置場の確保等については、同計画の運用の中で取り組むこととし、本取組項目は完了とします。</p>										
適正処理困難物への対応													
34	<p>廃棄物処理法に基づき国が指定する適正処理困難物以外に、家庭から排出される一般廃棄物であっても、市で処理することが困難な廃棄物について、事業者の拡大生産者責任^{注)}に基づく処理を促すとともに、国・県に対して働きかけを行います。</p> <p>→実施主体：市</p>	<p>○千葉県環境衛生促進協議会等を通じて国の予算に対する要望書を提出</p> <p>注) 拡大生産者責任…自ら生産する製品等について、生産者が、資源の投入、製品の生産・使用の段階だけでなく、廃棄物等となった後まで一定の責務を負うという考え方</p>	<p>千葉県環境衛生促進協議会や千葉県市長会を通じて、事業者の拡大生産者責任に基づく処理について、国・県に対して働きかけを行いました。</p> <p>拡大生産者責任のもとで適正に処理するための取組であり、今後も継続して実施する必要があります。</p>										
不法投棄の防止対策 【取組目標 6回/週】													
35	<p>不法投棄を防止するため、不法投棄監視員や市職員によるパトロールを強化するとともに、監視カメラの設置や県・警察との連携を強化します。また、土地の所有者・管理者に不法投棄の注意喚起をするとともに、協働による不法投棄をさせない環境づくりを目指します。</p> <p>→実施主体：市</p>	<p>○監視パトロールの実施(週6日)</p> <p>○監視カメラ保有台数</p> <table border="1"> <tr><td>R2</td><td>23台</td></tr> <tr><td>R3</td><td>25台</td></tr> <tr><td>R4</td><td>27台</td></tr> <tr><td>R5</td><td>28台</td></tr> <tr><td>R6</td><td>28台</td></tr> </table>	R2	23台	R3	25台	R4	27台	R5	28台	R6	28台	<p>監視パトロールを継続して実施し、取組目標を達成しました。</p> <p>ごみのポイ捨てから産業廃棄物の投棄まで、不法投棄の範囲は多岐にわたり、あらゆる不法投棄の防止のため、今後も継続して実施する必要があります。</p>
R2	23台												
R3	25台												
R4	27台												
R5	28台												
R6	28台												

環境物品の使用及びグリーン購入の促進		
36	<p>市内事業者のみならず、市も自らが事業者として、グリーン購入^{注)}・契約など循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行します。</p> <p>→実施主体：市、事業者</p> <p>注) グリーン購入…製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、市場に供給される製品・サービスの中から環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。</p>	<p>○グリーン購入によるコピー用紙の購入</p> <p>グリーン購入を継続して実施し、グリーン購入の促進に努めました。</p> <p>循環型社会の構築に向けて、市が率先して実行することは重要であることから、今後も継続して実施する必要があります。</p>

4. ごみ処理の課題

○食品ロスの削減を含め、燃せるごみの減量化をさらに促進する必要があります。

全国及び千葉県におけるごみの総排出量及び1人1日当たりのごみの総排出量は、現在も減少を続けています。本市においても、ごみの総排出量は減少を続けていますが、令和5年度（2023年度）時点において、千葉県平均を上回っている状況です。ごみ焼却由来のCO₂排出量の削減などの社会的課題の解決に向けて、特に食品ロスの削減をはじめとして、燃せるごみをさらに減量化する必要があります。

○資源物の軽量化等の現状を見定め、リサイクルを適切に推進する必要があります。

千葉県のリサイクル率は全国平均を上回っていますが、本市は令和5年度（2023年度）時点で県内第5位と、高いリサイクル率を誇っています。しかし、資源物の軽量化や流通量の減少などによって、本市のリサイクル率は令和4年度（2022年度）以降ほぼ横ばいとなっており、さらなるリサイクルを推進する必要があります。また、プラスチック資源循環促進法の施行やリチウムイオン電池に起因する火災の防止といった背景から、新たな品目のリサイクルについても検討し、適切な資源循環を構築していく必要があります。

○ごみの適正な処理体制を維持し、ソフト面・ハード面ともに安定した衛生サービスを提供する必要があります。

ごみの収集から中間処理や最終処分に至るまで、衛生インフラとも呼ばれるごみ処理の一連の流れは、平時・災害時を問わず、常に安定して稼働し続ける必要があります。安定した衛生サービスの提供のため、施設の適切な維持管理はもとより、家庭系・事業系それぞれのごみ処理手数料の適切な見直しや、収集日・収集ルートの見直しなどにより、適正な処理体制の維持に努める必要があります。

○ごみの減量化・資源化の目標実現のため、市民・地域・事業者・行政の協働をさらに推進する必要があります。

本市における3Rに対する関心の度合いは、年々減少しています。ごみの減量化・資源化を促進し、循環型社会を実現するためには、本市に関わるあらゆる主体が、それぞれの役割を知り、協働して取り組むことが必要不可欠です。

○廃棄物処理法を遵守し、不法投棄・不適正処理を防止する必要があります。

廃棄物の不法投棄・不適正処理の根絶に向け、引き続き排出者責任を基本として、行政、事業者、市民が一体となった取組を進める必要があります。また、個々の事案については、監視の強化等による未然防止を第一とするとともに、不法投棄・不適正処理が発生した場合には、原因者の責任追及と原状回復・是正を徹底する必要があります。

5. ごみ処理の基本方針

現計画の計画期間中において、食品ロスの削減やプラスチックごみへの対策など、新たなごみ問題に注目が集まりました。その一方で、循環型社会の実現や廃棄物の適正処理、循環利用のために必要な取組の基本的な方針は、現計画改定時から大きく変わっていないと考えられます。すなわち、市民・地域・事業者・行政の協働や、3R型ライフスタイルの定着、安定的かつ適正なごみ処理システムの構築です。

そこで、本市におけるごみ処理の基本方針を以下のとおりとします。

基本方針1 市民・地域・事業者・行政の協働による循環型社会づくりの推進

循環型社会を構築するためには、個人だけ、一つの主体だけ、といった取組では不十分であり、各主体が協働的に取り組んでいく必要があります。ごみの減量化・資源化の重要性や、どのような取組が行われているのかを今一度広く周知・啓発します。また、新たな課題に対応するために位置付けた施策を、各主体が協働して取り組みます。

基本方針2 3R型ライフスタイルの推進

生活習慣は社会の基礎であるため、ごみの減量化・資源化を実践する3R型ライフスタイルを推進することで循環型社会の構築を目指します。資源循環におけるセーフティネットとしてのリサイクルを推進することを中心に、リデュース・リユースをさらに身近なものにするための取組にも努めます。

基本方針3 廃棄物の適正な循環利用と不法投棄・不適正処理対策の強化

収集運搬、中間処理、最終処分というごみ処理システムを安定的に維持しつつ、その中で資源物を適正に循環するための取組を推進します。また、不法投棄・不適正処理を撲滅するため、各主体が連携して監視の目を広げ、不法投棄・不適正処理を許さないまちの実現を目指します。

6. ごみ処理基本計画の施策

(1) 施策の体系

ごみ処理基本計画の施策体系を図 3.6-1 に示します。ごみ処理基本計画に位置付ける具体的な取組は、排出から最終処分までの4つの段階に基づいて分類しています。

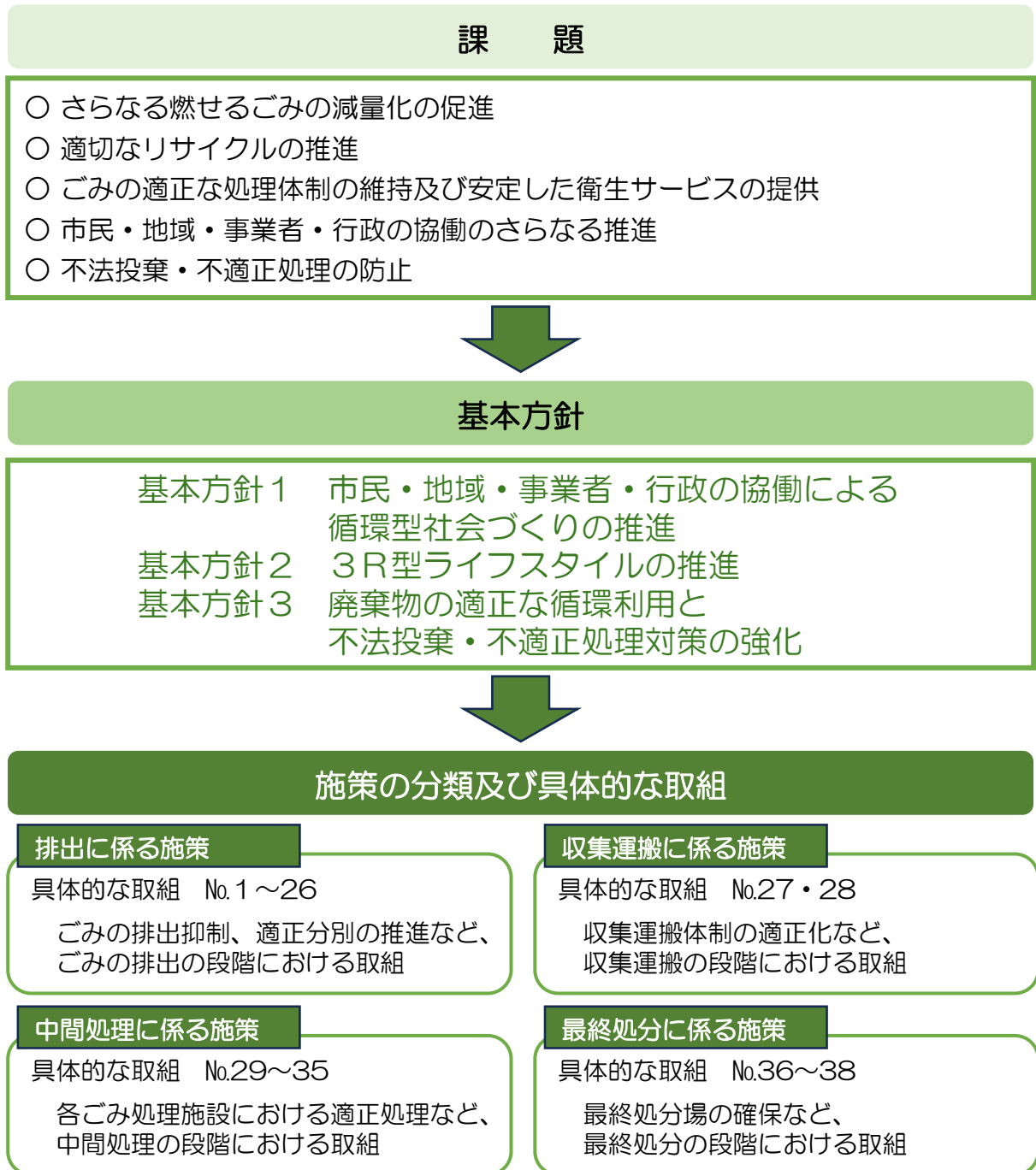


図 3.6-1 ごみ処理基本計画の施策体系

施策の分類及び具体的な取組を表 3.6-1 に示します。現計画から、完了した取組 1 つ、統合した取組 2 つ、新規に位置付けた取組 5 つの 3 減 5 増で、合計 38 の取組を位置付けることとします。また、生ごみの減量化に係る取組は、食品ロスの削減と不可分であることから、第 4 章・食品ロス削減推進計画における施策としても位置付けることとします。

表 3.6-1 施策の分類及び具体的な取組

施策の分類	具体的な取組	
排出に係る施策	No.1	参加型のごみ減量化・資源化対策の推進
	No.2	☆生ごみ肥料化容器等の普及促進
	No.3	剪定枝の自家利用の促進
	No.4	家庭系ごみ処理手数料の見直し
	No.5	事業系ごみ処理手数料の見直し
	No.6	ごみ収集日の見直し
	No.7	事業系ごみの減量化・資源化の指導及び周知啓発
	No.8	ごみガイドブックの作成及び配布・配信
	No.9	ごみ出しルール遵守の支援
	No.10	☆新たなごみ問題の周知啓発
	No.11	「私にもできる、ごみ減量化・資源化！」リーフレットの配布
	No.12	【新規】☆ごみ減量化・資源化協力店制度の推進
	No.13	【新規】☆3きり運動の周知啓発及び推進
	No.14	【新規】☆3010運動の周知啓発及び推進
	No.15	【新規】☆フードドライブの周知啓発及び推進
	No.16	資源回収活動の促進
	No.17	小型家電リサイクルの推進
	No.18	プラスチックリサイクルの実施
	No.19	☆生ごみのバイオマス利活用の検討
	No.20	ごみカレンダーの配布・配信
	No.21	【新規】適正分別の周知徹底
	No.22	高齢者等ごみ出し支援サービスの調査検討
	No.23	ごみステーションの管理徹底
	No.24	事業系ごみのごみステーション混入対策
	No.25	不法投棄の防止対策
	No.26	環境物品の使用及びグリーン購入の推進
収集運搬に係る施策	No.27	収集ルートの見直し
	No.28	資源物持ち去り行為対策
中間処理に係る施策	No.29	クリーンセンターにおける資源物回収
	No.30	溶融残渣の資源化
	No.31	事業系ごみ搬入物検査の実施
	No.32	剪定枝及び刈草の資源化
	No.33	次期広域廃棄物処理施設（KACS）の整備・安定稼働
	No.34	既存施設の適正な整備の推進
	No.35	適正処理困難物への対応
最終処分に係る施策	No.36	最終処分場の確保
	No.37	市保有最終処分場の管理継続
	No.38	市保有最終処分場の拡張検討

注) ☆印の取組は、食品ロス削減推進計画における施策としても位置付けます。

(2) 基本方針に基づく取組

排出に係る施策

No.1 参加型のごみ減量化・資源化対策の推進 【取組目標 合計8回/年】



ごみの減量化・資源化を進めるに当たっては、幅広い年齢層に対する環境学習と実践の機会が重要です。職員出前講座やごみ処理施設見学による環境学習を行うほか、子ども服リユース企画「ガウラの古着屋さん」やフードドライブ等、参加型のごみ減量化・資源化対策を推進します。

→実施主体：市、地域、事業者

No.2 生ごみ肥料化容器等の普及促進 【取組目標 合計50基/年】【食品ロス削減推進計画】



家庭から排出される食品ロスを含む生ごみを削減する有効な手段の一つに、生ごみ肥料化容器等による堆肥化・減量化があります。生ごみ肥料化容器等の普及促進を図るため、購入費用の助成制度を継続するとともに、周知啓発に取り組みます。

→実施主体：市、市民

No.3 剪定枝の自家利用の促進



剪定枝は最も身近なバイオマス資源の一つであり、ガーデニングでの利用や堆肥化といった自家利用が可能です。チップ化や堆肥化の前処理に必要な剪定枝粉碎機の貸出しを継続するとともに、周知啓発に取り組みます。

→実施主体：市、市民、事業者



No.4 家庭系ごみ処理手数料の見直し

平成 13 年（2001 年）7 月にごみ指定袋制度を導入してから、ごみ排出量は減少していたものの、1 人 1 日当たりのごみ総排出量は千葉県平均を上回っていることから、一層のごみ排出抑制と分別収集の推進及び再生利用を図る必要があり、一つ的手段として、経済的な動機を活用した排出抑制効果が期待できるごみ処理手数料の見直しについて、検討するものとし、ます。ただし、ごみ処理手数料の見直しについては、市民説明会の開催等により市民の理解を求めるものとし、ます。

→実施主体：市



No.5 事業系ごみ処理手数料の見直し

事業系一般廃棄物については、平成 23 年度（2011 年度）にごみ処理手数料を 10kg 当たり 80 円から 150 円に改定し、ごみ処理費用に対する事業者の負担割合を 35%程度としています。事業系一般廃棄物の排出削減が進展していないことから、引き続き、排出量の削減とリサイクルについて啓発するとともに、ごみ処理経費の適正な負担を目的として、手数料の見直しを検討し、ます。

→実施主体：市



No.6 ごみ収集日の見直し

本市のごみ収集頻度は、近隣市と比較して若干多い水準となっています。収集頻度を減らすことで、ごみの減量化の動機付けやごみ指定袋の使用量削減が期待できますが、利便性の低下やごみステーションの容量不足のおそれがあります。排出者である市民の意見を踏まえ、収集日の見直しについて検討し、ます。

→実施主体：市



No.7 事業系ごみの減量化・資源化の指導及び周知啓発

袖ヶ浦市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第 19 条では、事業用大規模建築物を所有又は占有する事業者に対し、減量化・資源化等計画書を毎年 1 回提出することを義務付けています。引き続き、計画書の提出を求めていくほか、「事業系ごみ適正処理ガイド」の配布等により、減量化・資源化の指導を徹底し、ます。

→実施主体：市

No.8 ごみガイドブックの作成及び配布・配信



ごみの正しい出し方や分別品目を取りまとめたガイドブックは、正しい分別に関する重要な情報源となります。「袖ヶ浦市ごみと資源物ガイドブック」を定期的に刊行し、配布・配信することで、ごみの適正な分別を周知啓発及び促進します。

→実施主体：市

コラム 袖ヶ浦市ごみと資源物ガイドブック

本市では、ごみと資源物の分別や注意事項をまとめたガイドブックを作成し、適正な分別や排出方法の情報を周知しています。

クリーンセンターや市役所などで入手可能です。
また、web版も配信しています。



No.9 ごみ出しルール遵守の支援



全ての市民がごみを正しく分別できるよう、多様性社会に対応したごみ出しルール遵守の支援を行います。視覚障がい者向けのごみの出し方音読CD、聴覚障がい者向けのFAXによる粗大ごみ受付、外国語版「家庭ごみの分け方と出し方」の配布等を今後も継続します。

→実施主体：市、地域

No.10 新たなごみ問題の周知啓発

【取組目標 合計1回/年】

【食品ロス削減推進計画】



プラスチックごみや食品ロスのほか、リチウムイオン電池等に起因するごみ処理施設等での火災が頻発するなど、重要性や緊急性が高い新たなごみ問題が生じています。職員出前講座等を通じて、これらの新たなごみ問題について周知啓発します。

→実施主体：市

No.1 1 「私にもできる、ごみ減量化・資源化！」 リーフレットの配布



ごみ減量化・資源化を促すため、主に紙・布類の品目や出し方を紹介する「私にもできる、ごみ減量化・資源化！」リーフレットを令和6年（2024年）3月に作成しました。職員出前講座や施設見学の開催時など、配布を継続します。

→実施主体：市

No.1 2 ごみ減量化・資源化協力店制度の推進 【新規】【食品ロス削減推進計画】



本市では、簡易包装の推進やマイバック運動など、ごみの減量化・資源化に積極的に取り組んでいる販売店を「ごみ減量化・資源化協力店」として認定する制度を、平成7年度（1995年度）から実施しています。消費者には積極的な利用、販売店には積極的な登録をそれぞれ促すため、周知啓発に努めます。また、食品ロスへの対応のため、認定要件に食品ロスの削減に関する取組を追加することを検討します。

→実施主体：市、市民、事業者

No.1 3 3きり運動の周知啓発及び推進 【新規】【食品ロス削減推進計画】



食品ロスの削減には、食材の「使いきり」、料理の「食べきり」、生ごみの「水きり」からなる「3きり運動」が非常に有効です。様々な媒体を活用して3きり運動について周知啓発し、実践を促します。

→実施主体：市、市民

用語説明

3きり運動：以下の3つの「きり」に取り組む運動です。

使いきり：買って来た食材を、残さず使いきります。

直接廃棄の削減に効果があります。

食べきり：作った料理や買って来た食品を、残さず食べきります。

食べ残しの削減に効果があります。

水きり：ごみ袋に入れる前に、生ごみを絞って水をきります。

生ごみ全体の削減に効果があります。

No.14 3010運動の周知啓発及び推進
【新規】【食品ロス削減推進計画】

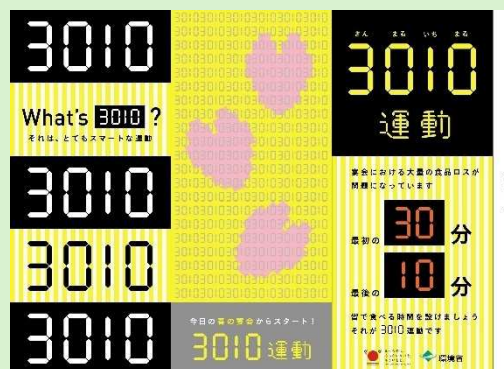


宴会における食べ残しの削減のため、環境省から「3010運動」という国民運動が呼び掛けられています。各種飲食店に3010運動に関する掲示の協力を呼び掛けるとともに、様々な媒体を活用して周知啓発し、利用者に対して実践を促します。

→実施主体：市、市民、事業者

用語説明

3010運動：「宴会開始後の30分間」と、「宴会終了前の10分間」は、座席に戻って料理を楽しむという国民運動です。宴会における食べ残しを削減します。



資料：環境省ホームページ

No.15 フードドライブの周知啓発及び推進
【新規】【食品ロス削減推進計画】



余った食品を必要な人に提供する取組であるフードドライブは、本市では令和4年（2022年）に初めて実施しました。今後もフードドライブを継続して実施するとともに、周知啓発に努めることにより、取組を推進します。

→実施主体：市、市民

用語説明

フードドライブ：家庭で余っている食品を集めて、必要な人に寄付する取組です。

フードバンク：必要なくなった食品を引き取り、提供する団体もしくは取組です。

フードパントリー：特に生活困窮者等を対象とした食料支援の取組です。

写真：本市で実施したフードドライブのようす





No.1 6 資源回収活動の促進

資源回収における本市独自の取組として、自治会による資源回収自治会事業があります。このほか、PTAなどが主体となる団体回収も行われています。ごみを出さないライフスタイルへの第一歩として資源回収活動への参加を促し、資源回収活動をさらに促進します。
→実施主体：市、市民、地域



No.1 7 小型家電リサイクルの推進

本市では、イベント回収や市施設におけるボックス回収等、小型家電の多様な形態での回収を強化し、リサイクルを推進してきました。今後も小型家電の回収・リサイクルを継続して実施します。
→実施主体：市



No.1 8 プラスチックリサイクルの実施

令和4年（2022年）4月のプラスチック資源循環促進法の施行に伴い、現在、燃せるごみの中に含まれている使用済みプラスチック（容器包装プラスチック及び製品プラスチック）を分別収集し、再商品化する必要があります。

令和7年（2025年）6月に実施したモデル実証事業の結果等を踏まえ、本市に適したプラスチックリサイクルのあり方について検討します。

プラスチックリサイクルの実施に当たっては、市民に対し、プラスチックの適切な分別方法等についての周知や啓発を丁寧に行い、実効性のあるリサイクル体制を構築して、リサイクル率の向上に努めます。

→実施主体：市



No.1 9 生ごみのバイオマス利活用の検討

【食品ロス削減推進計画】

生ごみは、堆肥化による農業利用やメタン発酵等によるエネルギー利用など、再生可能なバイオマス資源として利活用できる可能性があります。これらはCO₂の削減に貢献する一方、利用先の確保や処理コストといった課題もあることから、本市の中間処理計画との整合を図りながら検討します。

→実施主体：市



No.2 0 ごみカレンダーの配布・配信

ごみの収集日程に関する正確な情報を取りまとめたごみカレンダーは、家庭系ごみの正しい排出を促す重要な情報源となります。「ごみカレンダー」を定期的に作成し、配布・配信することで、ごみの適正な排出を周知啓発及び促進します。

→実施主体：市、市民、地域



No.2 1 適正分別の周知徹底 【新規】

リチウムイオン電池による火災のほか、収集できない品目のごみステーションへの残置、ごみ収集時におけるマイクロビーズクッションの破裂など、不適正な分別・排出による問題が全国的に発生しています。様々な媒体を活用して、これらの問題について周知啓発に努めるほか、社会情勢に対応した適正分別を促進します。

→実施主体：市、市民、地域

コラム 不適正分別・排出による事故事例

現在、ごみ処理施設等において、リチウムイオン電池が原因の火災が多発しています。残念ながら、本市においてもリチウムイオン電池を原因とする火災が確認されています。

リチウムイオン電池は、強い衝撃や圧力などによって激しく発火し、一般的な消火器では消し止めることが難しい火災を引き起こします。正しい排出方法を遵守し、火災を防ぎましょう。



資料：(独) 製品評価技術基盤機構ホームページ



No.2 2 高齢者等ごみ出し支援サービスの調査検討

高齢者や障がい者に対するごみ出しサービスについて、ごみ収集日及び収集ルートの見直しと整合を図りながら検討します。

→実施主体：市



No.2 3 ごみステーションの管理徹底

家庭ごみは、自治会加入の有無に関わらずごみステーションに排出するルールとなっています。一方、清掃や修繕といった維持管理の負担が特定の住民に偏る問題が生じており、利用者相互で協力し、地域全体で負担を平準化する必要があります。様々な媒体を活用して周知啓発を行うほか、ごみステーション用のネットの無償配布を継続し、衛生的なごみステーションの管理徹底を支援します。

→実施主体：市、市民、地域



No.2 4 事業系ごみのごみステーション混入対策

事業系ごみを家庭ごみ用指定袋に入れてごみステーションに排出する事業者もいることから、不適正排出を行った事業者には厳正な指導を行います。

→実施主体：市



No.2 5 不法投棄の防止対策

【取組目標 パトロール6日/週】

不法投棄防止のため、不法投棄監視員や市によるパトロール、監視カメラの設置、県・警察等との連携を継続します。また、土地の所有者や管理者に対して注意と適正な土地管理を呼び掛け、不法投棄をさせない社会環境の構築に努めます。

→実施主体：市



No.2 6 環境物品の使用及びグリーン購入の推進

市内事業者のみならず、市も自らが事業者として、グリーン購入・契約など循環型社会の形成に向けた行動を率先して実践します。

→実施主体：市、事業者

収集運搬に係る施策

No.27 収集ルートの見直し



収集運搬費用の抑制及び収集運搬における CO₂ 排出削減のため、収集ルートの見直しについて、収集運搬業者との協議を継続的に実施します。

→実施主体：市

No.28 資源物持ち去り行為対策



資源物のごみステーションから持ち去られてしまうことがあり、不適正処理や市内外における不法投棄に繋がるおそれがあります。パトロールを継続することにより、資源物の持ち去りを防止します。

→実施主体：市

中間処理に係る施策

No.29 クリーンセンターにおける資源物回収



袖ヶ浦クリーンセンターにおいて、燃せないごみ・粗大ごみから小型家電のピックアップ回収を行うとともに、選別・破砕処理後に金属類を回収します。

→実施主体：市

No.30 溶融残渣の資源化



KCS・KACSにおいて燃せるごみ等を溶融処理した後の溶融残渣には、金属等、無機物の資源が含まれています。これら資源の有効活用のため、溶融スラグ・メタルの再資源化を継続します。

→実施主体：市



No.3 1 事業系ごみ搬入物検査の実施

不適物の混入を防止するため、事業系ごみの搬入時に袖ヶ浦クリーンセンターにおいて実施している搬入物検査を継続します。また、悪質な場合には事業所に立入検査を行い、ごみ処理の適正化を指導します。

→実施主体：市



No.3 2 剪定枝及び刈草の資源化

施策No.3に位置付けた剪定枝の自家利用以外にも、収集した剪定枝等を再資源化業者へ引き渡すことで資源化を図っています。バイオマス資源の利活用を促進するため、この取組を継続します。

→実施主体：市



No.3 3 次期広域廃棄物処理施設（KACS）の整備・安定稼働

現行のKACSの稼働期間は令和8年度（2026年度）末までとなっています。君津地域4市に安房地域の2市1町を加えた新たな広域廃棄物処理事業の枠組みで、令和9年（2027年）4月よりKACSが稼働予定です。稼働に向け、構成市町と共同での事務の執行を継続し、稼働後は施設の安定稼働やKACSで発電した電力の地産地消事業等に対しても、市の責任の中で適切に関わり、ごみの広域処理による効率化を進めます。

→実施主体：市



No.3 4 既存施設の適正な整備の推進

現行の中継施設や選別施設の整備について、引き続き、広域廃棄物処理事業や本市のリサイクル事業との整合を図りながら検討します。

→実施主体：市



No.3 5 適正処理困難物への対応

廃棄物処理法に基づき国が指定する適正処理困難物以外に、市で処理することが困難な廃棄物について、事業者の拡大生産者責任に基づく処理を促すとともに、国・県に対して働き掛けを行います。

→実施主体：市

最終処分に係る施策



No.3 6 最終処分場の確保

本市は現在、民間の最終処分場において埋立てを行っています。引き続き、民間事業者及び関係自治体と協議し、安定的に最終処分場を確保します。

→実施主体：市



No.3 7 市保有最終処分場の管理継続

市が保有する一般廃棄物最終処分場では、し尿等積み替え施設から発生する沈砂を埋め立てています。管理型最終処分場であり、水処理等の管理を継続する必要があるため、今後も引き続き適切に管理します。

→実施主体：市



No.3 8 市保有最終処分場の拡張検討

近年、民間最終処分場への処分委託費が高額化していることから、袖ヶ浦クリーンセンター一般廃棄物最終処分場を拡張することによる敷地内での最終処分の可能性について、引き続き検討します。

→実施主体：市

7. ごみ処理基本計画の目標

(1) ごみ排出量及び処理・処分量の見通し

① 将来予測の作成方法

将来予測の作成フローを図 3.7-1 に示します。過去5年間の人口、ごみ排出量、ごみ処理量の実績を整理し、トレンド推計によって現状推移時における将来予測を作成し、ベース値とします。トレンド推計において検討した7種類の数式を表 3.7-1 に示します。

作成したベース値に対し、新規に導入する施策及び強化する施策の効果として、排出抑制や資源化移行等を反映することにより、施策実施時における将来予測、すなわちごみ処理基本計画の目標値を作成します。ごみ処理基本計画では、食品ロスの排出抑制（第4章5.(1)食品ロス排出量の見通し）やプラスチック使用製品の資源化移行等を想定し、反映しました。

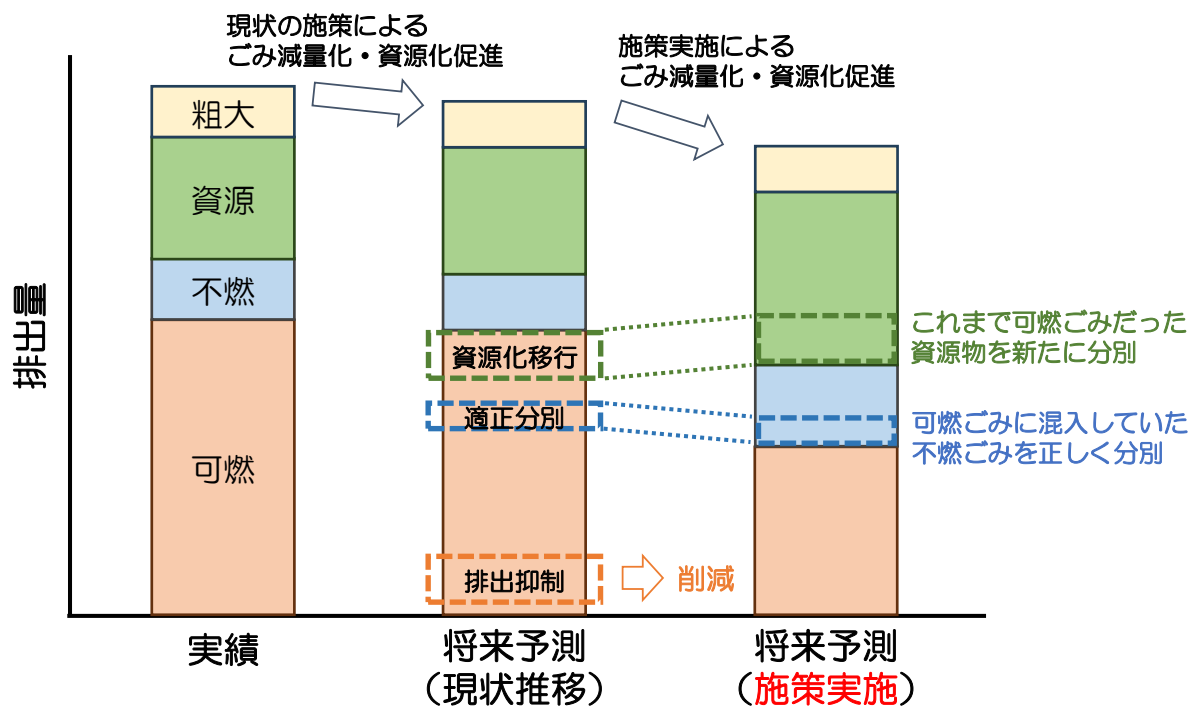
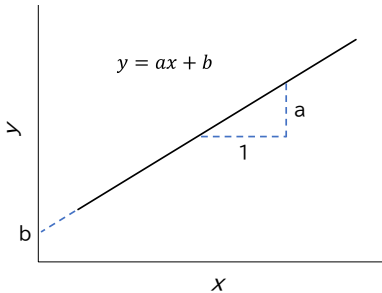
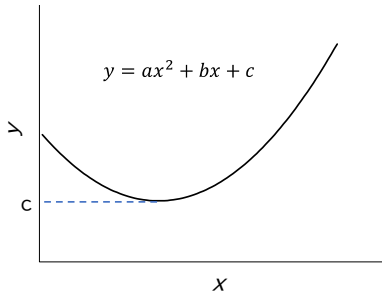
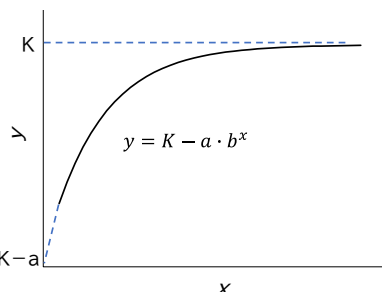
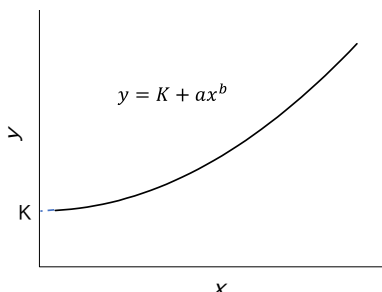
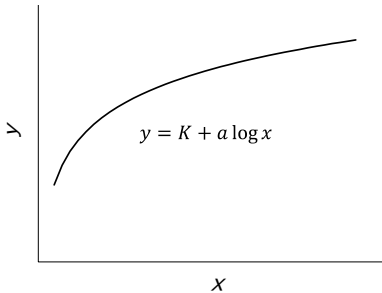
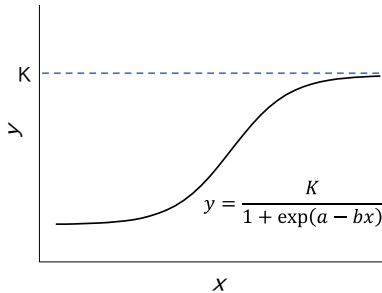
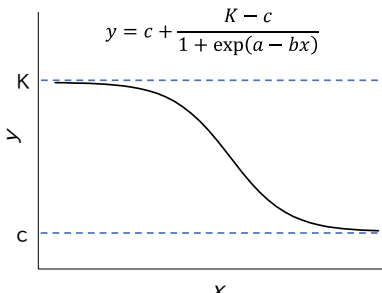
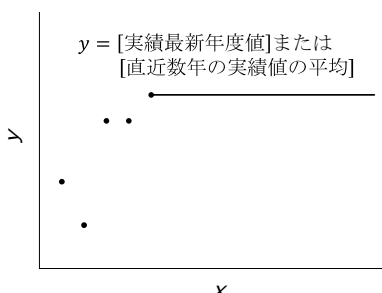


図 3.7-1 将来予測の作成フロー (イメージ図)

表 3.7-1 トレンド推計において検討した数式

<p>直線</p>  <p>$y = ax + b$</p> <p>直線的な推移を想定</p>	<p>2次曲線</p>  <p>$y = ax^2 + bx + c$</p> <p>ごく短期の予測又は増加傾向・減少傾向の入れ替わりを想定</p>
<p>修正指数</p>  <p>$y = K - a \cdot b^x$</p> <p>飽和値Kに収束しつつある状態を想定</p>	<p>べき</p>  <p>$y = K + ax^b$</p> <p>現状における増加傾向・減少傾向が安定して継続する状態を想定</p>
<p>自然対数</p>  <p>$y = K + a \log x$</p> <p>初期の急激な増加傾向・減少傾向が漸減する状態を想定</p>	<p>ロジスティック曲線</p>  <p>$y = \frac{K}{1 + \exp(a - bx)}$</p> <p>飽和値Kに収束するS字状の増加傾向を想定</p>
<p>逆ロジスティック曲線</p>  <p>$y = c + \frac{K - c}{1 + \exp(a - bx)}$</p> <p>飽和値cに収束する逆S字状の減少傾向を想定</p>	<p>基準値一定（参考）</p>  <p>$y = \text{[実績最新年度値]または[直近数年の実績値の平均]}$</p> <p>他のいずれの数式も適さない場合</p>

注) 記載した曲線はイメージであり、実際の数式が描く曲線とは異なります。

将来予測の作成において用いた、将来人口の推計を表 3.7-2 及び図 3.7-2 に示します。計画期間中、人口は令和 12 年度（2030 年度）までほぼ横ばいで推移し、それ以降は緩やかに減少することが想定されます。

表 3.7-2 将来人口の推計

項目	年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	単位	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
人口	人	66,034	66,031	66,028	66,024	66,021	65,973	65,881
項目	年度	R14	R15	R16	R17	R18	R19	
	単位	2032	2033	2034	2035	2036	2037	
人口	人	65,789	65,697	65,605	65,468	65,286	65,105	

資料：袖ヶ浦市人口動向・人口推計報告書（令和 6 年（2024 年）12 月）

注）袖ヶ浦市人口動向・人口推計報告書における将来人口は 9 月末時点の人口となっています。一方、本計画における人口は年度末時点の人口としていることから、半年経過後と考えたうえで、実績との乖離を整合させるように年度末時点の人口に換算しました。また、同報告書における将来人口は、5 ケ年間隔で作成されていることから、本計画では直線補間によって毎年の人口を算出しました。

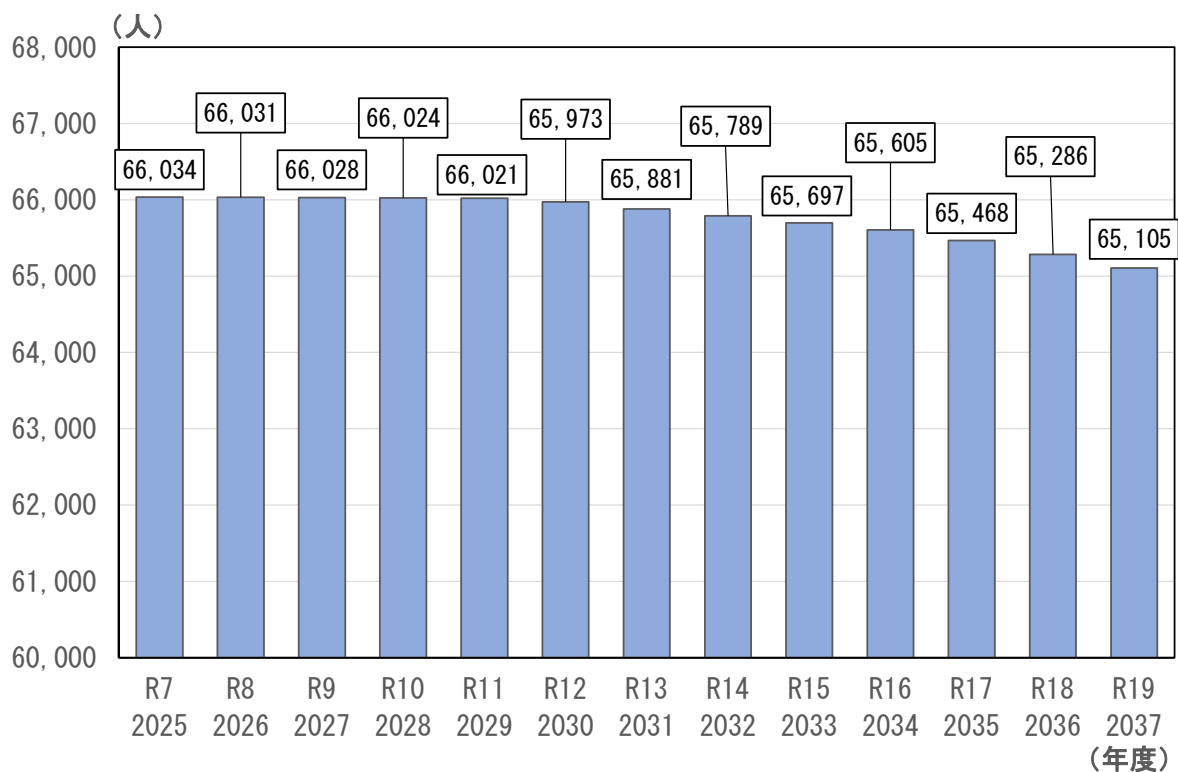


図 3.7-2 将来人口の推計

② 将来予測

ごみ総排出量及び1人1日当たりのごみ総排出量

現状推移時と施策実施時におけるごみ総排出量及び1人1日当たりのごみ総排出量の比較を図 3.7-3 に示します。施策実施効果により、令和 19 年度（2037 年度）には 19,133t までの削減が見込まれます。

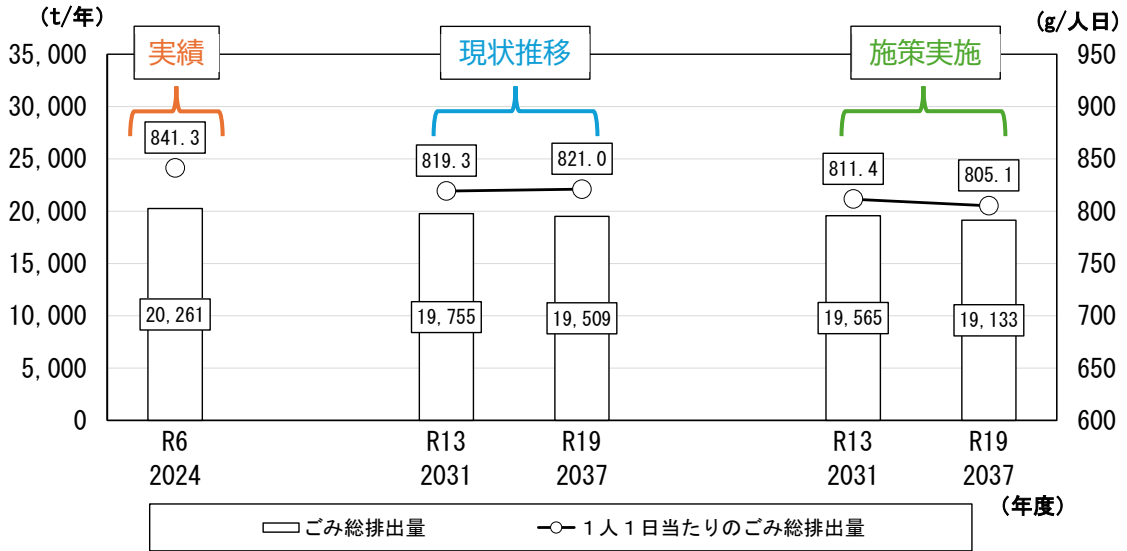


図 3.7-3 ごみ総排出量及び1人1日当たりのごみ総排出量の比較

形態別排出量

現状推移時と施策実施時における形態別排出量の比較を図 3.7-4 に示します。施策実施効果により、令和 19 年度（2037 年度）に家庭系ごみは 14,113t、事業系ごみは 4,576t まで、それぞれ削減が見込まれます。

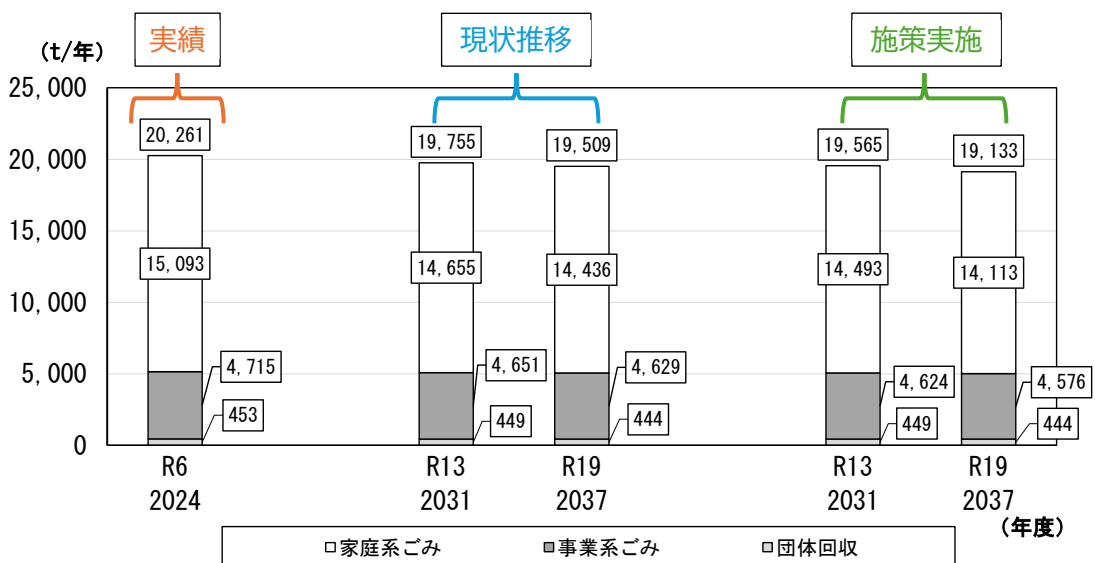


図 3.7-4 形態別排出量の比較

ごみ種別排出量

現状推移時と施策実施時におけるごみ種別排出量の比較を図 3.7-5 に示します。施策実施効果により、令和 19 年度（2037 年度）に燃せるごみが 15,035t まで削減される一方、資源物の回収量増加によって燃せないごみ及び資源物が 1,807t まで増加することが見込まれます。

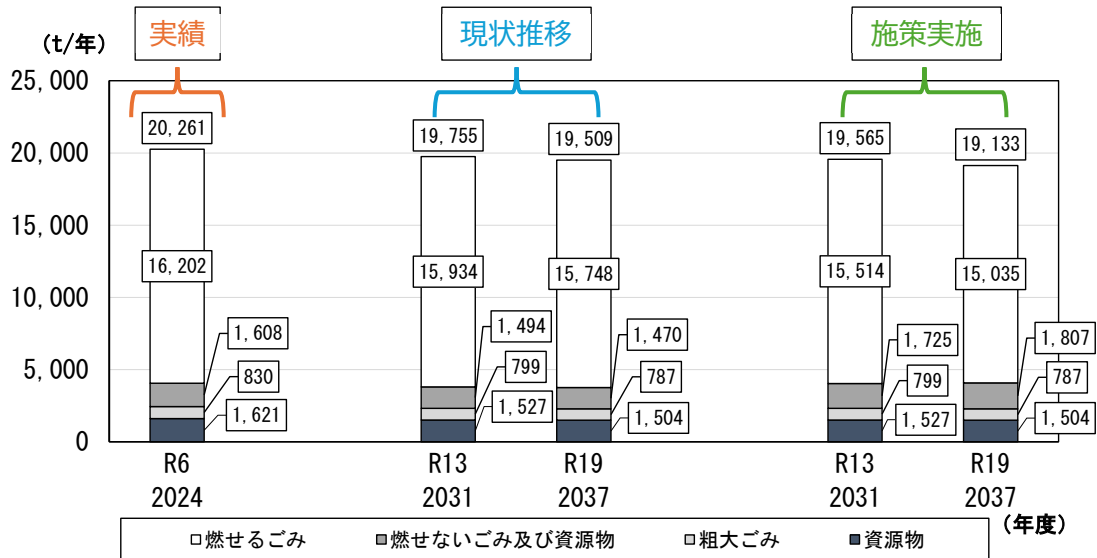


図 3.7-5 ごみ種別排出量の比較

コラム プラスチックリサイクルモデル実証事業

プラスチック資源循環促進法の施行を受けて、本市でもプラスチックリサイクルの導入を目指しています。

令和 7 年（2025 年）6 月、福王台第 3 西分区・代宿第 6 分区・鹿島区の 3 地区において、プラスチック使用製品の分別収集を試験的に行う、モデル実証事業を実施しました。モデル実証事業の結果等を踏まえ、今後もプラスチックリサイクルの導入に向けた検討を継続していきます。

写真：モデル実証事業における収集のようす



家庭系ごみ種別排出量及び1人1日当たりのごみ排出量

現状推移時と施策実施時における家庭系ごみ種別排出量及び1人1日当たりのごみ排出量の比較を図 3.7-6 に示します。施策実施効果により、令和 19 年度（2037 年度）に燃せるごみが 10,580t まで削減される一方、資源物の回収量増加によって燃せないごみ及び資源物が 1,686t まで増加することが見込まれます。

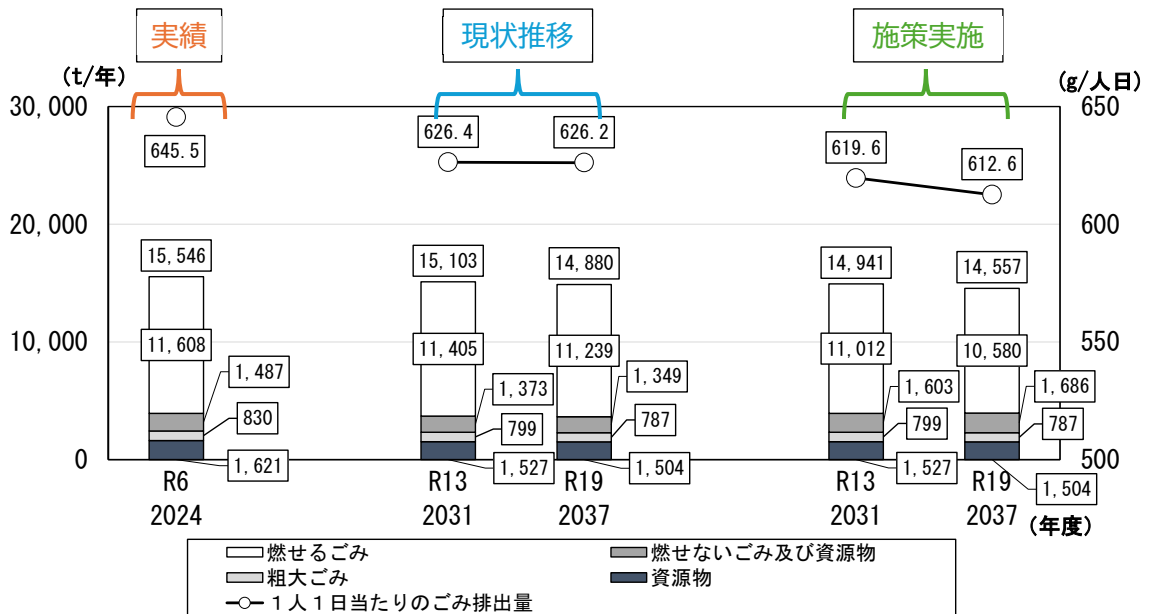


図 3.7-6 家庭系ごみ種別排出量及び1人1日当たりのごみ排出量の比較

1人1日当たりの家庭系ごみ（資源物を除く）排出量

現状推移時と施策実施時における1人1日当たりの家庭系ごみ（資源物を除く）排出量の比較を図 3.7-7 に示します。施策実施効果により、令和 19 年度（2037 年度）に 436.1g/人日まで削減されることを見込まれます。

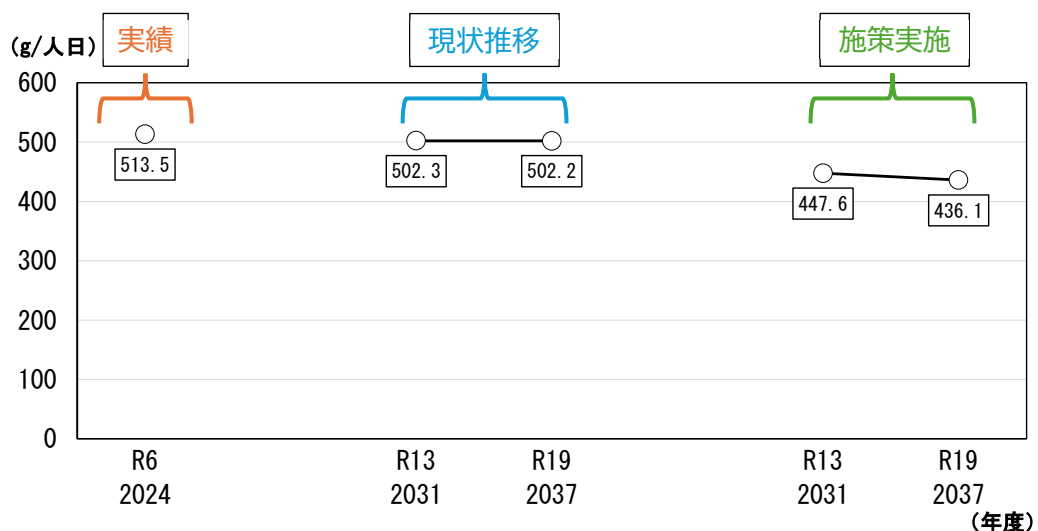


図 3.7-7 1人1日当たりの家庭系ごみ（資源物を除く）排出量の比較

事業系ごみ種別排出量及び1人1日当たりのごみ排出量

現状推移時と施策実施時における事業系ごみ種別排出量及び1人1日当たりのごみ排出量の比較を図 3.7-8 に示します。施策実施効果により、令和 19 年度（2037 年度）に燃せるごみが 4,456t まで削減されることが見込まれます。

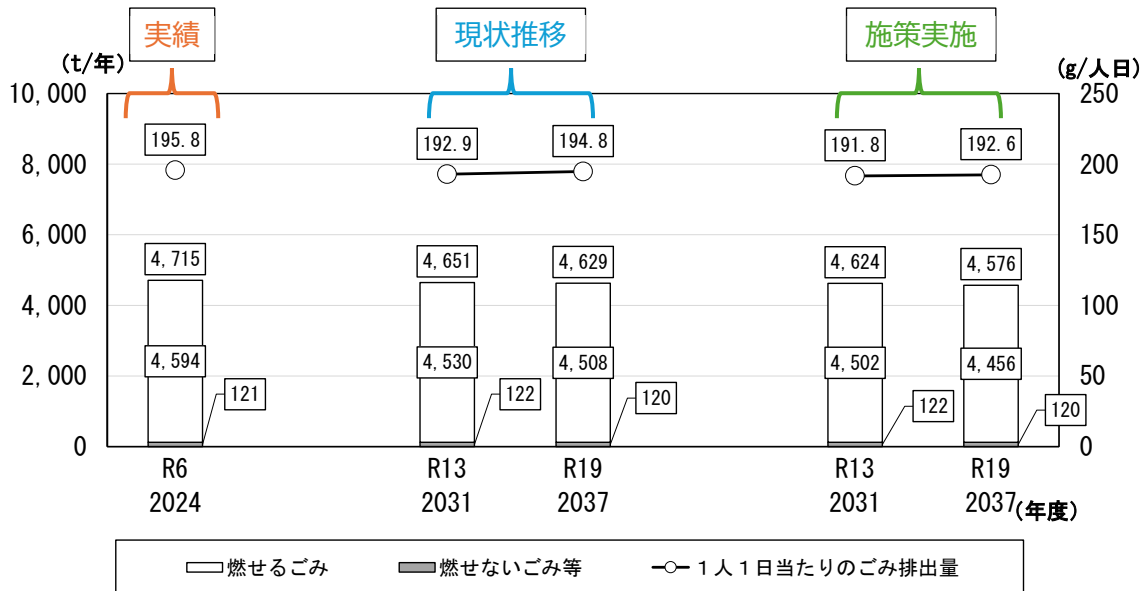


図 3.7-8 事業系ごみ種別排出量及び1人1日当たりのごみ排出量の比較

資源回収量

現状推移時と施策実施時における資源回収量の比較を図 3.7-9 に示します。施策の着実な実施によって、資源回収量の減少を可能な限り抑制することを目指します。

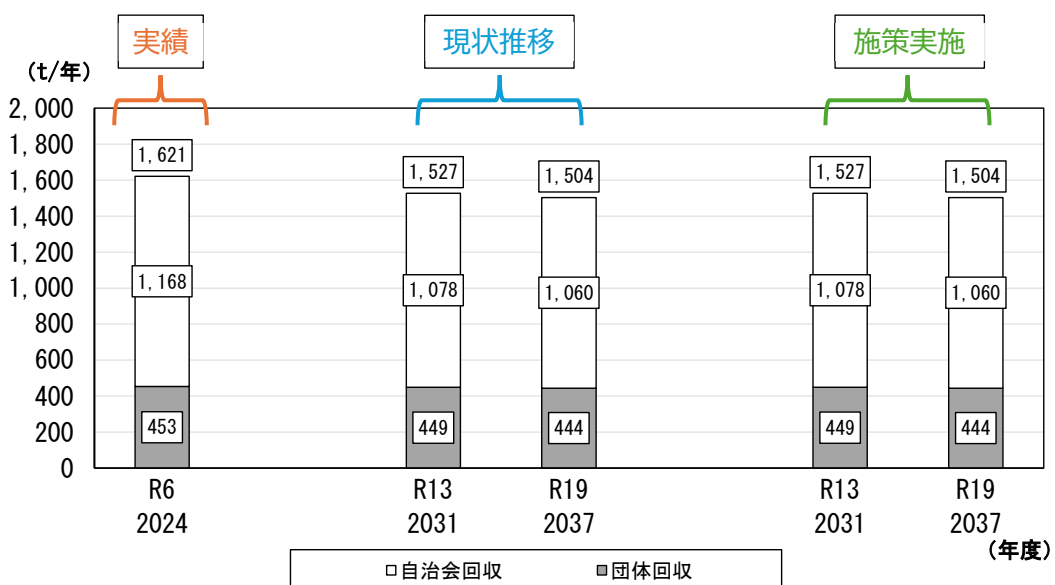


図 3.7-9 資源回収量の比較

KACSにおける中間処理量

現状推移時と施策実施時における中間処理量（本市からの搬入量）の比較を図 3.7-10 に、溶融残渣の内訳の比較を図 3.7-11 にそれぞれ示します。施策実施効果により、令和 19 年度（2037 年度）に中間処理量が 16,271t まで減少することが見込まれます。これに伴い、資源化可能分を含む溶融残渣量も 2,454t まで減少することが見込まれます。

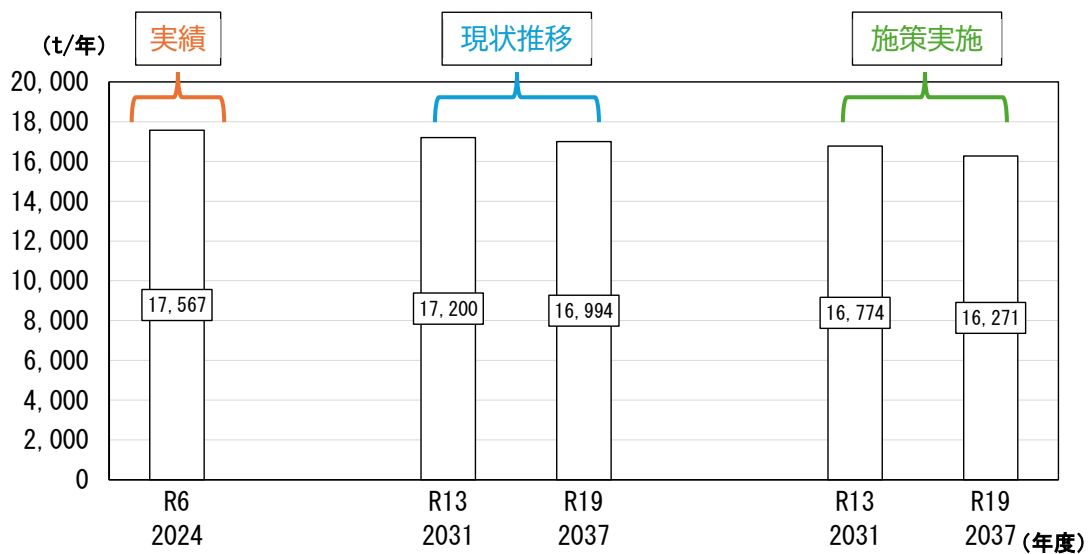


図 3.7-10 KACSにおける中間処理量の比較

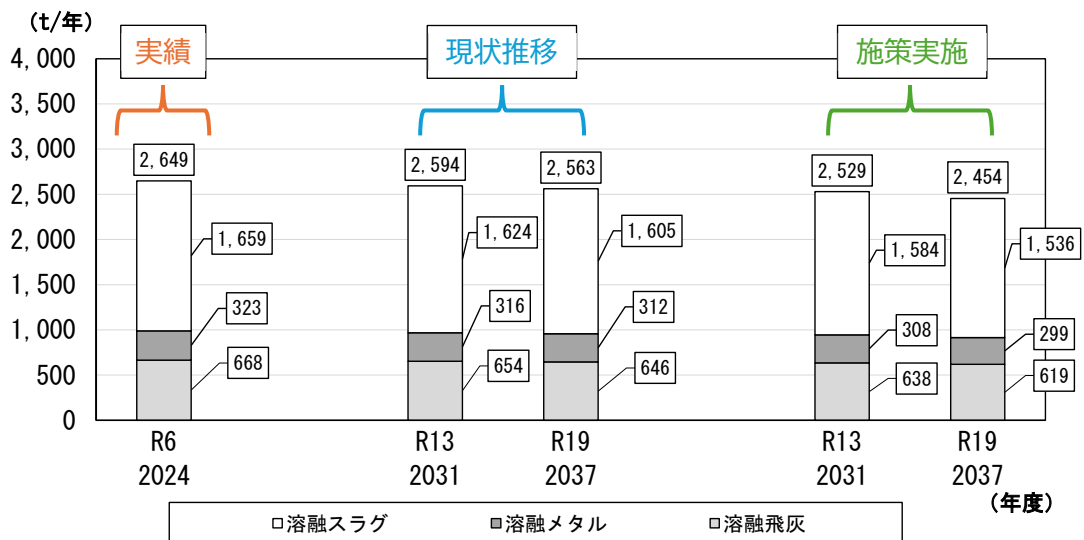


図 3.7-11 溶融残渣の比較

各施設等における資源化量及びリサイクル率

現状推移時と施策実施時における各施設等の資源化量及びリサイクル率の比較を図 3.7-12 に示します。施策実施効果により、令和 19 年度（2037 年度）にクリーンセンター資源化量が 1,682t まで増加することが見込まれます。一方、KCS（KACS）資源化量は、燃せるごみの減量化に伴い、1,835t まで減少することが見込まれます。また、リサイクル率については、施策実施効果により、令和 19 年度（2037 年度）に 26.2%まで増加することが見込まれます。

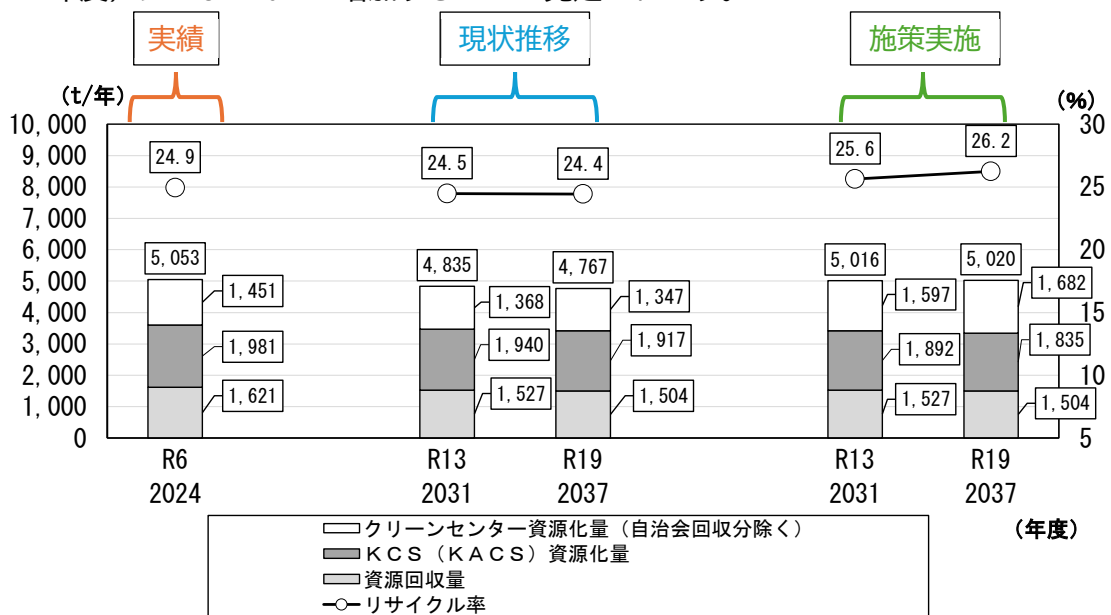


図 3.7-12 各施設等における資源化量及びリサイクル率の比較

最終処分量及び最終処分率

現状推移時と施策実施時における最終処分量及び最終処分率の比較を図 3.7-13 に示します。施策実施効果により、令和 19 年度（2037 年度）に最終処分量が 619t、最終処分率が 3.2%まで、それぞれ減少することが見込まれます。

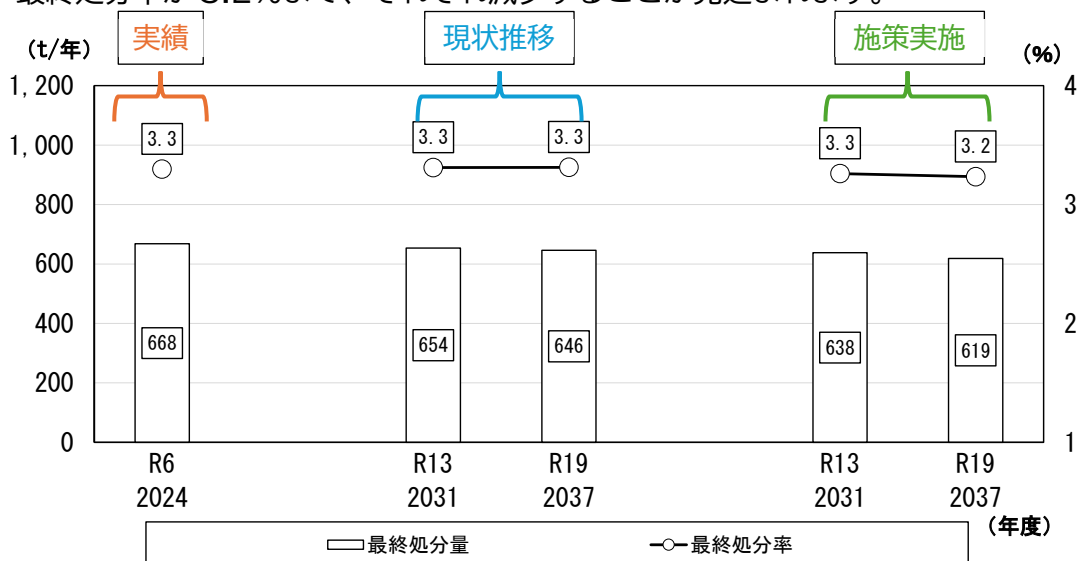


図 3.7-13 最終処分量及び最終処分率の比較

(2) ごみ処理基本計画の目標

ごみ処理基本計画の目標値は、施策実施時の将来予測値を位置付けることとします。目標となる指標は、現計画と同じ「1人1日当たりのごみの総排出量」「1人1日当たりの家庭系ごみ（資源物を除く）排出量」「リサイクル率」「年間最終処分量」に加え、アンケートの質問内容の変更を踏まえて「3Rを実践している市民の割合」とします。ごみ処理基本計画における目標値を表 3.7-3 に示します。

表 3.7-3 ごみ処理基本計画における目標値

数値目標		単 位	令和 6 年度 (2024 年度) 実績値	令和 13 年度 (2031 年度) 目標値	令和 19 年度 (2037 年度) 目標値
1	1人1日当たりのごみの総排出量	g/人日	841	811 以下	805 以下
2	1人1日当たりの家庭系ごみ（資源物を除く）排出量	g/人日	513	448 以下	436 以下
3	リサイクル率	%	24.9	25.6 以上	26.2 以上
4	年間最終処分量	t	969 ^{注1)} (668)	638 以下	619 以下
5	3Rを実践している市民の割合 ^{注2)}	%	75.0	77.5 以上	80 以上

注1) 令和5年度(2023年度)において、KCSから搬出されたばいじんのダイオキシン類濃度が埋立基準値を超過したことから、最終処分場への搬出を停止し、KCS内で一時保管をしていました。令和6年度(2024年度)に入って最終処分場への搬出が再開されたことから、令和6年度(2024年度)の最終処分量が増加しています。令和6年度(2024年度)最終処分量969tのうち、令和5年度(2023年度)発生分は301t、令和6年度(2024年度)発生分は668tとなります。

注2) 「3Rを実践している市民の割合」は、袖ヶ浦市市民意識調査及びまちづくりアンケートで把握します。

8. ごみ処理の取組の進展に向けた役割

ごみ処理の取組の進展に向けた、市、市民、地域、事業者それぞれの役割を図 3.8-1 に示します。また、「第 3 章 5. ごみ処理の基本方針」に示した 3 つの基本方針に関連した各主体の具体的な行動例を図 3.8-2 に示します。

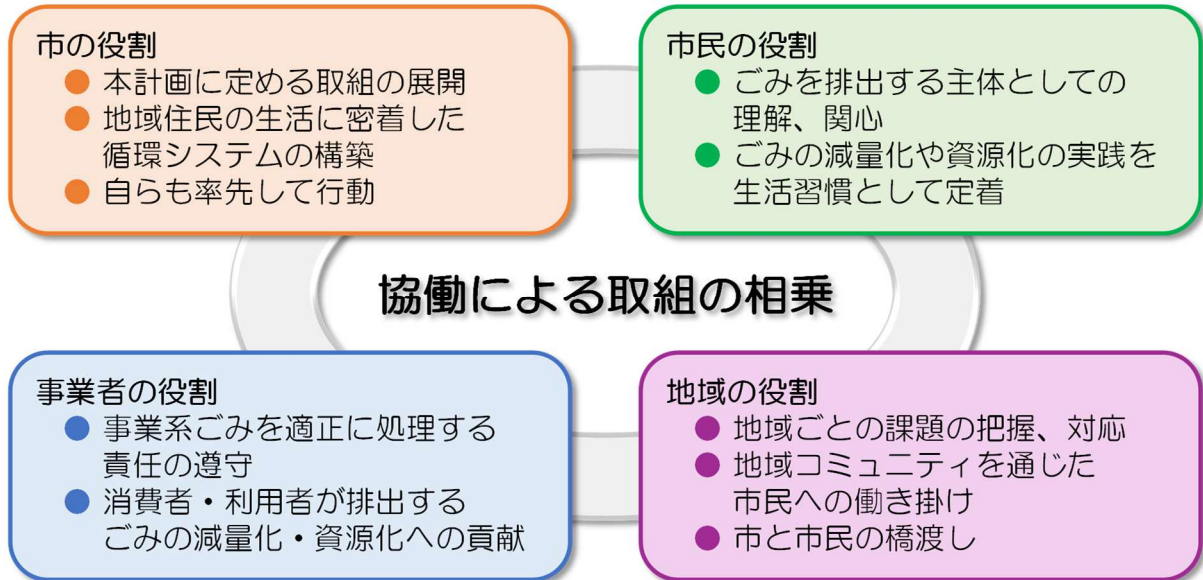


図 3.8-1 各主体の役割及び協働のイメージ

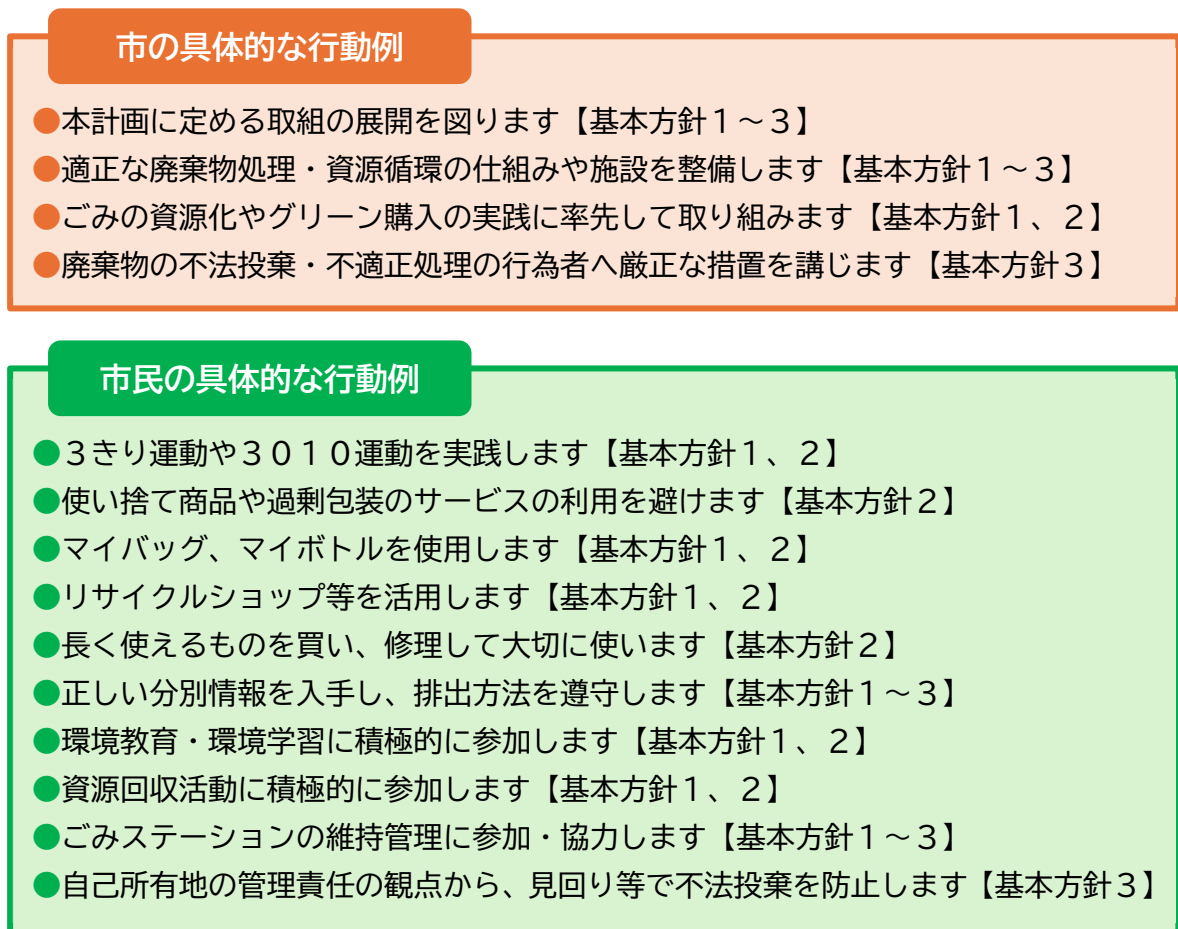


図 3.8-2 各主体の具体的な行動例 ①

地域の具体的な行動例

- ごみステーションの適正な管理を指導・実践します【基本方針1～3】
- 資源回収活動に積極的に参加します【基本方針1、2】
- ごみカレンダーやガイドブックなどの配布に協力します【基本方針1、2】
- 地域特有のごみ問題を把握し、各主体と共有します【基本方針1～3】
- 地域内で不法投棄が発生しないよう、地域での見回りを行います【基本方針3】

事業者の具体的な行動例

- 事業系ごみの減量化・資源化に最大限取り組みます【基本方針1、2】
- ごみの適正処理に関する社内教育に努めます【基本方針1～3】
- 事業者間で連携・情報共有に努め、ごみの減量化・資源化に関する先端的な取組を協働して推進します【基本方針1、2】
- 「ごみ減量化・資源化協力店」制度への参加を検討します【基本方針1、2】
- マイバッグ、マイボトルの利用を呼びかけます【基本方針1、2】
- グリーン購入を実践します【基本方針1、2】
- ごみの減量化・資源化に関するポスター等の掲示に協力します【基本方針1、2】
- 事業系廃棄物の処理責任を遵守し、委託先も含めて適正に処理されていることを確認します【基本方針3】
- 長く使える製品や、再生材を使用した製品の製造を心掛けます【基本方針1、2】

図 3.8-2 各主体の具体的な行動例 ②

コラム 不法投棄とは

不法投棄は、廃棄物処理法第16条の「みだりに廃棄物を捨ててはならない」を破る不法行為です。

右の写真のように、

「大量の建設系廃棄物を捨てる」だけが不法投棄ではなく、

「街中で空き缶などをポイ捨てる」行為もれっきとした不法投棄です。

ごみ箱やリサイクルボックスを正しく使い、ごみを適正に処理しましょう。



第4章 食品ロス削減推進計画

1. 食品ロスの現状

① 食品ロスの排出量の推計方法

家庭系食品ロスの排出量

家庭系食品ロスの排出量の推計方法を図 4.1-1 に示します。

家庭系厨芥類に占める食品ロスの割合は、環境省が実施した調査結果を引用し、想定しました。「直接廃棄」及び「食べ残し」については環境省「市区町村食品ロス実態調査支援報告書（令和3年度（2021年度）及び令和4年度（2022年度）」において報告されている市町村のうち、本市に類似した市町村の平均値を、「過剰除去」については環境省「令和5年度 食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査」における報告値を、それぞれ引用しました。

また、本市の燃せるごみ等に含まれる厨芥類の割合は、市が実施したごみ質分析調査により把握しました。

本市の1人1日当たりの家庭系燃せるごみ排出量に、「厨芥類に含まれる食品ロスの割合」及び「燃せるごみ等に含まれる厨芥類の割合」を乗ずることで、家庭系食品ロスの排出量を推計しました。

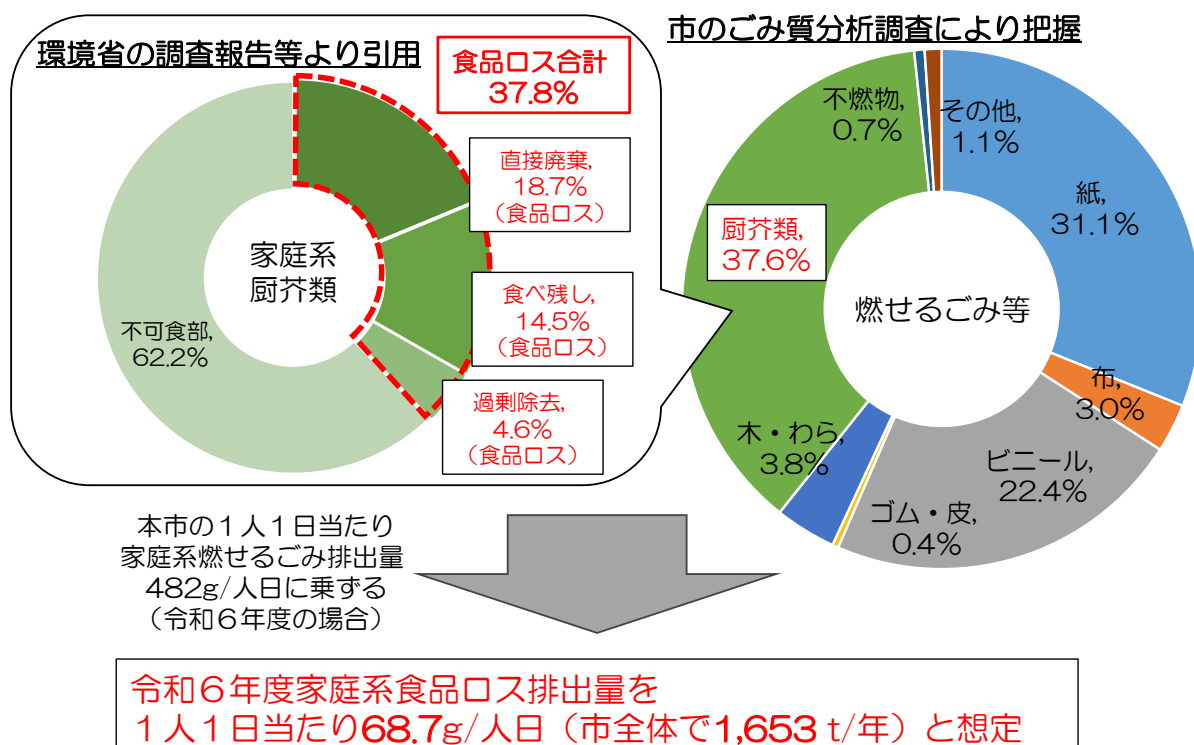


図 4.1-1 家庭系食品ロスの排出量の推計方法

事業系食品ロスの排出量

事業系食品ロスの排出量の推計方法を図 4.1-2 に示します。

事業系厨芥類に占める食品ロスの割合は、農林水産省が公表する「令和5年度食品廃棄物等の年間発生量及び食品循環資源の再生利用等実施率」における食品廃棄物量と、環境省等が公表する令和5年度（2023年度）における事業系食品ロス量に基づいて、15.5%と算出しました。

また、本市の燃せるごみ等に含まれる厨芥類の割合は、市が実施したごみ質分析調査により把握しました。

本市の事業系燃せるごみ排出量に、「厨芥類に含まれる食品ロスの割合」及び「燃せるごみ等に含まれる厨芥類の割合」を乗ずることで、事業系食品ロスの排出量を推計しました。

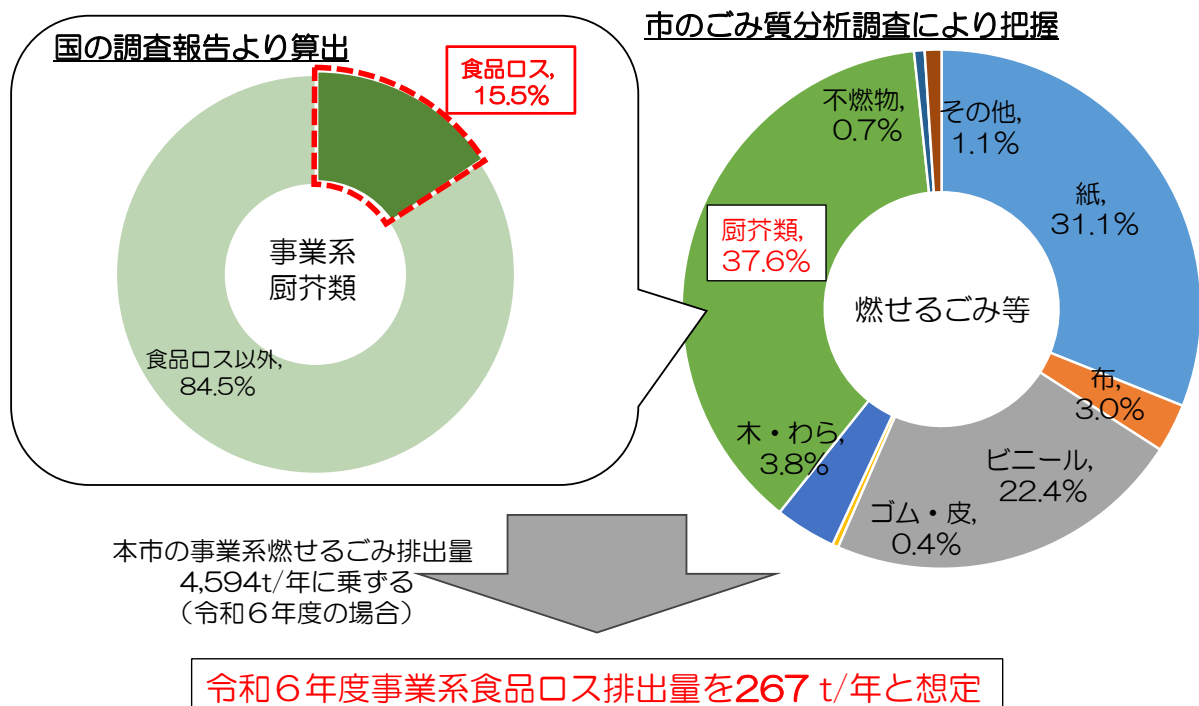


図 4.1-2 事業系食品ロスの排出量の推計方法

② 本市における食品ロス量（推計値）の推移

本市における食品ロス量（推計値）の推移を図 4.1-3 に、1人1日当たりの食品ロス量（推計値）の推移を図 4.1-4 にそれぞれ示します。

家庭系食品ロスは事業系食品ロスと比較して6倍程度多く排出されていると想定されており、また、いずれも全体的に横ばいで推移しています。

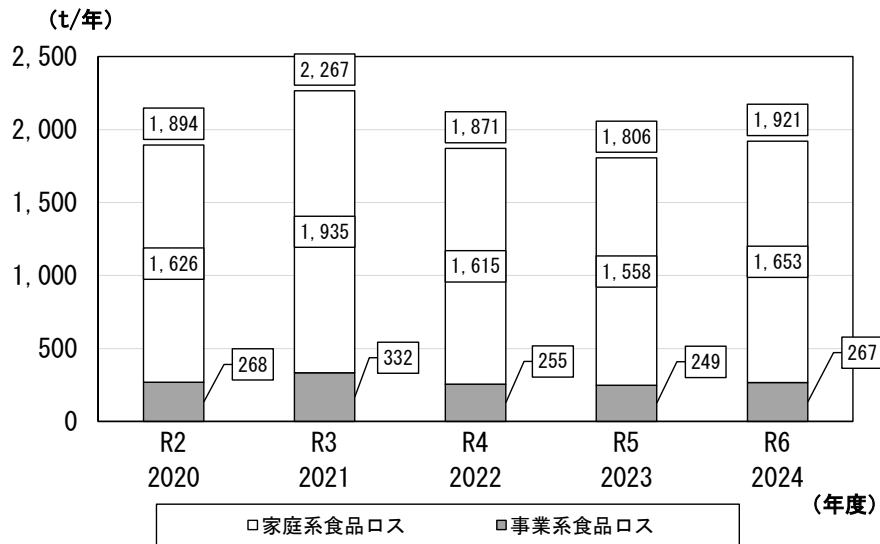


図 4.1-3 食品ロス量（推計値）の推移

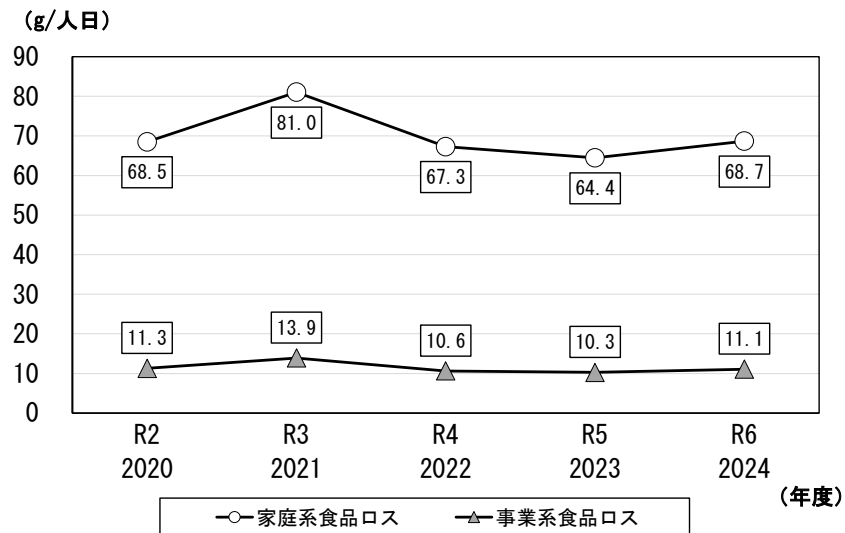


図 4.1-4 1人1日当たりの食品ロス量（推計値）の推移

③ 本市のこれまでの取組

今回、本市は初めて食品ロス削減推進計画を策定しますが、これまでも生ごみの減量化の一環として、食品ロス対策に取り組んできました。現計画における食品ロス対策の取組を以下に示します。（「第 3 章 3. (3) 現計画における取組の評価」より該当部分を再掲）

No.	取組内容	実施状況	評価																																				
2	生ごみの排出抑制 【取組目標 20 件/年】 家庭から排出される厨芥類（生ごみ）は、可燃ごみの約 35% を占め、水分も多いことから、水切り等の家庭でできる取り組みの情報提供・啓発を図るとともに、生ごみの減量化・再資源化を推進するため、生ごみ肥料化容器等の購入費用について補助金制度を継続するとともに、地域との協働による普及活動を推進します。 →実施主体：市、市民	○生ごみ肥料化容器等購入設置助成金の交付 <table border="1"> <tr><td>R2</td><td>29 基</td><td>382,000 円</td></tr> <tr><td>R3</td><td>71 基</td><td>717,400 円</td></tr> <tr><td>R4</td><td>55 基</td><td>631,500 円</td></tr> <tr><td>R5</td><td>57 基</td><td>722,900 円</td></tr> <tr><td>R6</td><td>46 基</td><td>795,200 円</td></tr> </table> ○広報紙やホームページ、SNS 等による定期的な情報提供、啓発 <table border="1"> <tr><td colspan="3">生ごみ肥料化容器や段ボールコンポスト等について</td></tr> <tr><td colspan="3">広報そでがうら掲載回数</td></tr> <tr><td>R2</td><td colspan="2">1 回</td></tr> <tr><td>R3</td><td colspan="2">3 回（うち特集号 2 回）</td></tr> <tr><td>R4</td><td colspan="2">3 回（うち特集号 1 回）</td></tr> <tr><td>R5</td><td colspan="2">4 回（うち特集号 2 回）</td></tr> <tr><td>R6</td><td colspan="2">4 回（うち特集号 2 回）</td></tr> </table>	R2	29 基	382,000 円	R3	71 基	717,400 円	R4	55 基	631,500 円	R5	57 基	722,900 円	R6	46 基	795,200 円	生ごみ肥料化容器や段ボールコンポスト等について			広報そでがうら掲載回数			R2	1 回		R3	3 回（うち特集号 2 回）		R4	3 回（うち特集号 1 回）		R5	4 回（うち特集号 2 回）		R6	4 回（うち特集号 2 回）		生ごみ肥料化容器等購入設置助成制度を継続して実施し、取組目標を達成することができました。また、各種媒体を通じて生ごみの排出抑制に関する情報を提供しました。 家庭から排出されるごみのうち、厨芥類は大きな割合を占めており、生ごみの排出抑制はごみの減量化・資源化に効果的であることから、今後も継続して実施する必要があります。
	R2	29 基	382,000 円																																				
R3	71 基	717,400 円																																					
R4	55 基	631,500 円																																					
R5	57 基	722,900 円																																					
R6	46 基	795,200 円																																					
生ごみ肥料化容器や段ボールコンポスト等について																																							
広報そでがうら掲載回数																																							
R2	1 回																																						
R3	3 回（うち特集号 2 回）																																						
R4	3 回（うち特集号 1 回）																																						
R5	4 回（うち特集号 2 回）																																						
R6	4 回（うち特集号 2 回）																																						
11	食品ロス削減についての啓発 【新規】 食品ロス削減の推進に関する法律が施行されるなど、食品ロスの関心が高まっていることなどから、市民、事業者に対し、食品ロス削減方法の取り組みや「3010 運動」の啓発等を実施し、食品ロス削減を推進していきます。 →実施主体：市	○広報紙やホームページ、SNS 等による定期的な情報提供、啓発 <table border="1"> <tr><td colspan="3">食品ロスについて</td></tr> <tr><td colspan="3">広報そでがうら掲載回数</td></tr> <tr><td>R2</td><td colspan="2">1 回</td></tr> <tr><td>R3</td><td colspan="2">3 回（うち特集号 2 回）</td></tr> <tr><td>R4</td><td colspan="2">3 回（うち特集号 2 回）</td></tr> <tr><td>R5</td><td colspan="2">3 回（うち特集号 2 回）</td></tr> <tr><td>R6</td><td colspan="2">2 回（うち特集号 2 回）</td></tr> </table>	食品ロスについて			広報そでがうら掲載回数			R2	1 回		R3	3 回（うち特集号 2 回）		R4	3 回（うち特集号 2 回）		R5	3 回（うち特集号 2 回）		R6	2 回（うち特集号 2 回）		各種媒体を通じて継続的な情報提供を行い、食品ロス削減を推進しました。 食品ロスの削減は、ごみの減量化だけでなく、最終的には食品流通の無駄をなくすことにもつながる重要な取組であることから、今後も継続して実施する必要があります。 今回、「袖ヶ浦市食品ロス削減推進計画」を策定することから、施策体系を見直します。															
食品ロスについて																																							
広報そでがうら掲載回数																																							
R2	1 回																																						
R3	3 回（うち特集号 2 回）																																						
R4	3 回（うち特集号 2 回）																																						
R5	3 回（うち特集号 2 回）																																						
R6	2 回（うち特集号 2 回）																																						

生ごみリサイクルの検討		
16	<p>生ごみは、水分量が多く、ごみとして処理するには多くのエネルギーを必要とします。このため、バイオマス資源としての利活用及び生ごみの分別収集について、費用対効果を勘案しながら検討します。</p> <p>→実施主体：市</p>	<p>○他市町村のバイオマスの取組について調査</p> <p>他市町村のバイオマスに関する取組について調査を実施しました。</p> <p>一部の市町村では、生ごみをバイオマス資源と位置付けて利活用しています。再生可能エネルギーである一方、残渣等の利用先確保や処理コストといった課題もあることから、本市のごみ中間処理計画との整合を図りながら、引き続き、検討する必要があります。</p>

2. 食品ロスの課題

○家庭の買い物や小売店等の在庫管理等において、直接廃棄を減らす取組が必要です。

直接廃棄は、買い過ぎて使い切れなかった食材や、多く仕入れ過ぎた食品などといった形で発生します。買い物習慣や商習慣の見直しを通じて、直接廃棄を減らしていく必要があります。

○自宅での食事の際や外食利用時において、食べ残しを減らす取組が必要です。

食べ残しは、調理したものの食べ切れなかった料理のほか、買い過ぎてしまった食品といった形で発生します。必ず食べ切るという食習慣を通じて、食べ残しを減らしていく必要があります。

○やむを得ず発生してしまった食品ロスについては、生ごみ肥料化容器等を積極的に活用することが必要です。

どうしても食品ロスが発生してしまいそうな場合には、生ごみ肥料化容器等によって資源化することで、発生をゼロにすることができます。生ごみ全体の削減に効果がある機器であるため、積極的に活用していく必要があります。

○食品ロス削減の目標実現のため、市民・事業者・行政の協働をさらに推進する必要があります。

食品ロス削減の目標を実現するためには、ごみの減量化・資源化と同様に、本市に関わるあらゆる主体が、それぞれの役割を知り、協働して取り組むことが必要不可欠です。

3. 食品ロス削減の基本方針

食品ロスの削減は、世界的に取り組むべき非常に大きな社会課題といえます。食品ロスを削減するために取り組むべき具体的な内容は、生ごみの削減と不可分と言っていいほど密接なものです。そのため、ごみ処理の基本方針と同様の基本方針を定めることが適切と考えられます。

そこで、本市における食品ロス削減の基本方針を以下のとおりとします。

基本方針1 市民・事業者・行政の協働による食品ロス削減の推進

食品ロスの削減には、各主体ができることに取り組むだけでなく、例えばフードドライブや環境学習のように、主体同士が連携して食品ロス削減の機運を高めていくことが重要です。啓発や3010運動など基本的な対策を中心に、協働による食品ロスの削減を推進します。

基本方針2 「もったいない」ライフスタイルの推進

食品ロスの削減において、「もったいない」の考え方・感じ方は非常に大切なものです。各主体が、「もったいない」を見逃さず、食品を捨てずに使いきれる・食べきれるようなライフスタイルの構築を推進します。

4. 食品ロス削減推進計画の施策

(1) 施策の体系

食品ロス削減推進計画の施策体系を、図 4.4-1 に示します。食品ロス削減推進計画に位置付ける具体的な取組は、ごみ処理基本計画の一部と重複しており、該当部分を再掲しています。通し番号は順不同です。

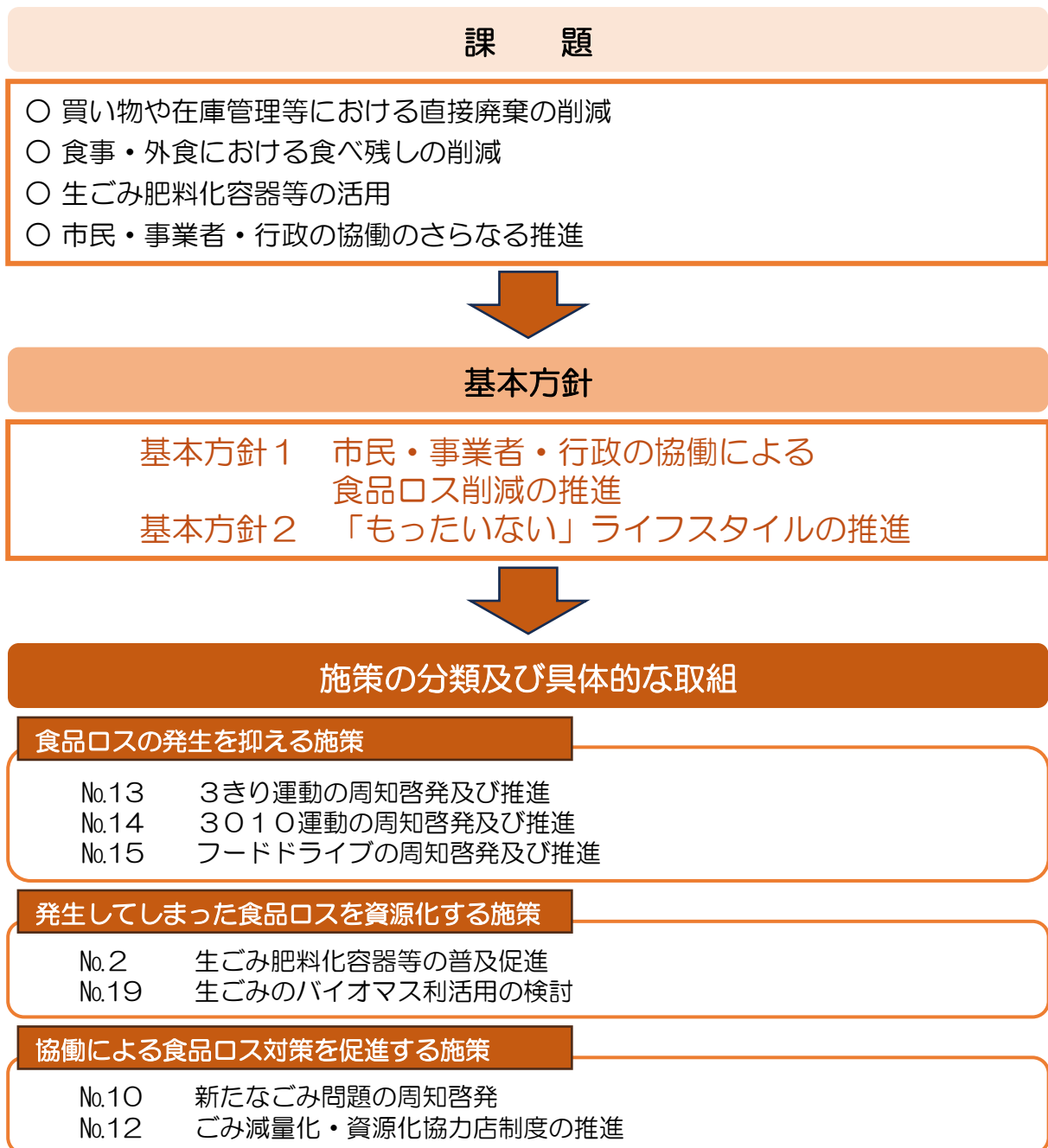


図 4.4-1 食品ロス削減推進計画の施策体系

(2) 基本方針に基づく取組

食品ロスの発生を抑える施策

No.1 3 3きり運動の周知啓発及び推進

【新規】【食品ロス削減推進計画】



食品ロスの削減には、食材の「使いきり」、料理の「食べきり」、生ごみの「水きり」からなる「3きり運動」が非常に有効です。様々な媒体を活用して3きり運動について周知啓発し、実践を促します。

→実施主体：市、市民

No.1 4 3010運動の周知啓発及び推進

【新規】【食品ロス削減推進計画】



宴会における食べ残しの削減のため、環境省から「3010運動」という国民運動が呼び掛けられています。各種飲食店に3010運動に関する掲示の協力を呼び掛けるとともに、様々な媒体を活用して周知啓発し、利用者に対して実践を促します。

→実施主体：市、市民、事業者

No.1 5 フードドライブの周知啓発及び推進

【新規】【食品ロス削減推進計画】



余った食品を必要な人に提供する取組であるフードドライブは、本市では令和4年(2022年)に初めて実施しました。今後もフードドライブを継続して実施するとともに、周知啓発に努めることにより、取組を推進します。

→実施主体：市、市民

発生してしまった食品ロスを資源化する施策

No.2 生ごみ肥料化容器等の普及促進

【取組目標 合計50基/年】【食品ロス削減推進計画】



家庭から排出される食品ロスを含む生ごみを削減する有効な手段の一つに、生ごみ肥料化容器等による堆肥化・減量化があります。生ごみ肥料化容器等の普及促進を図るため、購入費用の助成制度を継続するとともに、周知啓発に取り組みます。

→実施主体：市、市民

No.1 9 生ごみのバイオマス利活用の検討 【食品ロス削減推進計画】



生ごみは、堆肥化による農業利用やメタン発酵等によるエネルギー利用など、再生可能なバイオマス資源として利活用できる可能性があります。これらは CO₂ の削減に貢献する一方、利用先の確保や処理コストといった課題もあることから、本市の中間処理計画との整合を図りながら検討します。

→実施主体：市

協働による食品ロス対策を促進する施策

No.1 0 新たなごみ問題の周知啓発 【取組目標 合計1回/年】 【食品ロス削減推進計画】



プラスチックごみや食品ロスのほか、リチウムイオン電池等に起因するごみ処理施設等での火災が頻発するなど、重要性や緊急性が高い新たなごみ問題が生じています。職員出前講座等を通じて、これらの新たなごみ問題について周知啓発します。

→実施主体：市

No.1 2 ごみ減量化・資源化協力店制度の推進 【新規】【食品ロス削減推進計画】



本市では、簡易包装の推進やマイバック運動など、ごみの減量化・資源化に積極的に取り組んでいる販売店を「ごみ減量化・資源化協力店」として認定する制度を、平成7年度（1995年度）から実施しています。消費者には積極的な利用、販売店には積極的な登録をそれぞれ促すため、周知啓発に努めます。また、食品ロスへの対応のため、認定要件に食品ロスの削減に関する取組を追加することを検討します。

→実施主体：市、市民、事業者

5. 食品ロス削減推進計画の目標

(1) 食品ロス排出量の見通し

① 将来予測の作成方法

将来予測作成における食品ロス削減のイメージを図 4.5-1 に示します。

食品ロス排出量の見通しは、「第 3 章 7. (1) ごみ排出量及び処理・処分量の見通し」において作成した燃せるごみの将来予測に基づいて推計しました。食品ロスの削減は、厨芥類の削減と一体的なものです。そこで、食品ロス量は、燃せるごみの排出量と連動して変化していくものと考え、図 4.1-1 及び図 4.1-2 に示した組成を保ったまま増減する挙動を想定し、これを現状推移時における将来予測としました。

これに対し、今回新たに位置付ける食品ロス削減の取組を踏まえ、食品ロスの削減目標を定めて削減量に上乘せすることで、施策実施時における将来予測としました。食品ロスの削減目標は、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」における削減目標である「2000 年度比で 2030 年度までに 50%削減」を踏まえつつ、本市における事業系ごみが比較的少ないことを考慮して設定しました。

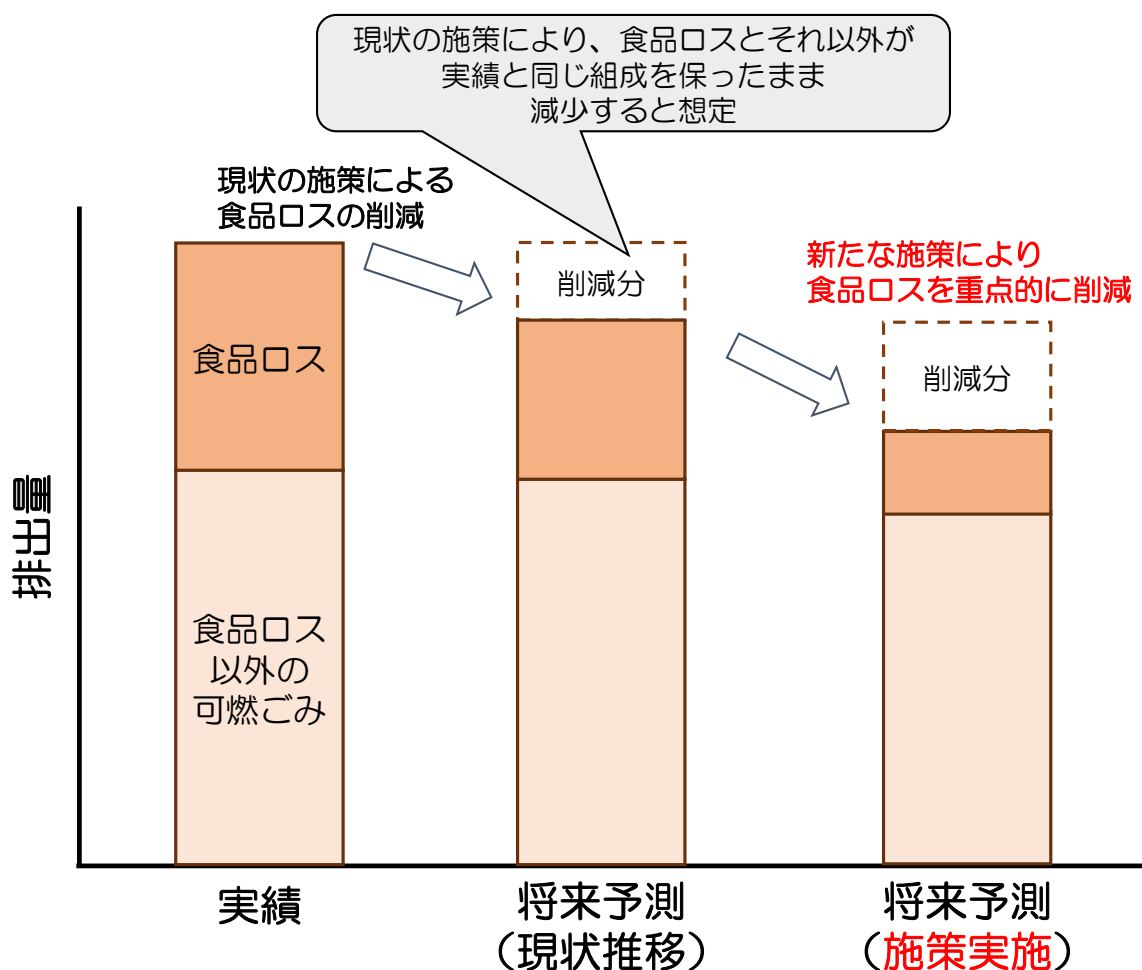


図 4.5-1 将来予測作成における食品ロス削減のイメージ

② 将来予測

現状推移時と施策実施時における食品ロス量の比較を図 4.5-2 に、1人1日当たりの食品ロス量の比較を図 4.5-3 にそれぞれ示します。施策実施効果により、令和19年度（2037年度）に家庭系食品ロスが1,278t（53.8g）まで、事業系食品ロスが209t（8.8g）まで、それぞれ削減されることが見込まれます。

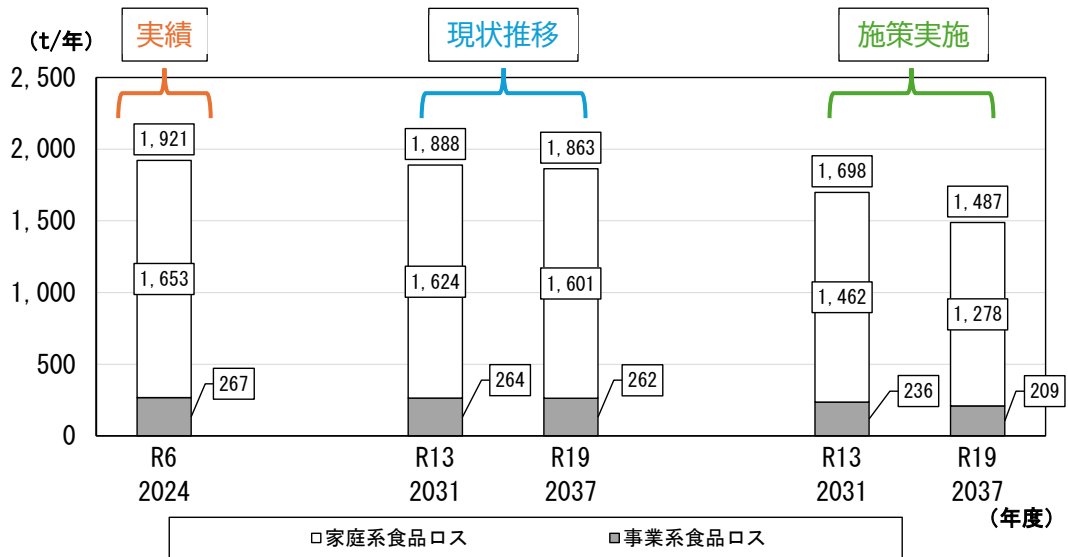


図 4.5-2 食品ロス量の比較

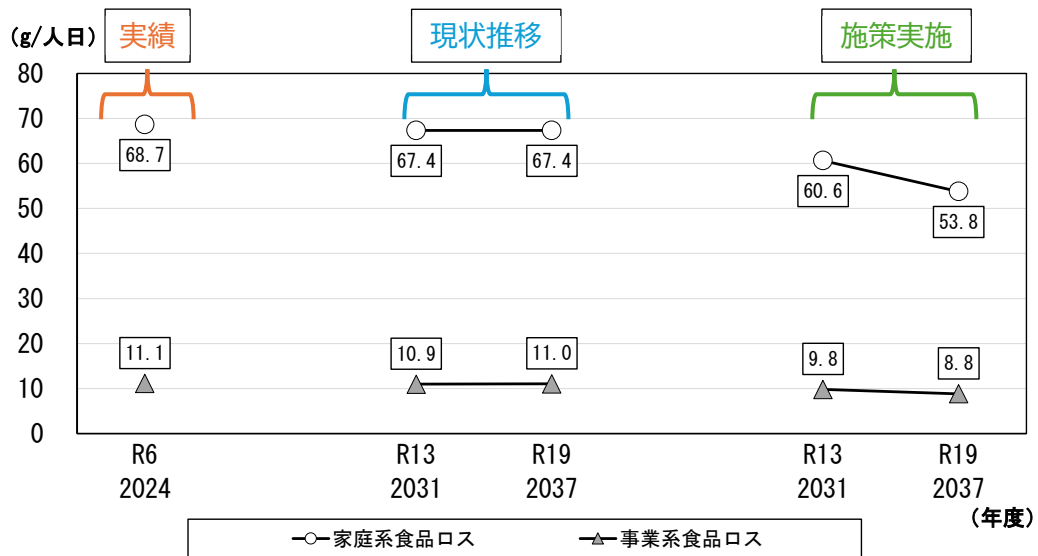


図 4.5-3 1人1日当たりの食品ロス量の比較

(2) 食品ロス削減推進計画の目標

食品ロス削減推進計画の目標値は、ごみ処理基本計画と同様に、施策実施時の将来予測値を位置付けることとします。目標となる指標は、「1人1日当たりの家庭系食品ロス量」「事業系食品ロス量」とします。

食品ロス削減推進計画における目標値を表 4.5-1 に示します。

表 4.5-1 食品ロス削減推進計画における目標値

数値目標		単 位	令和 6 年度 (2024 年度) 実績値	令和 13 年度 (2031 年度) 目標値 ^{注)}	令和 19 年度 (2037 年度) 目標値 ^{注)}
1	1人1日当たりの 家庭系食品ロス量	g/人日	68.7	60.6 (▲11.7%)	53.8 (▲21.7%)
2	事業系食品ロス量	t	267	236 (▲11.7%)	209 (▲21.7%)

注) 併記したパーセンテージは、令和6年度(2024年度)実績値に対する削減割合を示します。

6. 食品ロス削減の取組の進展に向けた役割

食品ロス削減の取組の進展に向けた、市、市民、事業者それぞれの役割を図 4.6-1 に示します。また、「第 4 章 3. 食品ロス削減の基本方針」に示した 2 つの基本方針に関連した各主体の具体的な行動例を図 4.6-2 に示します。

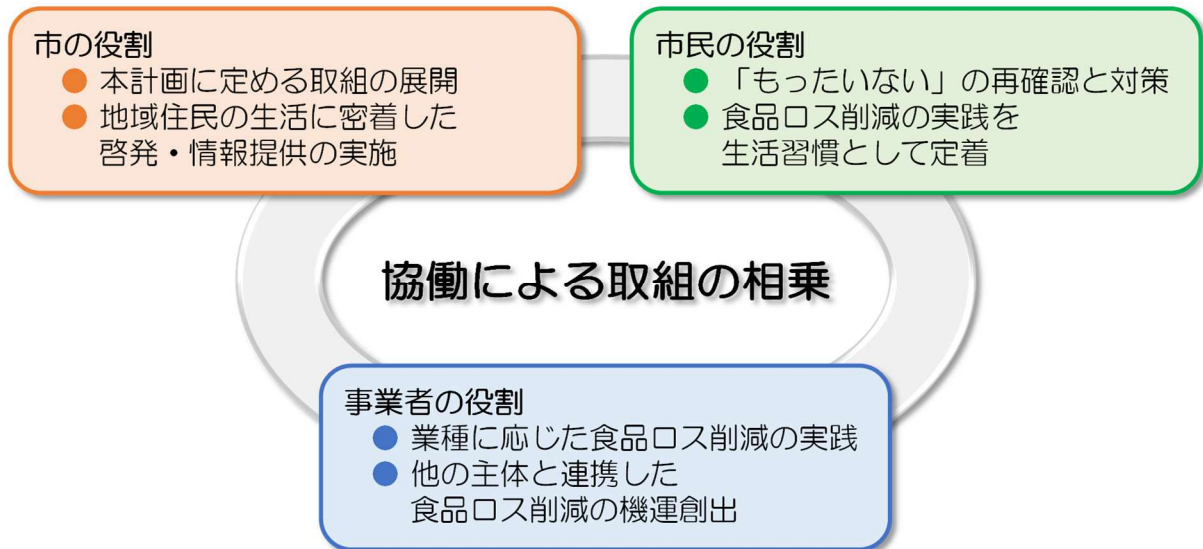


図 4.6-1 各主体の役割及び協働のイメージ

市の具体的な行動例

- 計画に定める取組の展開を図ります【基本方針 1、2】
- 食品ロスの削減に向けた啓発・情報発信に努めます【基本方針 1、2】
- フードドライブに取り組みます【基本方針 1、2】

市民の具体的な行動例

- 3きり運動や 3010 運動を実践します【基本方針 1、2】
- 期限表示（賞味期限と消費期限）を理解し、「てまえどり」します【基本方針 1、2】
- 外食時には、食べきれだけの料理を注文します【基本方針 1、2】
- フードドライブに協力します【基本方針 1、2】

事業者の具体的な行動例

- 製造業では、食品廃棄物のリサイクルに努めます【基本方針 1、2】
- 飲食店では、小盛メニューの充実努めます【基本方針 1、2】
- 小売店等では、商品の仕入れを工夫し、廃棄量の削減に努めます【基本方針 1、2】
- フードドライブや 3010 運動に協力します【基本方針 1、2】

図 4.6-2 各主体の具体的な行動例

第 5 章 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理の現状

(1) 処理形態別人口の推移

本市における水洗化・生活雑排水処理人口、水洗化・生活雑排水未処理人口及び非水洗化人口の推移を表 5.1-1 に示します。

令和 6 年度（2024 年度）の処理形態別人口割合は、公共下水道 68.8%、合併処理浄化槽 18.8%、農業集落排水施設 3.9%、単独処理浄化槽 7.2%、非水洗化 1.3% となっています。

水洗化・生活雑排水処理率は増加傾向にあり、令和 6 年度（2024 年度）では 91.6% となっています。

表 5.1-1 処理形態別人口の推移

項目	年度	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024
1.計画処理区域内人口		65,075	65,415	65,777	66,041	65,980
2.水洗化・生活雑排水処理人口	(1)コミュニティプラント	263	245	263	0	0
	(2)合併処理浄化槽	12,126	12,404	12,543	12,807	12,418
	(3)公共下水道	43,962	44,348	44,616	44,931	45,409
	(4)農業集落排水施設	2,819	2,753	2,755	2,712	2,591
	水洗化・生活雑排水処理率	90.9%	91.3%	91.5%	91.5%	91.6%
	3.水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)		5,078	4,839	4,772	4,763
4.水洗化人口		64,248	64,589	64,949	65,213	65,157
5.非水洗化人口	(1)計画収集人口	827	826	828	828	823
	(2)自家処理人口	0	0	0	0	0
6.計画処理区域外人口		0	0	0	0	0

注)処理形態別人口は一般廃棄物処理実態調査(10月1日現在)を参照していますが、本計画で用いる人口は年度末時点の人口としていることから、乖離を整合させるように年度末時点の人口に換算しました。

用語説明

水洗化・生活雑排水処理人口（率）：生活排水を公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設を利用している人口及びその割合です。

水洗化人口（率）：公共下水道、農業集落排水、合併及び単独処理浄化槽によって水洗トイレを利用している人口及びその割合です。

非水洗化人口（率）：くみ取り又は自家処理でし尿を処理している人口及びその割合です。

2. 生活排水の処理形態

(1) 生活排水の処理フロー

運搬方法及び中間処理の方法を記載した生活排水処理フローを図 5.2-1 に示します。

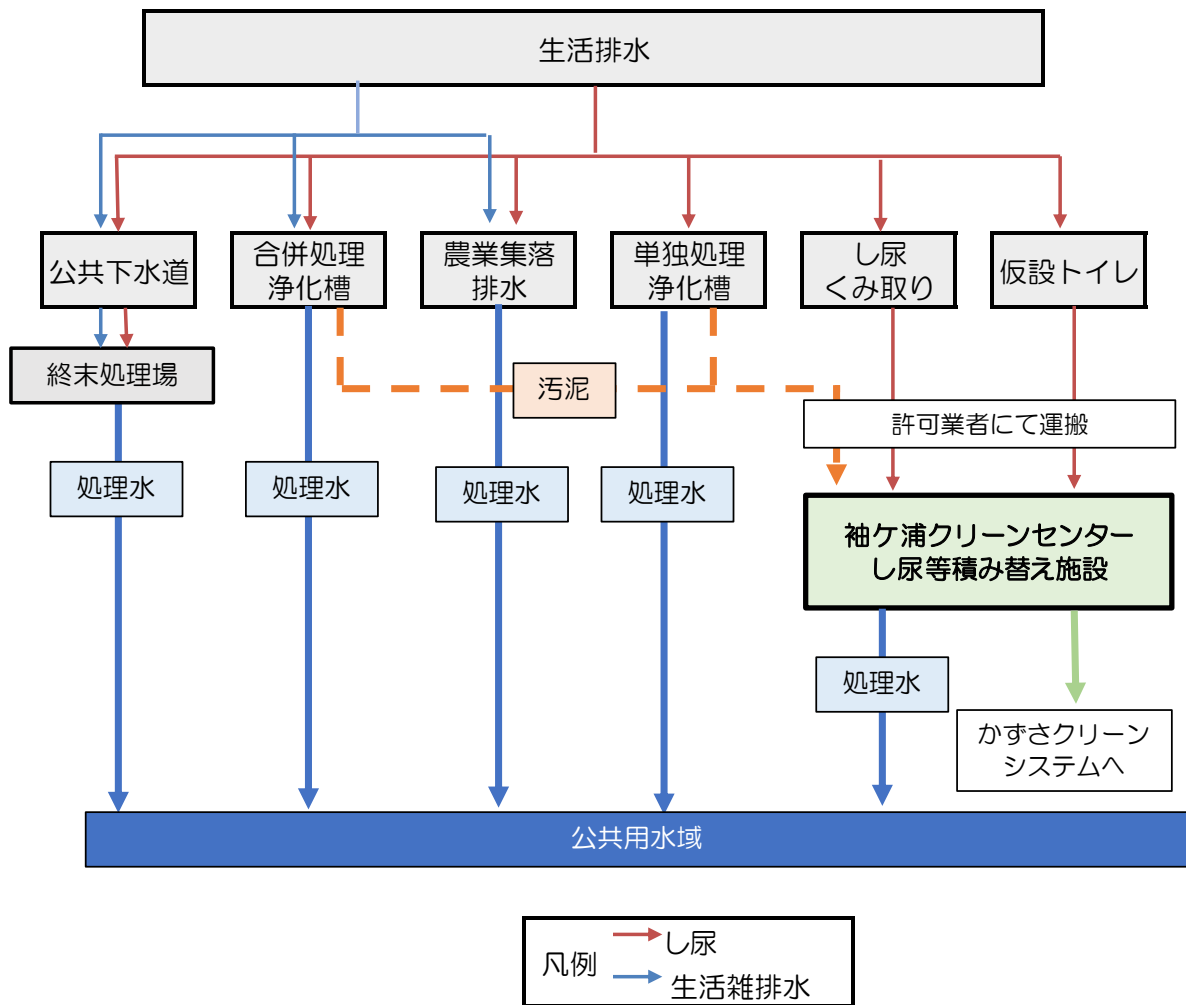


図 5.2-1 生活排水処理フロー（令和6年度（2024年度））

用語説明

し尿：水洗便所から直接排出される「尿」及び「便」

生活雑排水：家庭から排出される排水のうち、トイレからの排水（し尿）を除いたもので、台所、風呂、洗濯などから出る排水

(2) 収集運搬

収集する一般廃棄物の区分等を表 5.2-1 に示します。

浄化槽管理者は、浄化槽の適切な維持管理のために、千葉県知事の登録を受けた業者に保守点検を委託し、市長の許可を受けた清掃業者に清掃を依頼するとともに、発生した汚泥は市長が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に収集を依頼して、袖ヶ浦クリーンセンターへ搬入しなければなりません。

表 5.2-1 収集する一般廃棄物の区分等

区分	収集頻度	収集運搬主体
し尿（仮設トイレを含む）	申し込みの都度	許可業者
浄化槽汚泥	申し込みの都度	許可業者

用語説明

浄化槽汚泥：浄化槽で生活排水を処理した際に発生する汚泥

(3) 中間処理

① 中間処理の方法

し尿及び浄化槽汚泥は、市のし尿等積み替え施設にてきょう雑物除去等の前処理、希釈処理を行い、袖ヶ浦終末処理場にて処理を行っています。

きょう雑物及び脱水汚泥は、定期的に委託業者によりKCSへ排出し、ごみ処理と併せて再資源化処理（溶融スラグ化）を行っています。

② 施設の概要

し尿等積み替え施設の概要を表 5.2-2 に示します。

KCSの概要はごみ処理基本計画（表 3.1-7）の概要と同様です。

表 5.2-2 し尿等積み替え施設の概要

施設名	袖ヶ浦クリーンセンター し尿等積み替え施設 (旧:し尿処理施設)
所在地	袖ヶ浦市中袖4-6
処理方式・内容	受入貯留施設にて前処理を行い、袖ヶ浦終末処理場にて処理を行う
処理能力	50kl/日(し尿:20kl/日、浄化槽汚泥:30kl/日)
稼働年月日	平成14年(2002年)4月1日 (し尿処理施設として平成4年(1992年)3月竣工)
管理主体	市(委託)

(4) 最終処分

① 最終処分の方法

きょう雑物及び脱水汚泥の中間処理(KCS)により発生する溶融飛灰(本市分)については、民間最終処分場にて埋立処分しています。

し尿等積み替え施設から発生した沈砂については、袖ヶ浦クリーンセンター一般廃棄物最終処分場にて埋立処分しています。

② 袖ヶ浦クリーンセンター一般廃棄物最終処分場の概要

袖ヶ浦クリーンセンター一般廃棄物最終処分場の概要を表 5.2-3 に示します。

表 5.2-3 袖ヶ浦クリーンセンター一般廃棄物最終処分場の概要

施設名	袖ヶ浦クリーンセンター一般廃棄物最終処分場
所在地	袖ヶ浦市長浦 580-250
令和6年度(2024年度) 処分内容	種類:汚泥(し尿沈砂) 数量:1.98t/年 処分方法:埋立処分

3. 生活排水処理の実績

(1) 生活排水処理量

生活排水処理量の推移を図 5.3-1 に示します。

令和4年度（2022年度）以降、生活排水処理量は増加傾向を示しています。

し尿処理量は減少傾向、浄化槽汚泥処理量は増加傾向にあります。

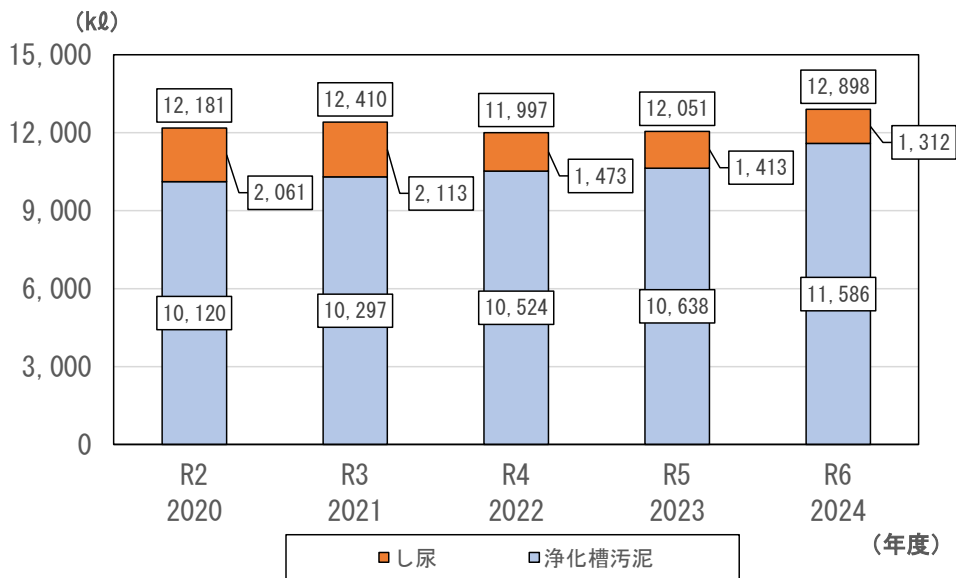


図 5.3-1 生活排水処理量の推移

(2) 生活排水処理経費

生活排水処理経費の推移を図 5.3-2 に示します。

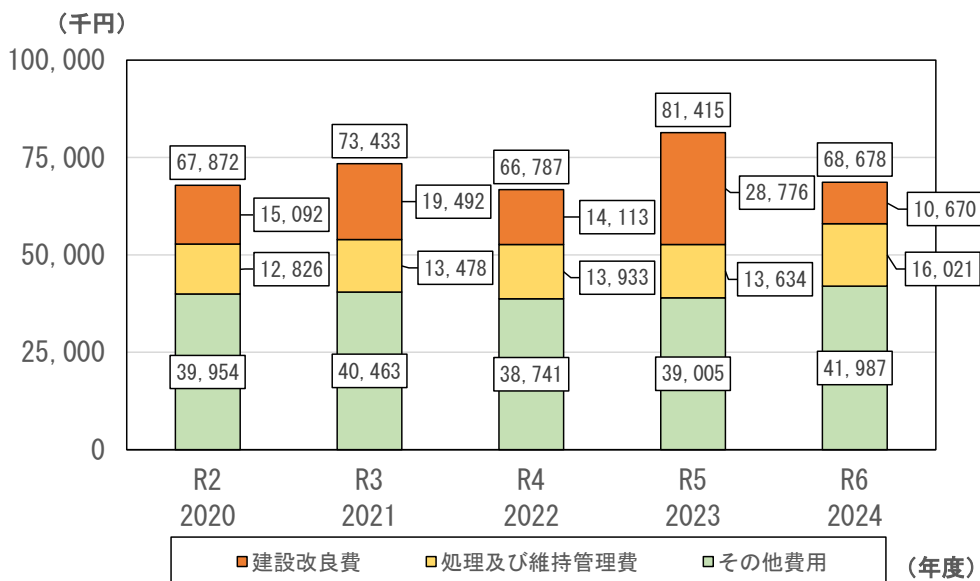


図 5.3-2 生活排水処理経費の推移

4. 生活排水処理の評価及び課題

(1) 生活排水処理の評価

令和5年度（2023年度）の千葉県及び国との生活排水処理率の比較を図 5.4-1 に示します。

公共下水道処理人口の増とともに、規制緩和による市街化区域隣接地の開発増加により合併処理浄化槽処理人口も大幅な増加となったことから、本市の生活排水処理率は91.5%に向上しており、千葉県平均の89.0%及び全国平均の90.7%を上回っています。

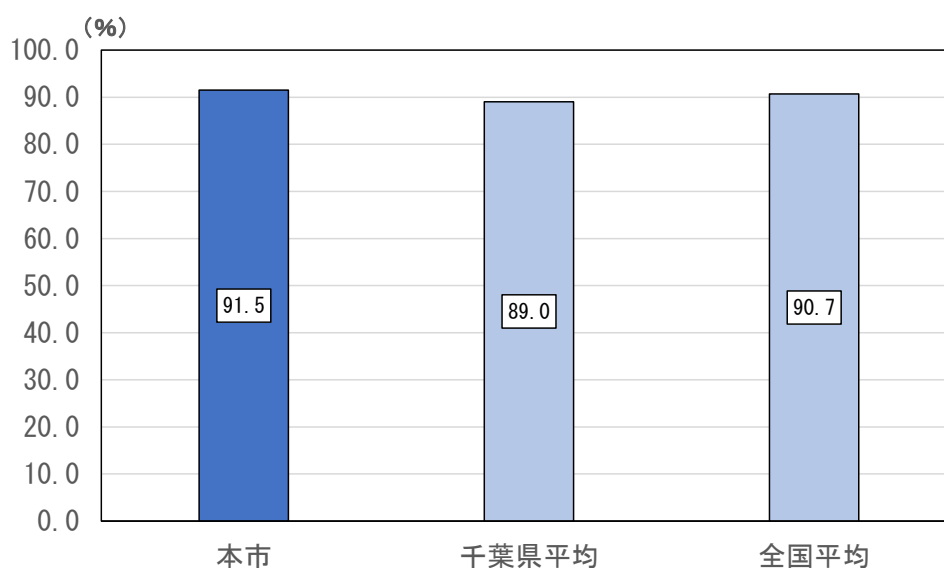


図 5.4-1 生活排水処理率の比較（令和5年度（2023年度））

(2) 生活排水処理の課題

- 合併処理浄化槽の普及促進等により、生活排水処理率は年々向上していますが、今後も引き続き、単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進し、生活雑排水未処理人口を減らしていく必要があります。
- 廃食用油や食べ残しの直接排水、洗濯洗剤の過剰使用などは、設備の機能低下が懸念されるため、日頃から市民・事業者にわかりやすく、実践しやすい情報の提供や啓発をさらに推進する必要があります。
- 浄化槽は、浄化槽法によって定期的な保守点検、清掃及び水質検査が義務付けられていますが、県内では水質検査を受検していない設置者が多く、浄化槽の機能低下による水質汚濁が懸念されています。そのため、浄化槽の設置者に対し、適切な維持管理を促す啓発を行う必要があります。
- 袖ヶ浦クリーンセンター内のし尿等積み替え施設（旧し尿処理施設）は、稼働開始から30年以上が経過し、施設の老朽化が進行していることから、今後の安定的かつ持続可能な運営に支障をきたすおそれがあります。そのため、今後の維持管理方法や施設のあり方について検討する必要があります。

5. 生活排水処理の基本方針

現計画の取組を踏まえ、合併処理浄化槽への転換の促進、浄化槽の適正管理の推進及びし尿・浄化槽汚泥を適正に処理する体制の整備に加え、市民、事業者に対し、水質保全の重要性について理解を深めてもらえるよう啓発活動に取り組み、地域全体で水質保全の意識を高めていくことを基本方針とします。

基本方針1 合併処理浄化槽への転換の促進

生活排水は水環境に与える負荷が大きいことから、飲料水や水生生物の生息環境等として重要な河川等の公共用水域を健全に保ち、水路等の身近な地域環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進し、生活排水の適正処理を図ります。

基本方針2 浄化槽の適正管理の推進

既設の浄化槽が適切に機能するよう、市民や事業者に対して、浄化槽法に基づく保守点検、清掃及び水質検査の必要性等を啓発します。また、適切に管理されていない浄化槽については、指導権限を持つ県と連携し、改善を促します。

基本方針3 し尿・浄化槽汚泥の適正処理

し尿及び浄化槽汚泥は、し尿等積み替え施設で前処理を行い、袖ヶ浦終末処理場を活用した処理を継続します。また、し尿等積み替え施設で発生した汚泥は、中間処理（KCS・KACS）による減容化及び資源化を継続して実施します。

基本方針4 水質保全意識の向上

市民、事業者の水質保全意識の向上を図るため、水質汚濁の原因となるものを流さないことの大切さを周知し、誰でも実践しやすい具体的な行動を促します。

6. 生活排水処理計画の施策

(1) 施策の体系

生活排水処理計画の施策体系を、図 5.6-1 に示します。

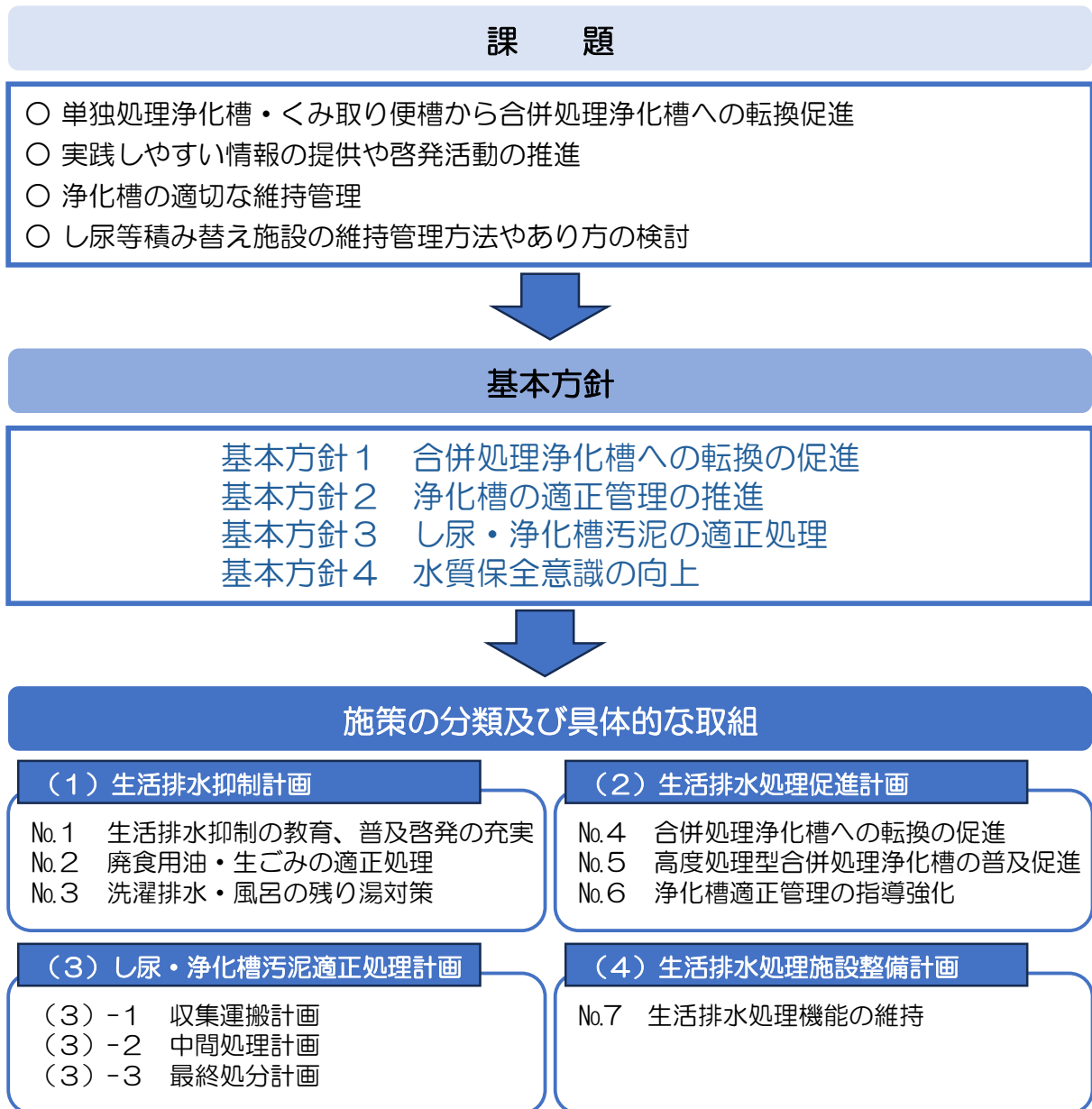


図 5.6-1 生活排水処理計画の施策体系

(2) 基本方針に基づく取組

生活排水抑制計画

生活排水は、台所・風呂・洗濯など各家庭内から発生するものであり、行政側が一方的に規制することは困難であることから、広報等を通じて、生活排水が水路などの水環境に与える影響を示し、生活排水の排出抑制と水質保全に対する意識の啓発を推進します。

No.1 生活排水抑制の教育、普及啓発の充実

【取組目標 3回/年】



生活排水が水環境へ与える影響等に関する意識を育むため、学校や地域社会において、職員出前講座等による広報活動を行い、環境教育に積極的に取り組みます。

→実施主体：市

No.2 廃食用油・生ごみの適正処理



廃食用油や食べ残し等が、直接台所から排水しないよう排水ネットの利用など、家庭でできる取組の情報提供・啓発を図るとともに、廃食用油を資源として有効活用するため、資源回収自治会事業での回収に協力してもらえよう普及啓発活動を行います。

→実施主体：市

No.3 洗濯排水・風呂の残り湯対策



洗濯に使用する洗剤には、無リン合成洗剤やせっけんを使用するとともに、洗剤を過剰に使用しないよう普及啓発活動を行います。

また、風呂の残り湯を洗濯等に再利用するよう普及啓発活動を行います。

→実施主体：市

生活排水処理促進計画

公共下水道・農業集落排水施設が整備されている地域では、これら施設への接続を優先します。

その他の地域における生活排水処理対策として、国、県の補助制度を活用した合併処理浄化槽設置補助事業を今後も継続します。

生活雑排水を未処理のまま放流している既設の単独処理浄化槽及びくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換や、窒素やリンをより多く除去する高度処理型合併処理浄化槽の設置促進を図ります。

No.4 合併処理浄化槽への転換の促進

【取組目標 8基/年】



単独処理浄化槽やくみ取り便槽を利用している家庭に対し、合併処理浄化槽への転換を促すとともに、合併処理浄化槽設置事業補助制度の活用について啓発を行います

→実施主体：市

No.5 高度処理型合併処理浄化槽の普及促進

【取組目標 17基/年】



新規に合併処理浄化槽を設置する家庭に対し、窒素やリンをより多く除去する高度処理型合併処理浄化槽の設置を促進します。

→実施主体：市

No.6 浄化槽適正管理の指導強化



既設の浄化槽が適切に機能するよう、市民や事業者に対して、浄化槽法に基づく保守点検、清掃及び水質検査の必要性等を啓発します。また、適切に管理されていない浄化槽については、指導権限を持つ県と連携し、改善を促します。

→実施主体：市

用語説明

高度処理型合併処理浄化槽：従来の合併処理浄化槽よりも高度な処理能力を備えており、窒素やリンをより多く除去し、水環境への負荷を低減する効果がある浄化槽です。

し尿・浄化槽汚泥適正処理計画

1) 収集運搬計画



収集区域は、原則として公共下水道及び農業集落排水の供用開始区域外を対象としますが、公共下水道等への未接続世帯等も含めるものとします。

収集運搬については、現状どおり許可業者によるものとしますが、近年の市街化区域周辺開発に伴う浄化槽汚泥の増加によるし尿等収集量の変化に対応した収集運搬体制を整備していくものとします。

2) 中間処理計画



し尿及び浄化槽汚泥は、現状どおりし尿等積み替え施設にてきょう雑物除去等の前処理、希釈処理を行い、袖ヶ浦終末処理場へ投入します。

きょう雑物及び脱水汚泥は、定期的に委託業者によりKCS・KACSへ排出し、ごみ処理と併せて再資源化処理（溶融スラグ化）を行います。

3) 最終処分計画



し尿等積み替え施設で発生する沈砂は、現状どおり袖ヶ浦クリーンセンター一般廃棄物最終処分場で埋立処分します。

生活排水処理施設整備計画

し尿等積み替え施設（旧し尿処理施設）は、稼働開始から 30 年以上が経過し老朽化が進行していることから、適切な対応が必要となっています。し尿等積み替え施設については、日常の運転管理と定期的な点検整備、基幹的設備の更新等を適正かつ的確に実施することで設備機能を保持し、施設をできるだけ長く維持活用できるよう、施設の長寿命化を図ることを基本とします。

また、し尿等積み替え施設の再整備は、袖ヶ浦終末処理場の整備方針の影響を大きく受けることとなるため、実施に当たっては整合を図るものとします。

No.7 生活排水処理機能の維持



施設の長寿命化計画に基づき、施設の基幹的設備の更新等を適正かつ的確に実施するとともに、更新前においても設備機能の保持に努めます。

し尿等積み替え施設の再整備検討に当たっては、既存施設の解体費用も生じることから、交付金制度等を利活用した財源確保を図ります。

→実施主体：市

7. 生活排水処理の取組の進展に向けた役割

生活排水処理の取組の進展に向けた、市、市民、事業者それぞれの役割を図 5.7-1 に示します。

市の役割

- 市民、事業者の水質保全意識の向上を図るため、環境教育・環境学習の場を提供します。
- 合併処理浄化槽設置補助制度の周知を行います。
- 浄化槽の適正管理の広報活動を行います。

市民の役割

- 市民一人ひとりが生活排水を排出する当事者であることを認識し、生活排水が水環境に与える影響を理解します。
- 公共下水道、農業集落排水施設普及区域では、速やかに接続を行います。
- 公共下水道、農業集落排水施設普及地域以外でくみ取り便槽、単独処理浄化槽を使用している家庭は、合併処理浄化槽への早期転換を検討します。
- 合併処理浄化槽を新設する場合は、高度処理型の採用に努めます。
- 浄化槽の維持管理を適正に行います。
- 家庭からの排水に油、固形物等を混入させないようにします。
- 節水や風呂の残り湯の再利用を心掛け、水環境への負荷を減らします。
- 地域の水質向上のため、水路の清掃活動に積極的に協力します。

事業者の役割

- 生活排水を排出する当事者であることを認識し、生活排水が水環境に与える影響を理解します。
- 事業活動に伴って発生する油類、薬剤、その他の汚染物質については、適正な処理が行えるよう処理施設を整備します。
- 公共下水道、農業集落排水施設普及区域では、速やかに接続を行います。
- 公共下水道、農業集落排水施設普及地域以外でくみ取り便槽、単独処理浄化槽を使用している事業者は、合併処理浄化槽への早期転換を検討します。
- 合併処理浄化槽を新設する場合は、高度処理型の採用に努めます。
- 浄化槽の維持管理を適正に行います。
- 節水や風呂の残り湯の再利用を心掛け、水環境への負荷を減らします。
- 地域の水質向上のため、地域の水路清掃活動に積極的に協力します。

図 5.7-1 各主体の役割

第 6 章 計画の進行管理

1. PDCAサイクルによる進行管理

本計画の進行管理については、PDCAサイクルにより継続的に検証、見直し、評価を行います。評価に当たっては、本計画に示した各年度の目標と進捗状況を確認します。

また、「市町村一般廃棄物処理システム比較分析」における評価についても進捗状況を図る一つの指標と捉え、進捗状況の管理に利用します。

中間目標年度においては、袖ヶ浦市廃棄物減量等推進審議会に評価、見直しに関する意見を求め、評価結果を広く住民に公表するとともに、評価意見を踏まえ、見直し検討も含めた計画進行を行うこととします。

PDCAサイクルの概念図を図 6.1-1 に示します。

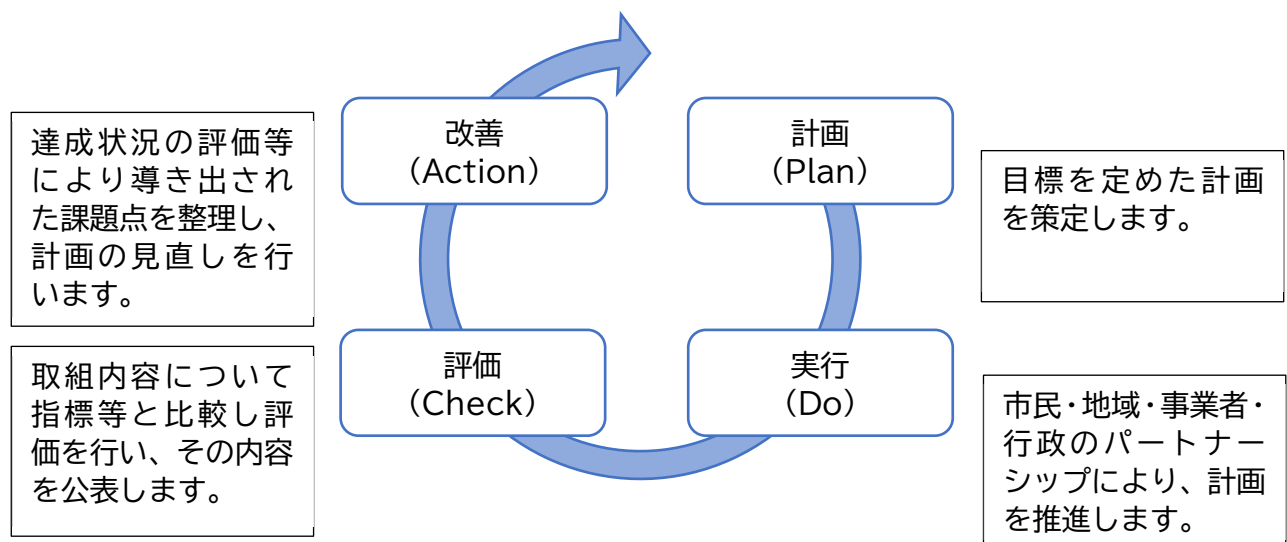


図 6.1-1 PDCAサイクルの概念図

袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画
(袖ヶ浦市食品ロス削減推進計画)

発行 令和 年 月
企画・編集 袖ヶ浦市環境経済部廃棄物対策課
〒299-0265 袖ヶ浦市長浦 580 番地 5
TEL 0438-63-1881
FAX 0438-62-2820
URL <https://www.city.sodegaura.lg.jp/>



袖ヶ浦市

令和8年度（2026年度）
袖ヶ浦市一般廃棄物処理実施計画（案）
〔ごみ処理実施計画〕
〔生活排水処理実施計画〕

令和 年 月

袖 ヶ 浦 市

目 次

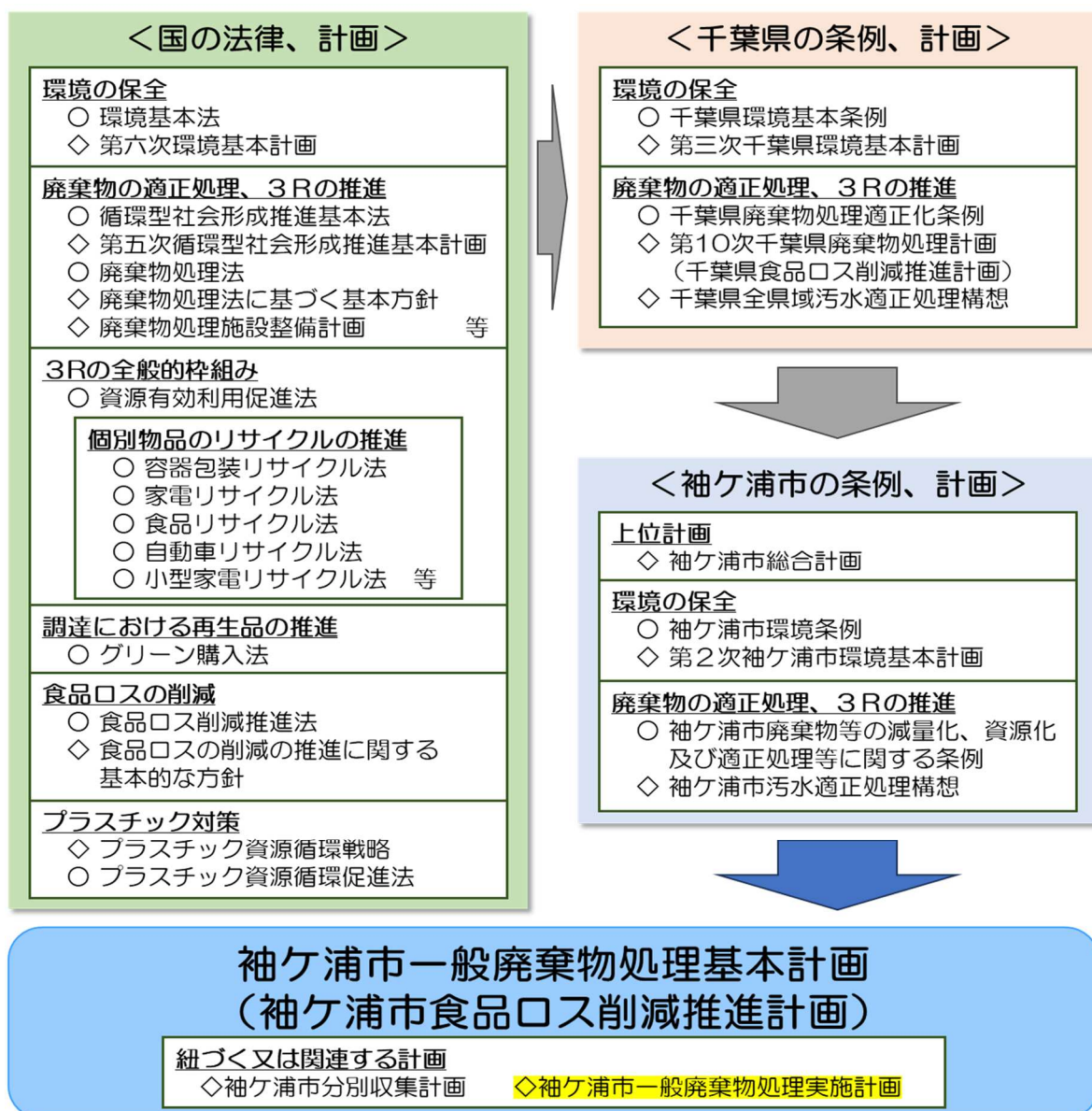
第1	総則.....	- 1 -
1	計画の位置付け.....	- 1 -
2	計画区域.....	- 2 -
3	計画期間.....	- 2 -
4	計画の対象とする廃棄物.....	- 2 -
第2	ごみ処理実施計画.....	- 3 -
1	ごみの排出量及び処理量の見込み.....	- 3 -
2	排出抑制・分別排出計画.....	- 6 -
	(1) 家庭系ごみの排出抑制・分別排出.....	- 6 -
	(2) 事業系ごみの排出抑制・分別排出.....	- 8 -
	(3) 環境教育、啓発活動.....	- 8 -
3	収集・運搬計画.....	- 10 -
	(1) 収集運搬する一般廃棄物の区分等.....	- 10 -
	(2) 家庭ごみの収集運搬計画.....	- 11 -
	(3) 資源物の収集運搬計画.....	- 15 -
	(4) 排出禁止物.....	- 17 -
	(5) 事業系ごみの収集運搬計画.....	- 18 -
	(6) 動物の死体の収集運搬計画.....	- 19 -
	(7) 市長が認めた産業廃棄物の収集運搬計画.....	- 19 -
	(8) 一般廃棄物収集運搬業許可（ごみ）.....	- 19 -
4	中間処理計画.....	- 21 -
	(1) 中間処理の概要.....	- 21 -
	(2) 中間処理の方法.....	- 21 -
	(3) 中間処理施設の概要.....	- 24 -
	(4) 一般廃棄物処分業許可.....	- 25 -
5	最終処分計画.....	- 26 -
	(1) 最終処分の概要.....	- 26 -
	(2) 市が委託する最終処分.....	- 26 -
	(3) 最終処分場の概要.....	- 27 -

第3	生活排水処理実施計画	- 28 -
1	抑制・処理促進計画	- 28 -
	(1) 環境教育、啓発活動	- 28 -
	(2) 合併処理浄化槽への転換促進	- 28 -
2	収集運搬計画	- 28 -
	(1) 収集運搬する一般廃棄物の区分等	- 28 -
	(2) 収集運搬の方法	- 28 -
	(3) 一般廃棄物収集運搬業許可（し尿・浄化槽汚泥）	- 29 -
3	中間処理計画	- 29 -
	(1) 中間処理の方法	- 29 -
	(2) 施設の概要	- 30 -
4	最終処分計画	- 30 -
	(1) 最終処分の概要	- 30 -
	(2) 市が委託する最終処分	- 30 -
	(3) 市が行う最終処分	- 30 -
	(4) 最終処分場の概要	- 30 -

第1 総則

1 計画の位置付け

袖ヶ浦市一般廃棄物処理実施計画（以下「本計画」という。）は、袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画・生活排水処理基本計画）に基づき、本市の区域内で発生する一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するとともに、廃棄物を減量、資源化するために必要な、一般廃棄物の排出の状況、処理主体、収集計画、中間処理計画及び最終処分計画等に関して必要な事項を定めるものです。



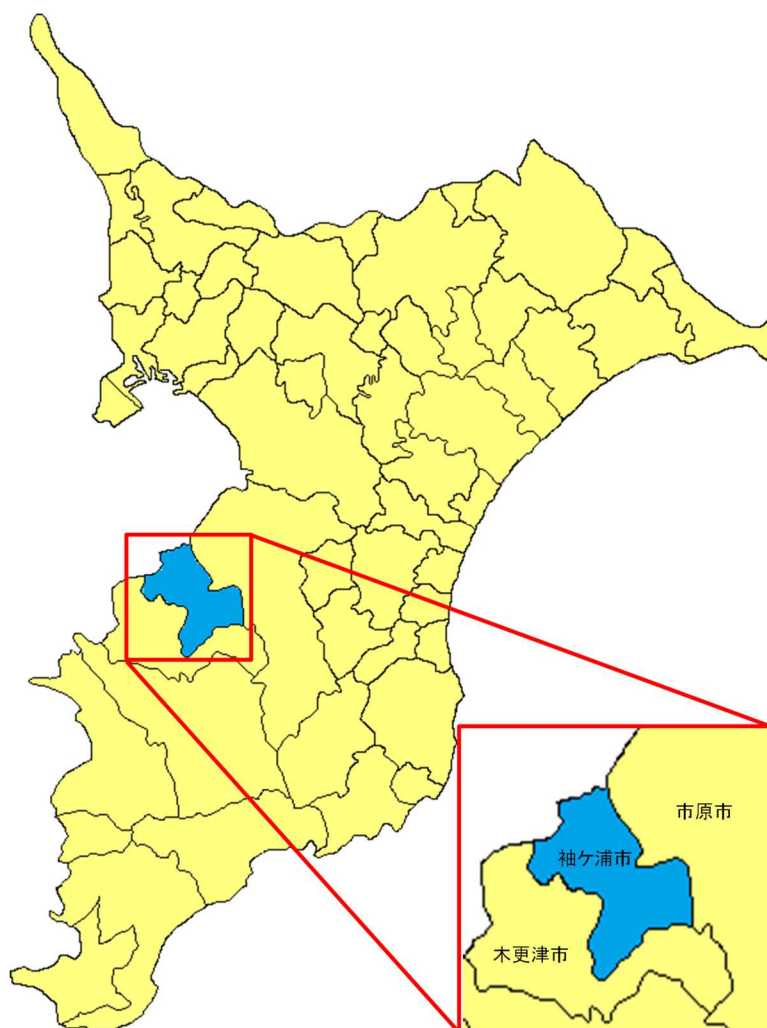
図：袖ヶ浦市一般廃棄物処理実施計画と他の計画等との関係

○：法令又は条例

◇：計画又は方針

2 計画区域

本計画の対象区域は、本市の行政区域内全域とします。



図：計画区域図

3 計画期間

令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで

4 計画の対象とする廃棄物

本計画の対象とする廃棄物は、本市で発生する一般廃棄物（ごみ・生活排水）とします。なお、生活排水には、し尿及び浄化槽汚泥を含むものとします。

第2 ごみ処理実施計画

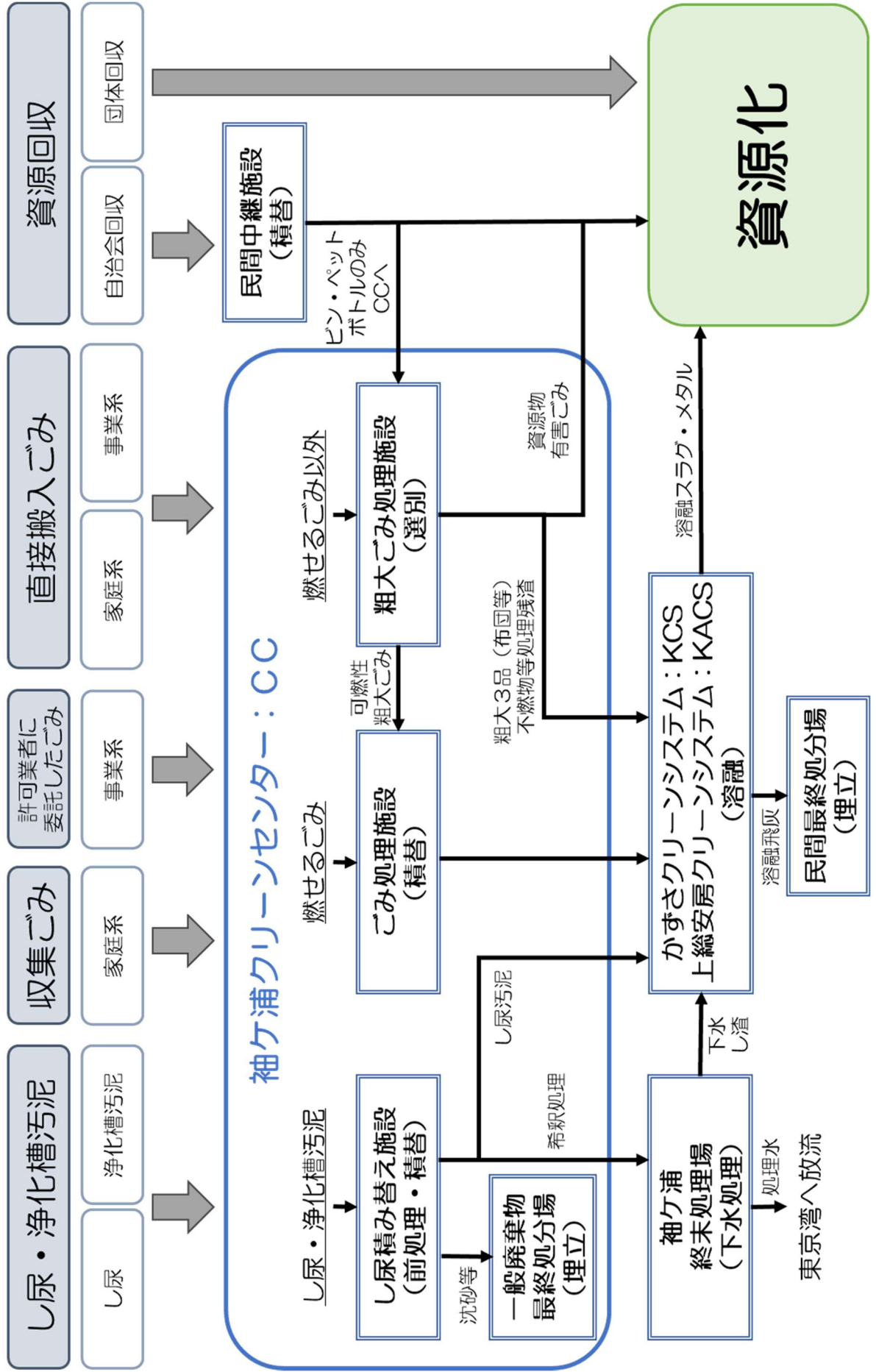
1 ごみの排出量及び処理量の見込み

令和8年度ごみの排出量及び処理量の見込み

行政区域内人口（外国人を含む）【令和8年1月1日現在】		66,063 人	
ごみ排出量	家庭系 ごみ	① 燃せるごみ	12,215 トン
		② 燃せないごみ・有害ごみ	182 トン
		③ 資源物	1,418 トン
		④ 粗大ごみ	823 トン
		⑤ 計（①+②+③+④）	14,638 トン
	1人1日当たりの家庭系ごみ（資源物を除く） 排出量（※1）		548 グラム/人・日
	事業系 ごみ	⑥ 燃せるごみ	4,650 トン
		⑦ その他一般廃棄物	146 トン
		⑧ 計（⑥+⑦）	4,796 トン
	合計	⑨ 燃せるごみ（①+⑥）	16,865 トン
		⑩ その他一般廃棄物（②+③+④+⑦）	2,569 トン
⑪ ごみ排出量（⑤+⑧） （令和7年度計画）		19,434 トン （17,920 トン）	
資源回収量	⑫ 資源回収自治会事業		1,300 トン
	⑬ 団体回収（家庭系）		73 トン
	⑭ 団体回収（事業系）		477 トン
	合計（⑫+⑬+⑭） （令和7年度計画）		1,850 トン （2,100 トン）
ごみ総排出量	⑮ 家庭系ごみ総排出量（⑤+⑫+⑬）		16,011 トン
	⑯ 事業系ごみ総排出量（⑧+⑭）		5,273 トン
	ごみ総排出量（⑮+⑯）（A） （令和7年度計画）		21,284 トン （20,020 トン）
	1人1日当たりのごみ総排出量（※2） （令和7年度計画）		883 グラム/人・日 （830 グラム/人・日）
ごみ処理量	袖ヶ浦クリー ンセンター	資源化量	1,418 トン
		処理困難物等処理委託量	20 トン
	KCS・KACS （※3・4）	中間処理委託量（※5）	17,860 トン
ごみ資源化量	資源回収	自治会回収+団体回収	1,850 トン
	資源化	袖ヶ浦クリーンセンター排出	1,418 トン
		KCS排出（溶融スラグ・メタル）	1,937 トン
	計（B）		5,205 トン
リサイクル率（B/A）		24.5 %	
最終処分量	KCS・KACS溶融飛灰最終処分量		666 トン
その他	小動物（犬・猫等）の死体		320 体

- ※1 1人1日当たりの家庭系ごみ（資源物を除く）排出量（グラム）
＝家庭系ごみ（資源物を除く）排出量(トン)×1,000,000(グラム)÷行政区域内人口(人)÷365日
- ※2 1人1日当たりのごみ総排出量（グラム）
＝ごみ総排出量(トン)×1,000,000(グラム)÷行政区域内人口(人)÷365日
- ※3 KCS…かずさクリーンシステム
- ※4 KACS…上総安房クリーンシステム（令和9年4月1日稼働予定、令和8年8月より試運転開始予定）
- ※5 中間処理委託量…し尿処理に伴う汚泥を含む。

ごみ・し尿等処理フロー



2 排出抑制・分別排出計画

(1) 家庭系ごみの排出抑制・分別排出

事業名	事業概要
<p>ごみ指定袋制度 平成13年(2001年) 7月開始</p>	<p>家庭ごみ処理を有料化することにより、費用負担の軽減からごみを減量しようとする動機付けを行い、家庭ごみ排出量の抑制と資源化の推進を図ります。</p> <p>令和8年度ごみ指定袋製造予定枚数 燃せるごみ専用： 4,375,000枚 燃せないごみ専用： 275,000枚</p> <p>令和8年度ごみ指定袋販売予定枚数 燃せるごみ専用： 4,093,000枚 燃せないごみ専用： 205,000枚</p>
<p>粗大ごみ有料化制度 平成25年(2013年) 10月開始</p>	<p>令和8年度粗大ごみ処理券印刷予定枚数： 0枚 令和8年度粗大ごみ処理券販売予定枚数： 4,920枚</p>
<p>生ごみ肥料化容器等購入設置助成金制度 平成3年(1991年) 4月開始</p>	<p>各家庭で生ごみを肥料として再利用し、生ごみの減量化を図る生ごみ肥料化容器等の普及を促進するため、助成金交付制度を実施します。</p> <p>令和8年度助成予定件数：容器25基、機械式29基</p>
<p>ごみ減量化・資源化協力店制度 平成7年(1995年) 10月開始</p>	<p>簡易包装の推進や買い物袋持参運動などごみの減量化・資源化に積極的に取り組んでいる販売店を「ごみ減量化・資源化協力店」として認定します。</p> <p>令和8年度末協力店予定件数：10店舗</p>
<p>剪定枝粉碎機の貸し出し 平成19年(2007年) 6月開始</p>	<p>家庭から排出される剪定枝(切枝)等の減量化・資源化を図ろうとする市民に、剪定枝粉碎機を無料で貸し出します。</p> <p>令和8年度保有台数：1台</p>
<p>資源回収団体事業 昭和61年度(1986年度) 開始</p>	<p>家庭から発生するごみを資源として再利用する事業で、資源の回収を行っているPTA等の団体に対し、資源回収活動の活性化を図るため、その回収量に応じて助成金を交付します。</p> <p>令和8年度末登録見込団体数：10団体 令和8年度年間回収予定量：550トン</p>
<p>資源回収自治会事業 平成5年(1993年) 10月開始</p>	<p>市民の自主的なごみ資源化活動を活性化するため、その回収量に応じて助成金を交付します。資源回収事業に参加する自治会には、資源の分別指導、回収場所の管理等を行う廃棄物減量等推進員を1名委嘱し、資源回収の実効性を高めます。</p> <p>【回収品目】 ガラスびん(無色・茶色・その他の色)、空き缶類(スチール缶・アルミ缶)、ペットボトル、古布類、</p>

	<p>古紙（新聞・雑誌・段ボール・紙パック・雑がみ）、廃食用油、ペットボトルキャップ</p> <p>令和8年度年間回収予定量：1,300 トン</p>
<p>使用済小型家電リサイクル</p> <p>平成26年（2014年） 10月開始</p>	<p>家庭ごみの中から対象となる使用済小型家電を選別し、適正なりサイクルを実施する認定事業者へ引き渡すことで、資源の循環的利用を図ります。</p> <p>令和8年度年間回収予定量：26 トン</p>
<p>剪定枝等の資源化事業</p> <p>平成30年（2018年） 5月開始</p>	<p>搬入された剪定枝等を資源物の一時保管施設であるストックヤードに一時保管後、資源化処理業者に引き渡すことで、資源の循環的利用を図ります。</p>
<p>障がい者へのごみ出し ルール周知</p>	<p>音読ボランティアによるごみの出し方分け方のCD配布、聴覚障がい者へのFAXによる粗大ごみ受付を継続して実施します。</p>
<p>ごみカレンダーの配布</p>	<p>広告主の協賛により寄贈されている「ごみカレンダー」について、自治会・賃貸住宅管理会社の協力を得て配布し、ごみ収集日の周知を図ります。</p>
<p>ごみガイドブックの作成・ 配布</p> <p>平成25年（2013年） 10月開始</p> <p>平成28年（2016年） 10月改定</p> <p>令和2年（2020年） 12月改定</p>	<p>平成25年度に、「ごみと資源物の正しい分け方・出し方ガイドブック」を作成し、ごみ減量化・資源化の啓発と適正処理の周知を図りました。次いで平成28年度には、平成26年度から開始した使用済小型家電の分別収集方法を追加し、「ごみと資源物ガイドブック」に名称等を改定し、全世帯配布を行い、改めてごみ資源化・減量化の啓発と適正処理の周知を図りました。</p> <p>令和2年度は掲載されている各種データの更新であることから、全世帯配布は行いませんでした。</p> <p>今後も必要に応じ改定を行い、ごみ資源化・減量化の啓発と適正処理の周知啓発を図ります。</p>
<p>外国人へのごみ出しルール 周知</p> <p>平成27年（2015年） 11月開始</p>	<p>外国語版「ごみの分け方出し方リーフレット」（英語・韓国語・中国語・ポルトガル語）により、在住外国人にもごみ減量化・資源化の啓発と適正処理の周知を図ります。</p>
<p>家庭系ごみ処理手数料（指 定袋）の見直し</p>	<p>より一層のごみ排出抑制と分別収集の推進及び再生利用を図るための一つ的手段として、経済的な動機を活用した排出抑制効果が期待できる家庭系ごみ処理手数料の見直しを実施します。</p> <p>また、排出者の利便性を考慮し、ごみ指定袋のサイズについても併せて検討します。</p>
<p>プラスチックリサイクルの 実施に向けた検討</p>	<p>プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行に伴い、現在、燃せるごみの中に含まれている使用済みプラスチック（容器包装プラスチック及び製品プラスチック）を分別収集し、再商品化する必要があります。令和7年（2025年）6月に実施したモデル実証事業の結果等を踏まえ、本市に適したプラスチックリサイクルのあり方について検討します。</p>

(2) 事業系ごみの排出抑制・分別排出

事業名	事業概要
一般廃棄物排出事業者への減量化・資源化指導徹底	事業活動に伴って発生するごみは、事業所内での排出抑制に努め、ごみとして排出する場合においても、資源物は分別を徹底し、民間の資源回収業者へ分別排出するよう「事業系ごみ適正処理ガイド」の周知徹底を図るとともに、不適正排出の事業者に対する指導を徹底します。
事業用大規模建築物を所有する事業者への指導	市内に事業用大規模建築物を所有又は占有する事業者に、市条例に基づき、減量化・資源化計画書等の提出を義務付け、ごみの減量化・資源化及び適正な処理に取り組むよう指導を行います。(※)
事業所によるリサイクル活動の支援 平成3年(1991年) 10月開始	事業所等から排出される一般廃棄物について、資源化及び再利用によりリサイクル社会の実現を目指します。(袖ヶ浦ワークス・リサイクル会)

※ 事業用大規模建築物の定義

- (1) 小売業、飲食業及び旅館業用建築物で、同一敷地内の延床面積(住居用除く)の合計が1,000平方メートル以上
- (2) 上記以外の事業用建築物で、同一敷地内の延床面積(住居用除く)の合計が3,000平方メートル以上

(3) 環境教育、啓発活動

ア 家庭ごみに関する啓発

「ごみと資源物ガイドブック」について、転入手続の際に市役所及び行政センターで配布するとともに、市ホームページにもガイドブックを掲載し、ごみの排出方法について周知を図ります。

また、広報そでがうらやSNS等においても、ごみ排出のルール徹底やごみ減量化・資源化等の情報提供を定期的に行います。

イ 市民向け普及啓発講座の実施

ごみの減量やリサイクル意識を生活習慣として定着させるため、市民向け普及啓発講座を実施し、ごみの減量化や資源化に向けた意識の向上を図ります。

また、市職員出前講座(教育委員会所管事業)においても、引き続き、ごみ減量化・資源化のメニューを組み込み、環境教育に積極的に取り組みます。

ウ 事業系ごみに関する啓発

事業所に対しては、産業廃棄物と事業系一般廃棄物の違いや、事業所内での減量化・資源化対策を講じるよう「事業系ごみ適正処理ガイド」を配布します。

エ 袖ヶ浦クリーンセンター施設見学

環境意識の向上を図るため、市内小学校を中心に袖ヶ浦クリーンセンターの施設見学を行います。

オ 廃棄物問題に関する講座等の実施

廃棄物を取り巻く実情について、より理解を深めるため、ごみの排出状況や最終処分の現状を説明し、ごみの減量化や資源化の重要性についての講座等を実施します。

カ 食品ロス削減についての啓発

3きり運動、3010運動の啓発や令和4年より実施しているフードドライブを継続していくなど、食品ロス削減に向けて取り組みます。

キ ごみ減量化・資源化のリーフレットの配布

家庭ですぐに取り組むことができるごみ減量化・資源化の方法について、適宜リーフレットを配布し、啓発を行います。

ク ごみカレンダーの配布

広告主の協賛により寄贈されているごみカレンダーについて、引き続き、自治会・賃貸住宅管理会社の協力を得て配布し、ごみ分別のルール及び収集日の周知を図ります。

ケ 各種回収ボックスでの回収

雑がみ回収ボックス、プリンター用インクカートリッジ回収ボックス、使用済小型家電回収ボックス、小型充電式電池回収ボックスを市役所等に設置し、リサイクルの啓発及び資源化を図ります。

コ 子ども服のリユース企画「ガウラの古着屋さん」の実施

令和3年度から実施している「ガウラの古着屋さん」を継続し、古着として活用することで、ごみの減量化・資源化を図ります。

3 収集・運搬計画

(1) 収集運搬する一般廃棄物の区分等

ア 家庭系一般廃棄物

区分		収集場所	収集頻度	収集運搬主体
燃せるごみ		集積場所	週3回	市(委託)
燃せないごみ		集積場所	週1回	市(委託)
有害ごみ		集積場所	月1回	市(委託)
粗大ごみ		戸別収集	随時	市(委託)
		袖ヶ浦クリーンセンター	随時	排出者(自己搬入)
資源物	ガラスびん	集積場所	週1回	市(委託)
	空き缶類	集積場所	週1回	市(委託)
	ペットボトル	集積場所	週1回	市(委託)
	古布類	集積場所	週1回	市(委託)
	古紙	集積場所	週1回	市(委託)

※ 全ての収集において、祝日(5月6日及び9月21日を除く。)及び年始(戸別収集は年末を含む。)は収集しません。

※ 燃せないごみ・ガラスびん・空き缶類は、同一の収集日に同一車両で収集します。

※ 有害ごみは、毎月第4週に収集します。ただし、収集日が祝日の場合は、前週又は翌週の同一曜日に振り替えて収集します。

※ ペットボトル・古布類・古紙は、同一の収集日に同一車両で収集します。

イ 事業系一般廃棄物

区分	収集頻度	収集運搬主体
事業系一般廃棄物	随時	排出事業者(自己搬入)又は許可業者
資源物	随時	排出事業者(自己搬入)又は許可業者

ウ 動物の死体

区分	収集頻度	収集運搬主体
犬・猫等の死体	随時	排出者(自己搬入)又は許可業者

エ 市長が認めた産業廃棄物

区分	収集頻度	収集運搬主体
農業用ビニール(マルチ)	随時	排出者による自己搬入

(2) 家庭ごみの収集運搬計画

ア 収集運搬の方法

家庭ごみの排出者は、「ごみと資源物ガイドブック」に従い、家庭から出るごみを正しく分別し、燃せるごみ・燃せないごみは、「袖ヶ浦市指定ごみ袋」に入れ、有害ごみは透明又は半透明の袋に入れて、集積場所に収集日の朝8時までに排出します。

集積場所に排出された家庭ごみは、市が委託した収集運搬業者が定期的に収集し、中間処理施設へ搬入します。

ただし、粗大ごみは、戸別収集又は袖ヶ浦クリーンセンターへ自己搬入することとしています。

令和8年度地区別ごみ・資源物の収集日

地区 分類	区等自治会の名称	収集 地区 番号	燃せる ごみ	燃せ ない ごみ	ガラス びん 空き缶 類	ペット ボトル 古布類 古紙	有害 ごみ
昭和 地区	奈良輪第1分区 奈良輪第2分区 奈良輪第3分区 奈良輪第4分区 奈良輪第6分区 袖ヶ浦駅前1自治会 スマートハイムシティ袖ヶ浦自治会 高須区 富士見台自治会 牧場団地自治会 神納まきば台自治会 奈良輪小学校前自治会	1	月・水・金	月	月	木	月
	坂戸市場区 袖ヶ浦シーハイツ自治会 今井3丁目なぎさ自治会 初崎自治会 アクア自治会	4	月・水・金	木	木	月	木
	奈良輪第5分区 福王台地区 桜坂上地域コミュニティー	2	月・水・金	火	火	金	火
	神納一区、向谷下自治会	5	月・水・金	金	金	火	金
	神納東区	10	火・木・土	金	金	火	金
長浦 地区	今井区 今井中央自治会 今井東自治会 勝下地区連絡会 ラミアール千葉袖ヶ浦自治会 長浦駅前7丁目自治会 長浦県営自治会 長浦若葉自治会 久保田新屋敷分区 久保田白根分区 久保田洪田分区 久保田浜宿分区 浜宿団地自治会 久保田ベイヒルズ自治会 スカイヒルズ自治会 久保田パークサイド自治会 寒沢南自治会	8	火・木・土	水	水	土	水
	蔵波第2分区 蔵波第3分区 蔵波台3丁目自治会 蔵波台若草東自治会 蔵波台若草西自治会 蔵波台7丁目自治会 谷ファミリータウン自治会	9	火・木・土	木	木	月	木
	蔵波第4分区	10	火・木・土	金	金	火	金

地区 分類	区等自治会の名称	収集 地区 番号	燃せる ごみ	燃せ ない ごみ	ガラス びん 空き缶 類	ペット ボトル 古布類 古紙	有害 ごみ
	蔵波第5分区 外野区 上久保田自治会 久保田笠上分区 代宿区 橋東分区	11	火・木・土	土	土	水	土
	橋西分区 橋西萩原公園前自治会 橋西第四自治会 フォレストヴィレッジ袖ヶ浦自治会 神納2452番地周辺地区 グリーンヒルズ蔵波自治会	3	月・水・金	水	水	土	水
	蔵波台1丁目自治会 蔵波台みどり自治会 蔵波台2丁目自治会 蔵波台4丁目自治会 蔵波県営住宅自治会	6	火・木・土	月	月	木	月
	蔵波台5丁目自治会	12	火・木・土	月	月	水	月
	長浦駅前1丁目自治会 長浦駅前2丁目自治会 長浦駅前3丁目自治会 長浦駅前4丁目自治会	2	月・水・金	火	火	金	火
	長浦駅前5丁目自治会 長浦駅前6丁目自治会 長浦駅前8丁目自治会 長浦駅前市営住宅	5	月・水・金	金	金	火	金
	根形 地区	飯富区 下新田区 三ツ作区 大曾根区 野田区 市営飯富団地自治会	11	火・木・土	土	土	水
のぞみ野第1自治会		1	月・水・金	月	月	木	月
勝区 のぞみ野第2自治会		6	火・木・土	月	月	木	月
平岡 地区	永地区	1	月・水・金	月	月	木	月
	野里区 花房平自治会 大山田自治会	3	月・水・金	水	水	土	水
	上泉第1分区	4	月・水・金	木	木	月	木
	下泉区 上泉第2分区 滝ヶ沢自治会 もみの木台自治会 永吉区	9	火・木・土	木	木	月	木
	三箇区 鹿島区 三箇引地自治会	8	火・木・土	水	水	土	水
	高谷区 川原井区 林区 明光台自治会	11	火・木・土	土	土	水	土
	岩井区	6	火・木・土	月	月	木	月
中川 ・富岡 地区	成蔵区 野添区 三谷区	1	月・水・金	月	月	木	月
	百目木区 小路第1区 上宿区 中下区 中川団地自治会 山中区 堂谷区 小路団地	2	月・水・金	火	火	金	火
	小路第2区	7	火・木・土	火	火	金	火
	大鳥居区 下根岸区 阿部区 打越区 打越団地自治会 大竹区 滝の口区 滝のロファミリータウン自治会 吉野田区 岩井作区 玉野区 上宮田区 下宮田自治会	5	月・水・金	金	金	火	金

※収集地区番号…ごみカレンダーの分類番号

イ ごみの分別及び出し方

(ア) 燃せるごみ

燃せるごみは、袖ヶ浦市指定ごみ袋「燃せるごみ専用(黄色の袋)」に入れて、集積場所に排出します。

a 燃せるごみの種類

紙くず、繊維類、プラスチック類、ビニール類、ゴム類、皮革類、台所ごみ、草葉類、光学ディスク、内側がアルミの紙パック

b 袖ヶ浦市指定ごみ袋「燃せるごみ専用」の種類及び手数料

容量 20 リットル 1 枚当たり 11 円

容量 30 リットル 1 枚当たり 13 円

容量 40 リットル 1 枚当たり 16 円 (令和 8 年 3 月現在)

(イ) 燃せないごみ

燃せないごみは、袖ヶ浦市指定ごみ袋「燃せないごみ専用(透明の袋)」に入れて、集積場所に排出します。

a 燃せないごみの種類

金属類、せともの・陶器類、刃物類、ガラス・鏡類、指定袋に入る電気機器

b 袖ヶ浦市指定ごみ袋「燃せないごみ専用」の種類及び手数料

容量 20 リットル 1 枚当たり 11 円

容量 30 リットル 1 枚当たり 13 円

容量 40 リットル 1 枚当たり 16 円 (令和 8 年 3 月現在)

(ウ) 有害ごみ

有害ごみは、種類ごとに透明又は半透明の袋に入れ、集積場所に排出します。

a 有害ごみの種類

エアゾール缶(スプレー缶)・カセットボンベ、乾電池類(アルカリ乾電池・マンガン乾電池・リチウム電池・コイン型リチウム電池)、ライター、蛍光灯・蛍光管・電球・豆電球・グローランプ、水銀を使用しているもの(温度計・体温計・血圧計など)、磁気テープ類(カセットテープ・ビデオテープなど)、小型充電式電池

(エ) 粗大ごみ

a 粗大ごみの定義

袖ヶ浦市指定ごみ袋（容量 40 リットル）に入らない大きさで、市で処理可能なごみが粗大ごみとなります。

b 粗大ごみの種類

家具類（椅子・机・書棚・タンス・テレビ台・ソファ・こたつなど）、寝具・敷物類（ベッド・マットレス・カーペット・布団・電気毛布など）、生活用品類（衣装ケース・ベビーカー・ストーブ・台車・車いす・スーツケースなど）、電気製品類（オーブンレンジ・扇風機・掃除機・ミシンなど）、趣味・遊具類（ゴルフバッグ・水槽・自転車・テント・望遠鏡など）、長尺類（枝木・スキー板・ほうき・ゴルフクラブ・物干し竿・傘など）

c 粗大ごみ戸別収集

粗大ごみの戸別収集を希望する場合は、あらかじめ袖ヶ浦クリーンセンターへ電話で申し込み、市の指示に従い粗大ごみ処理券を購入し、粗大ごみに処理券を貼付し、収集日の朝 8 時までに引き取り場所に排出します。

(a) 粗大ごみ処理手数料

粗大ごみ 1 点につき 500 円又は 1,000 円（令和 8 年 3 月現在）

(b) 粗大ごみ処理券

1 枚当たり 500 円（処理手数料 1,000 円の場合は 2 枚貼付）

d 粗大ごみの自己搬入

粗大ごみを袖ヶ浦クリーンセンターに自己搬入する場合は、あらかじめ袖ヶ浦クリーンセンターへ電話又はホームページから電子フォームで申し込み、市の指示に従い搬入します。

なお、自己搬入できる日は、月曜日から土曜日（祝日及び年始を除く。）の午前 9 時から午前 11 時 30 分まで及び午後 1 時から午後 4 時とします。

(a) 粗大ごみ処理手数料

10kg 当たり 100 円（令和 8 年 3 月現在）

(b) 処理手数料の支払方法

搬入時に袖ヶ浦クリーンセンター窓口にて現金払いとします。

(3) 資源物の収集運搬計画

ア 収集運搬の方法

排出者は、「ごみと資源物ガイドブック」に従い、家庭から出る資源物は分別して再生利用を図るものとし、資源物を集積場所に収集日の朝8時までに排出することとしています。集積場所に排出された資源物は、市が委託した業者が定期的に収集し、中間処理施設へ搬入します。

ただし、資源回収自治会事業を実施している地区については、資源回収自治会事業で定めた集積場所に排出するものとします。

イ 資源物の分別及び出し方

(ア) ガラスびん

内容物が残らないよう水でゆすいであらってから、透明又は半透明の袋に入れて集積場所に排出します。

(イ) 空き缶類

内容物が残らないよう水でゆすいであらってから、透明又は半透明の袋に入れて集積場所に排出します。

(ウ) ペットボトル

キャップとラベルを外し、内容物が残らないよう水でゆすぎ、横方向につぶしてから、透明又は半透明の袋に入れて集積場所に排出します。

(エ) 古布類

洗濯して乾かし、たたんでビニール紐などで縛るか、透明又は半透明の袋に入れて集積場所に排出します。ただし、収集日が雨や雪の予報のときは排出しないものとし、汚れ・ごみ・異物がついているなど、リサイクルできない古布類は、別途適正に処分するものとします。

(オ) 古紙

新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック、雑がみ（ミックスペーパー）に分別し、それぞれまとめてビニール紐などで縛って集積場所に排出します。ただし、収集日が雨や雪の予報のときは排出しないものとします。また、記載された個人情報等には配慮することができないため、排出時は十分注意するものとします。

(カ) 使用済小型家電

対象とする使用済小型家電

No.	品 目 名
1	携帯電話端末・PHS端末、パソコン（モニター含む） ※タブレット型情報通信端末を含む 【袖ヶ浦クリーンセンター持ち込み又はイベント回収に限りです。】
2	電話機、ファクシミリ
3	ラジオ
4	デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ
5	映像用機器 ：携帯用液晶テレビ、DVDプレーヤ/レコーダ、ハードディスクレコーダ、ブルーレイディスクプレーヤ/レコーダ、ビデオテープレコーダ、チューナ、セットトップボックス
6	音響機器（携帯型） ：デジタルオーディオプレーヤ（CD/MD/DAT/ハードディスク/フラッシュメモリ）、テープレコーダ（テープデッキ除く）、ヘッドホン・イヤホン、ICレコーダ、補聴器
7	補助記憶装置 ：ハードディスク、USBメモリ、メモリメディア、パソコン周辺機器 【袖ヶ浦クリーンセンター持ち込み又はイベント回収に限りです。】
8	電子書籍端末
9	電子辞書、電卓
10	理容用機器 ：ヘアドライヤー、ヘアーアイロン、電気バリカン、電気かみそり、電気かみそり洗浄器、電動歯ブラシ
11	ゲーム機 ：据置型ゲーム機、携帯型ゲーム機、ミニ電子ゲーム、ハイテクトレンドトイ（ロボットなど電子系玩具）
12	カー用品 ：カーナビ、車載用液晶テレビ、カーチューナ、カーオーディオ（ラジオ・カセット・DVD・CD・MDデッキ、アンプ）、カースピーカ、ETC車載ユニット、VIC Sユニット
13	これらの付属品：リモコン、ACアダプタ、ケーブル、充電器等

排出方法

- a ごみ指定袋（燃せないごみ専用）に入れて、ごみステーションに排出する。
※携帯電話端末・PHS端末、パソコン、補助記憶装置を除く。
- b 袖ヶ浦クリーンセンターに自己搬入する。
- c 市役所・平川交流センター・長浦交流センター・根形交流センター・平岡交流センターに設置している専用の回収ボックスに持ち込む。
- d 市のイベント等で設置する専用の回収ボックスに持ち込む。

(4) 排出禁止物

ア 排出禁止物の概要

家庭から排出される一般廃棄物であっても、次に掲げるものは、集積場所及び袖ヶ浦クリーンセンターに排出できないものとして条例に規定しています。

- 有害性物質を含むもの
- 著しく悪臭を発するもの
- 危険性のあるもの
- 容積又は重量の著しく大きいもの
- 前各号に定めるもののほか、市が行う処理に著しい支障を及ぼすもの

イ 排出禁止物の例

(ア) 指定のリサイクル方法により処分するごみ

- 家電リサイクル対象品（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン）
- 自動車（部品を含む。）
- オートバイ（部品を含む。）
- 消火器
- ボタン電池

(イ) 有害・有毒性のごみ、危険性のあるごみ

- 薬品など
- 在宅医療用器具
- 引火の危険性があるもの

(ウ) 市の施設で処理できないごみ

- 液体状のもの
- 粉状のもの
- 木の根、大型の木の幹・枝
- 石・砂・コンクリートなど
- 大型・堅牢な金属類・機械類
- その他

(エ) 引越や大掃除、庭木の剪定などの際、一時的に出る多量のごみ

(ただし、袖ヶ浦クリーンセンターへの持ち込みは可)

(5) 事業系ごみの収集運搬計画

ア 収集運搬の概要

事業活動に伴い発生する一般廃棄物は自己処理を原則としますが、市がやむを得ない事情があると認め、かつ、処分が可能な範囲内において、自己搬入又は一般廃棄物収集運搬業許可業者による収集運搬により、袖ヶ浦クリーンセンターへ搬入するものとします。

イ 収集運搬の方法

事業系一般廃棄物の収集運搬は、一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理を依頼するか、排出事業者が袖ヶ浦クリーンセンターに自己搬入するものとします。

この場合、排出事業者は、古紙・空き缶など資源物は、分別して資源化を図らなければならない。また、再資源化・再生利用等に取り組んでいる品目は適切にリサイクルし、循環型社会の形成に協力するものとします。

(ア) 一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理依頼

排出事業者は、排出する事業系一般廃棄物の種類と量を確認し、一般廃棄物収集運搬業許可業者と収集頻度・方法・料金を相談のうえ契約を締結し、許可業者により発生した事業系一般廃棄物の収集運搬を行います。

なお、1日平均10キログラム以上排出する者は、あらかじめ市に「事業系一般廃棄物収集運搬処理委託届出書」を提出するものとします。

(イ) 袖ヶ浦クリーンセンターに自己搬入

排出事業者は、排出する事業系一般廃棄物の種類と量を確認し、袖ヶ浦クリーンセンターと搬入の協議を行い、搬入開始1週間前までに「廃棄物搬入届出書」を市に提出のうえ、発生した事業系一般廃棄物を自己搬入します。

なお、自己搬入できる日は、月曜日から金曜日（祝日及び年末年始を除く。）の午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時までとします。

ウ 事業系一般廃棄物処理手数料

10キログラム当たり150円（令和8年3月現在）

(6) 動物の死体の収集運搬計画

ア 収集運搬の概要

犬・猫等の死体の処理は、飼い主が自らの責任で行うことを原則とし、自ら処理できないときは、袖ヶ浦クリーンセンターに搬入します。

また、路上等に放置された動物の死体は、市の委託業者が袖ヶ浦クリーンセンターまで収集運搬します。

イ 処理手数料

犬・猫等の死体 1 個当たり 1,000 円（令和 8 年 3 月現在）

(7) 市長が認めた産業廃棄物の収集運搬計画

ア 収集運搬の概要

市長が認めた産業廃棄物は、農業用ビニール（マルチ）とします。

ただし、排出者は、決められた出し方により、袖ヶ浦クリーンセンターへ自己搬入する必要があります。

イ 処理手数料

10 キログラム当たり 160 円（令和 8 年 3 月現在）

(8) 一般廃棄物収集運搬業許可（ごみ）

ア 許可方針

ごみ排出量の見込みを勘案すると、既存の許可業者等により適正な収集運搬が確保されていることから、現在は新規の収集運搬業は許可していません。

ただし、一般廃棄物の広域的な処理、リサイクルの促進、ごみの減量化の観点から必要と認める場合は、この限りでないものとします。

イ 一般廃棄物収集運搬業許可業者（ごみ）：令和8年2月現在

許可番号	取扱廃棄物の種類	許可業者等名	所在地	備考
6号の1	ごみ	袖ヶ浦企業株式会社	袖ヶ浦市奈良輪 789	
6号の2	ごみ、特定家庭用機器	芝崎商事株式会社	袖ヶ浦市横田 1866	
6号の3	ごみ	傷友環境有限会社	袖ヶ浦市岩井 634	
6号の4	ごみ	株式会社海星興業	袖ヶ浦市久保田 1丁目 5-2	
6号の5	ごみ	富士臨海株式会社	袖ヶ浦市北袖 1	特定事業所限定
6号の6	ごみ	一宮運輸株式会社関東支社	市原市姉崎海岸 126	特定事業所限定
6号の7	ごみ、特定家庭用機器	有限会社大昌	袖ヶ浦市蔵波台 1丁目 4-18	
6号の8	ごみ、特定家庭用機器	袖ヶ浦興産株式会社	袖ヶ浦市蔵波 26-2	し尿等同時許可
6号の9	ごみ	三鬼産業株式会社	市原市姉崎 775-1	事業所限定
6号の10	ごみ	みどり産業株式会社	市原市五井 9093-3	事業所限定
6号の11	ごみ、特定家庭用機器	有限会社広域処理	袖ヶ浦市大曾根 1611	
6号の16	ごみ（貝がら）	株式会社東亜環境コーポレーション	神奈川県海老名市杉久保南 5丁目 16番 12号	特定事業所限定
6号の17	ごみ（木くず）	株式会社北総フォレスト	印西市岩戸 3298-1	
6号の18	ごみ（貝がら）	有限会社木更津清掃社	木更津市中野 143	特定事業所限定
7号の1	ごみ	匠. 開発株式会社	袖ヶ浦市飯富 1081	
7号の2	ごみ	株式会社丸幸	鎌ヶ谷市鎌ヶ谷 3丁目 5-38	特定事業所限定

4 中間処理計画

(1) 中間処理の概要

袖ヶ浦クリーンセンターに搬入された燃せないごみ及び粗大ごみについては、粗大ごみ処理施設で破碎選別処理し、金属類等の資源化を図るとともに、有害ごみ及び資源物については選別・保管により適正処理及び資源化を図ります。

また、平成18年4月から、資源物及び使用済乾電池等民間へ処理を委託する一部の廃棄物を除き、ごみの全量をKCSに中間処理委託しており、KCSにおいて適正処理及び再資源化処理（溶融スラグ・メタルの資源化）を行います。

なお、令和8年8月からKACSの試運転が開始される予定となっており、同年11月からKACSにおいても中間処理を行います。

(2) 中間処理の方法

ア 袖ヶ浦クリーンセンターにおける中間処理

※ 処理主体は、全て市（委託）

廃棄物の種類		処理区分	処理方法等
燃せるごみ		一時保管・ 積み替え	中継施設にて集約、破碎残渣等と攪拌し、排出用車両へ積み替えてKCS・KACSに排出します。
燃せない ごみ	破碎前金属	資源化	手選別し、貯留スペースで保管後、資源回収事業者へ引き渡します。
	破碎不適物 (金属類)	資源化	破碎処理前に手選別し、貯留スペースで保管後、資源回収事業者へ引き渡します。
	その他	破碎処理	破碎処理後、磁選された磁性物は磁性物貯留ピットで保管後、資源回収事業者へ引き渡します。 破碎残渣は、中継施設にて集約し、燃せるごみと攪拌して、排出用車両へ積み替えてKCS・KACSに排出します。
有害ごみ	水銀使用物	個別処理	手選別し、ドラム缶にて保管後、専門業者に処理を委託します。
	蛍光灯	個別処理	手選別し、蛍光灯破碎機で減容後、ドラム缶にて保管。専門業者に処理を委託します。
	エアゾール缶 ・ライター	個別処理	手選別し、内容物確認後、排出用車両へ積み替えてKCS・KACSに排出します。

	その他	破碎処理	内容物を確認後、破碎処理のうえ、磁選された磁性物は磁性物貯留ピットで保管後、資源回収事業者へ引き渡し、破碎残渣は、中継施設に集約し、燃せるごみと攪拌し、排出用車両へ積み替えてKCS・KACSに排出します。
粗大ごみ	畳・布団・マットレス	一時保管・積み替え	袖ヶ浦クリーンセンター内で一時保管後、排出用車両へ積み替えてKCS・KACSに排出します。
	枝草類	資源化	貯留スペースで保管後、資源化処理業者へ引き渡します。
	破碎前金属	資源化	手選別し、貯留スペースで保管後、資源回収事業者へ引き渡します。
	破碎不適物 (金属類)	個別処理	破碎処理前に手選別し、貯留スペースで保管後、資源回収事業者へ引き渡します。
	その他	破碎処理	破碎処理後、磁選された磁性物は磁性物貯留ピットで保管後、資源回収事業者へ引き渡します。破碎残渣は、中継施設に集約し、燃せるごみと攪拌し、排出用車両へ積み替えてKCS・KACSに排出します。
ガラスびん		資源化	無色・茶色・その他の色に手選別し、個別の貯留ピットで保管後、ガラスカレットとして公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ引き渡します。
空き缶類		資源化	磁選機及び手選別によりスチール缶とアルミ缶に選別し、個別の貯留ピットに保管後、資源回収事業者へ引き渡します。
ペットボトル		資源化	ペットボトル圧縮機により圧縮・梱包し、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会又は資源回収事業者へ引き渡します。
古布類		資源化	内容確認後、貯留スペースで保管し、資源回収事業者へ引き渡します。
古紙		資源化	新聞、雑誌、段ボールに手選別し、個別の貯留スペースで保管後、資源回収事業者へ引き渡します。

使用済小型家電	資源化	手選別し、貯留スペースで保管後、認定事業者へ引き渡します。
羽毛布団	資源化	手選別し、貯留スペースで保管後、資源回収事業者へ引き渡します。
動物の死体	一時保管・ 積み替え	内容確認後、冷凍庫に一時保管し、定期的に委託業者がKCSに運搬します。

イ KCS・KACSにおける中間処理

廃棄物の種類	処理区分	処理方法等
袖ヶ浦クリーンセンターより排出された廃棄物	溶融処理 (委託)	高温溶融処理により、スラグ・メタルに再生し、資源回収業者に引き渡します。 また、処理過程で発生する溶融飛灰は最終処分場に排出します。

ウ その他廃棄物の中間処理方法

火災廃材、不法投棄回収物、災害廃棄物等については、発生の状況に応じて適正に処理します。

エ 次期広域廃棄物処理施設の整備

現行のKCSの稼働期間は令和8年度（2026年度）末までであることから、令和9年（2027年）4月からの新施設の稼働に向け、第2期君津地域広域廃棄物処理事業として、安房地域2市1町を加えた6市1町で構成する協議会により、事務を共同で執行しています。

令和2年（2020年）9月29日に株式会社上総安房クリーンシステムと事業契約を締結したことにより、建設地が富津市となりました。

今後の予定として、令和5年度より建設工事に着手したことから、令和9年（2027年）4月の稼働開始に向けて、引き続き事務を執行していきます。

オ プラスチックリサイクルの検討

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行に伴い、現在、燃せるごみの中に含まれている使用済みプラスチック（容器包装プラスチック及び製品プラスチック）を分別収集し、再商品化する必要があります。令和7年（2025年）6月に実施したモデル実証事業の結果等を踏まえ、本市に適したプラスチックリサイクルのあり方について検討します。

(3) 中間処理施設の概要

ア 袖ヶ浦クリーンセンター

(ア) ごみ焼却施設

※平成18年(2006年)3月末にて焼却処理を休止、現在は中継施設として利用

施設名	袖ヶ浦クリーンセンター ごみ処理施設
所在地	袖ヶ浦市長浦580-5
処理方式	流動床・全連続燃焼式
処理能力	120トン/日
稼働年月日	平成元年(1989年)4月1日
管理主体	市(委託)

(イ) 粗大ごみ処理施設

施設名	袖ヶ浦クリーンセンター 粗大ごみ処理施設
所在地	袖ヶ浦市長浦580-249
処理方式・内容	二軸剪断式破砕機・回転式破砕機による破砕、 磁選機等による分別、手選別ラインによる分別
処理能力	16トン/日 (資源物：7.5トン/日、粗大ごみ等：8.5トン/日)
稼働年月日	平成元年(1989年)4月1日
管理主体	市(委託)

イ KCS

施設名	かずさクリーンシステム
所在地	木更津市新港17-2
処理方式	シャフト炉式ガス化溶解・全連続燃焼式
処理規模	450トン/日 ・第1工場 100トン/日×2炉 ・第2工場 125トン/日×2炉
稼働年月日	第1工場 平成14年(2002年)4月1日 第2工場 平成18年(2006年)4月1日
管理主体	株式会社かずさクリーンシステム

ウ KACS

施設名	上総安房クリーンシステム
所在地	富津市新富21-3
処理方式	シャフト炉式ガス化溶解方式
処理規模	486トン/日(162トン/日×3炉)
稼働年月日等	令和9年(2027年)4月1日 稼働予定 ※令和8年(2026年)8月から試運転開始予定
管理主体	株式会社上総安房クリーンシステム

(4) 一般廃棄物処分業許可

ア 許可方針

現行の処理体制を基本とするため、現在は新規の一般廃棄物処分業は許可していません。

ただし、ごみの減量化・資源化を目的とし、袖ヶ浦クリーンセンターでの処理が困難な廃棄物を処理する場合は、この限りでないものとします。

イ 一般廃棄物処分業許可業者：令和8年2月現在

許可番号	取扱廃棄物の種類	許可業者等名	処理施設の所在地	処分方法	備考
6号の24	紙くず・ 廃プラスチック類・ 食品残渣	千葉ゼネラルサービス 株式会社	袖ヶ浦市北袖9-1	焼却処理	特定事業所 限定
6号の25	食品残渣・ し尿汚泥	袖ヶ浦市資源循環型 畜産共同利用組合	袖ヶ浦市蔵波3065-1	堆肥施設	
6号の26	ごみ・ し尿、浄化槽汚泥・ 焼却灰・ばいじん・ 感染性一般廃棄物・ 動植物性残渣 (貝がら)	エコシステム千葉 株式会社	袖ヶ浦市長浦1-51	焼却処理	
6号の27	木くず等(木・竹・ 草・枝根)	株式会社君津興業	袖ヶ浦市林246, 247、 248, 249、250番地	破砕処理	

5 最終処分計画

(1) 最終処分の概要

KCS及びKACSでの中間処理により発生する溶融飛灰（本市分）については、民間最終処分場にて埋立処分します。

市が保有する最終処分場は、周辺環境に配慮して適正に維持管理します。

(2) 市が委託する最終処分

ア 溶融飛灰

(ア) グリーンフィル小坂

事業所名	グリーンフィル小坂株式会社
処理施設の所在地	秋田県鹿角郡小坂町小坂鉦山字杉沢96-29
処分場の種類	管理型最終処分場
処理能力	埋立面積： 91,400 平方メートル 埋立容量：2,700,000 立方メートル 残余容量：940,261 立方メートル ※令和7年（2025年）3月31日測定
令和8年度委託内容	種類：ばいじん 数量：388.5 トン/年（予定） 処分方法：埋立処分

(イ) エコス米沢

事業所名	株式会社エコス米沢
処理施設の所在地	山形県米沢市大字築沢7028-1
処分場の種類	管理型最終処分場
処理能力	埋立面積： 31,600 平方メートル 埋立容量：360,611 立方メートル 残余容量：116,000 立方メートル ※令和7年（2025年）9月30日測定
令和8年度委託内容	種類：ばいじん 数量：277.5 トン/年（予定） 処分方法：埋立処分

(3) 最終処分場の概要

ア 久保田最終処分場

施設名	久保田最終処分場
所在地	袖ヶ浦市久保田1489
埋立方法	サンドイッチ埋立工法
敷地面積	13,908 平方メートル
埋立地面積	7,809 平方メートル
埋立容量	38,400 立方メートル
埋立残余容量	—
埋立開始年月	昭和46年(1971年)7月
埋立終了年月	平成10年(1998年)1月 平成15年(2003年)3月埋立処分終了報告(届出対象外)
閉鎖年月	平成31年(2019年)3月
埋立対象廃棄物	可燃ごみ、不燃ごみ、破碎ごみ、焼却残渣(燃え殻)
浸出液の処理方法	浸出液処理設備による処理
処理水の放流先	久保田川～東京湾
管理主体	市(委託)

イ 袖ヶ浦クリーンセンター 一般廃棄物最終処分場

施設名	袖ヶ浦クリーンセンター 一般廃棄物最終処分場
所在地	袖ヶ浦市長浦580-250
埋立方法	サンドイッチ方式による準好気性埋立
敷地面積	12,288 平方メートル
埋立地面積	6,010 平方メートル
埋立容量	22,500 立方メートル
埋立残余容量	11.9 立方メートル ※令和8年(2026年)1月測定
埋立開始年月	平成元年(1989年)4月
埋立終了年月	未定
埋立対象廃棄物	不燃ごみ、資源ごみ、焼却残渣(燃え殻) ※現在は、し尿沈砂のみ埋立
浸出液の処理方法	浸出液処理施設にて生物処理+物理化学処理(高度処理)
処理水の放流先	東京湾
管理主体	市(委託)

第3 生活排水処理実施計画

1 抑制・処理促進計画

(1) 環境教育、啓発活動

- ・ 生活排水が水環境に与える影響について、学校や地域社会において広報活動を行うなど、環境教育に積極的に取り組みます。
- ・ 廃食用油が直接排水されないよう、資源回収自治会事業において廃食用油の回収を実施し、資源として有効活用を図ります。
- ・ 洗剤の適正利用について、パンフレットを配布し、啓発を行います。

(2) 合併処理浄化槽への転換促進

- ・ 合併処理浄化槽補助金制度について、広報やホームページにおいて周知を図ります。
- ・ 浄化槽法に基づく保守点検、清掃及び水質検査の必要性を啓発します。

2 収集運搬計画

(1) 収集運搬する一般廃棄物の区分等

区分	収集頻度	収集運搬主体	計画収集量
し尿（仮設トイレ等含む）	申込みの都度	許可業者	1,571 k1/年
浄化槽汚泥	申込みの都度	許可業者	11,191 k1/年
合計			12,762 k1/年

※1日当たり搬入できる浄化槽汚泥の量は30 k1以内（最大50k1）とします。

(2) 収集運搬の方法

- ・ 公共下水道供用開始区域内の一般家庭及び事業所等は、し尿及び生活雑排水を公共下水道に接続し排水するものとします。
- ・ 農業集落排水供用開始区域内の一般家庭及び事業所等は、し尿及び生活雑排水を農業集落排水に接続し排水するものとします。
- ・ 一般家庭及び事業所等のくみ取り便所から排出されるし尿は、市が許可した一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を依頼し、袖ヶ浦クリーンセンターに搬入します。

- ・ 仮設トイレ等の設置者は、仮設トイレ等のし尿を、市が許可した一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を依頼し、袖ヶ浦クリーンセンターに搬入します。
- ・ 浄化槽管理者は、定期的に浄化槽の保守点検及び清掃を実施しなければなりません。保守点検は千葉県知事の登録を受けた浄化槽保守点検業者に依頼して実施し、清掃については市長が許可した浄化槽清掃業者に依頼するものとします。
- ・ 浄化槽管理者は、浄化槽汚泥を市長が許可した一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を依頼し、袖ヶ浦クリーンセンターに搬入します。

(3) 一般廃棄物収集運搬業許可（し尿・浄化槽汚泥）

ア 許可方針

し尿及び浄化槽汚泥排出量の見込みを勘案すると、既存の許可業者により適正な収集運搬が確保されていることから、現在は新規の収集運搬業は許可していません。

イ 一般廃棄物収集運搬業許可業者（し尿及び浄化槽汚泥）令和8年2月現在

許可番号	取扱廃棄物の種類	許可業者等名	所在地	備考
6号の8	し尿、浄化槽汚泥	袖ヶ浦興産株式会社	袖ヶ浦市蔵波 26-2	ごみと同時許可
6号の12	し尿、浄化槽汚泥	株式会社君津清掃設備工業	袖ヶ浦市横田 3954	
6号の13	し尿、浄化槽汚泥	株式会社市原防疫	市原市姉崎 854	
6号の14	し尿、浄化槽汚泥	株式会社KOUZUKI	木更津市万石 580-1	
6号の15	し尿、浄化槽汚泥	株式会社ホワイト	木更津市新田 3丁目 5-15	

3 中間処理計画

(1) 中間処理の方法

し尿及び浄化槽汚泥は、市のし尿等積み替え施設にてきょう雑物除去等の前処理、希釈処理を行い、袖ヶ浦終末処理場にて処理を行います。

きょう雑物及び脱水汚泥は、定期的に委託業者によりKCS又はKACSへ排出し、ごみ処理と併せて再資源化処理（熔融スラグ化）を行います。

なお、発生した沈砂等については、袖ヶ浦クリーンセンター一般廃棄物最終処分場に搬入します。

(2) 施設の概要

ア 袖ヶ浦クリーンセンターし尿等積み替え施設

施設名	袖ヶ浦クリーンセンター し尿等積み替え施設 (旧し尿処理施設)
所在地	袖ヶ浦市中袖4-6
処理方式・内容	受入貯留施設にて前処理を行い、袖ヶ浦終末処理場にて処理を行う
処理能力	50 k1/日 (し尿: 20 k1/日、浄化槽汚泥: 30 k1/日)
稼働年月日	平成14年(2002年)4月1日 ※し尿処理施設として平成4年(1992年)3月竣工
管理主体	市(委託)

イ KCS及びKACS [ごみ処理実施計画に記載のとおり]

4 最終処分計画

(1) 最終処分の概要

きょう雑物及び脱水汚泥の中間処理(KCS・KACS)により発生する溶融飛灰(本市分)は、民間最終処分場にて埋立処分を行います。

し尿等積み替え施設から発生する沈砂等は、袖ヶ浦クリーンセンター一般廃棄物最終処分場にて埋立処分します。

(2) 市が委託する最終処分

溶融飛灰 [P26に記載のとおり]

(3) 市が行う最終処分

処分先施設名	袖ヶ浦クリーンセンター 一般廃棄物最終処分場
所在地	袖ヶ浦市長浦580-250
令和8年度処分内容	種類: 汚泥(し尿沈砂) 数量: 2トン/年(予定) 処分方法: 埋立処分

(4) 最終処分場の概要

袖ヶ浦クリーンセンター 一般廃棄物最終処分場 [P27に記載のとおり]

令和 8 年度（2026 年度）
袖ヶ浦市一般廃棄物処理実施計画
〔ごみ処理実施計画〕
〔生活排水処理実施計画〕

令和 年 月
袖 ヶ 浦 市